

第八十七回国会 大蔵委員会 議録 第八号

昭和五十四年三月二日(金曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 加藤 六月君

理事 稻村 利幸君

理事 高島 修君

理事 佐藤 観樹君

理事 阿部 文男君

理事 宇野 宗佑君

理事 小淵 恵三君

理事 後藤田正晴君

理事 西田 司君

理事 本名 武君

理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君

理事 大島 弘君

理事 只松 祐治君

理事 美濃 政市君

理事 坂口 力君

理事 高橋 高望君

理事 安田 純治君

出席政府委員

大蔵大臣 金子 一平君

経済企画庁物価

局審議官 坂井 清志君

大蔵政務次官 林 義郎君

大蔵大臣官房審

議官 伊藤田敏雄君

大蔵大臣官房審

議官 天野 可人君

大蔵省主計局次

長 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省理財局長 田中 敬君

大蔵省証券局長 渡辺 豊樹君

国税庁長官 磯邊 律男君

委員外の出席者

国税庁直税部長 藤仲 貞一君

公正取引委員会

審査部第一審査 奥村 栄一君

行政管理局行政 百崎 英君

管理官 佐藤 和男君

国土庁土地局土 宮下 鉄巳君

地政策課長 森 幸男君

大蔵大臣官房審 竹中 浩治君

議官 森 幸男君

厚生省医務局総 竹内 征司君

務課長 杉岡 浩君

厚生省保険局医 渡辺 修自君

療課長 浜 典夫君

資源エネルギー 松谷著一郎君

庁石油部流通課 前田 泰男君

長 竹内 征司君

建設省道路局道 篠岡 浩君

路総務課長 渡辺 修自君

建設省道路局企 渡辺 修自君

面課長 渡辺 修自君

建設省住宅局民 浜 典夫君

間住宅課長 松谷著一郎君

建設省住宅局建 前田 泰男君

築指導課長 前田 泰男君

会計検査院事務 前田 泰男君

総局第一局長 前田 泰男君

大蔵委員会調査 前田 泰男君

室長 前田 泰男君

委員の異動

三月一日

辞任

只松 祐治君

竹本 孫一君

補欠選任

川俣健二郎君

大内 啓伍君

三月二日

辞任

愛知 和男君

伊藤 茂君

池端 清一君

川口 大助君

正木 良明君

安田 純治君

永原 稔君

同日

辞任

西田 司君

川崎 寛治君

土井たか子君

平林 剛君

坂口 力君

不破 哲三君

西岡 武夫君

三月一日

日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

きまして、過般来いろいろな点から質疑が交わされておりますので、私きようは別の角度からこの問題を取り上げてみたいと存じております。

大臣、二点だけ税務執行面のことにつきましてちよつと御意見を承りたいのです。

最近大法人の修正申告あるいは更正というよう

なことがたびたび行われておまして、特に住友

商事とか日商岩井という両商社なんかは、過去何

回も修正、場合によっては更正処分も受けている

というところでございます。しかも重加算税も取ら

れている。過少申告税も取られている。こういう

ふうなことで、税務執行の今後の問題点としてど

ういうふうにお考えになられますでしょうか。

それともう一点、更正決定の期間は現在三年、

詐偽をすれば五年、こう通則法に書かれておるの

です。一般の民事債権消滅時効が十年という立場

から見ると少し短過ぎやしないかということ、

たとえば一般の民事債権十年と比べていまの三

年、五年を五年、七年とする、あるいは国と納税

者との債権関係を早く打ち切るという趣意である

ならば三年は三年として、詐偽、不正のある場合

は七年にするというふうな更正決定の期間延長と

いうことについて、大臣はどういうふうにお考え

になつておられるのか。これまた後ほど主税局との

問題を詰めてみたいと思いますが、まず最初大臣

から、いまの大商社の脱税、この問題に対しての

今後の税務、徴税方針とそれからいまの更正決定

の期間延長とこの二点だけお答えいただければ結

構です。

○金子(一)国務大臣 前段の大商社の調査の問題

でございますが、何分にも税務職員が十分じやな

いので、何年にも一遍というふうなことで循環的に

調査をやるような方式で従来調査を進めてまいっ

たのでございすけれども、特に問題のあるよう

な商社につきましては、やはり国税局が中心とな

つて重点的に調査を充実させていくことがもう絶対に必要だと私は考えております。また国税庁当局もさような立場でやってくれていると考えております。

それから第二点の三年の更正期間では短過ぎるじゃないかという点でございますが、これはそういう考え方もございますが、とにかく数多くの納税者のある程度の調査をやつての更正でございますから、やはり三年ぐらいで課税の安定を考えたいのじゃないかという点でございます。三年でやっているのですけれども、問題のあるものは五年前にさかのぼつて更正をすることができていることになっておりますから、とりあえず私どもが現在の制度でしっかり調査を充実していけば、不公正は片づけられるのじゃないかと考えておる次第でございます。

○大島委員 そうしますと大臣は、更正決定の期間延長については否定的なお考えですか。

○金子(一)國務大臣 これをすぐ七年、十年まで延長するということはどうかなという感じを持っておるのでございますが、御意見もございまして、この点は十分主税当局に検討させます。

○大島委員 大臣、結構でございます。

質疑の本論に入る前に、国税庁がいらいしやいましたら、いまの問題をちよつと詳しく聞きたいと思つております。

住友商事及び日商岩井の両社の過去の確定申告あるいは修正申告の状況を簡単に説明していただけますか。

○磯邊政府委員 住友商事、日商岩井につきましては昭和四十八年三月期からの状況を申し上げますと、四十八年三月期から五十年三月期はこの当季半期決算でございますから、年二回の決算期を持っておりまして、その後五十三年の三月期までは年一回の決算になりますので三事業年度を持っております。合計して八事業年度になるわけであります。が、この八事業年度の間にござまして修正申告を提出いたしました事業年度は、住友商事、日商岩井とも十回であります。それから当初の申告額と

修正申告額との増減であります。この五年間におきまして、住友商事は四十八億三千七百万円、日商岩井は六十三億四千一百万円というふうになっております。

○大島委員 このような典型的な大企業がなぜこのように再三にわたつて修正申告を提出したのですか。過去十回にも及んでいるというところは非常に異常だと思つたのですが、なぜでございますか。

○磯邊政府委員 御承知のように、法人が修正申告を提出いたします場合は、一つには確定申告書の提出後みずからその申告漏れを把握して自主的に修正申告を提出する場合と、それから国税当局の实地調査によりまして、その結果に基づきまして法人が修正申告を提出する場合と、二通りの方法があるわけでございます。

その場合にまず最初の自主的に修正申告を提出いたします場合というのは、たとえば本来当該事業年度の損益に帰属する事項でありながら、事務処理が遅延したりあるいは損益の帰属がまだ不確定であった、それからたとえば商社等におきましては、海外支店からの関係伝票がまだ未到着であったというふうなことで、当初の確定申告の際にはまだはつきりしていなかったものが、確定申告後にははつきりしたためにこれをみずから修正申告するということ、いわば技術的な面の修正申告であります。それから二番目の調査による修正申告と申しますのは、実際に国税当局が税務調査いたしました結果、申告漏れがあったといったような場合、国税局の指摘に應じてそれをみずから修正申告する、そういうふうな二つの例があるわけでございます。

それで、この住友商事、それから日商岩井の場合、このときにはどちらかと言へば、ただいま申した方法のうちで、むしろ税務調査の結果更正処分を受けるというよりは、税務調査を受けてその結果所得計算上の非違が発見された場合には、自分の方でそれを修正申告をしていくというふうな方法をとっている例が多いわけでありまして、それからさらにまた、こういう大法人におきましては、一つの行為というものが長年にわたつてお

りますので、したがつて一つの事業年度を調査いたしました場合にそういった非違が発見されたときには、かなり過去にさかのぼつてその修正申告を求めるというふうなケースもあるわけでありまして、したがつて、一事業年度において二度あるいは三度の修正申告をするといったような例が出てきたわけでございます。

○大島委員 いまの御説明によりまして、日商岩井、住友商事の昭和四十八年三月期から昭和五十二年三月期までの当初申告額と修正申告額、これは最終分ですが、この合計の差額が、住友商事は四十八億三千七百万円、日商岩井では六十三億四千百万円、こういう御説明ですが、この差額の内容を御説明できますか。

○磯邊政府委員 それぞれの個別の法人の内容でありますので、余り詳しく申し上げるのもできません。ただお許し願ひたいと思ひますけれども、先ほど申し上げたように、一般的に技術的な所得の漏れといふものを自分で修正する修正申告と、それからそのほか税務の調査の結果によって、仮装もしくは隠蔽によつて所得を過少に申告しておつたというふうなもの、それから税務上の取り扱ひを誤つていたもの、あるいは期間損益事項、あるいは単なる計算の誤り、いろいろな問題があるわけでありまして、ただその中で申しますと、たとえば重加算税を課税されたような例といたしましては、木材輸入に際して輸入の原価の一部を増しして架空原価を計上していた事例であるとか、あるいはいわゆるボーイング社関係の五十五万ドルの使途不明金の事例であるとか、あるいはこれに類するものとして架空の支払い手数料を計上していた、こういった例が見つけられるわけでございます。そういう例に対しては、重加算税を課税して税務処理を行っているということでござい

ます。

○大島委員 木材の輸入の原価の水増しによる架空原価の計上とか、あるいはボーイング社関係の五十五万ドル、この五十五万ドルの件、これは何

年ごろですか。

○磯邊政府委員 木材の仕入れによる架空原価計上であります。これは四十八年三月期であります。それから、ボーイング社の五十五万ドルの件につきましては五十二年三月期であります。

○大島委員 ボーイング社の五十五万ドルは使途不明金として計上したのですか、それともその調査の結果、この五十五万ドルの使途がある程度わかりましたか。

○磯邊政府委員 この五十五万ドルの件につきましては、私たちが使途を追及して調査したわけでありまして、まさにはこの五十五万ドルの大部分というものが、海外のものもろの工事の受注のために海外において使用されたというふうなことでありまして、日商岩井側としてもその説明を当局にしたわけでありまして、ただ私たちがとしては、それが明らかにそういった方法で使われたといふことを確信するだけの材料の提出がなかったわけでございますので、これを使途不明金として処理して重加算税を課したということでござい

ます。

○大島委員 こういう大商社が架空原価を計上したりあるいは使途不明金として多額の金額をこういう経理処理するといふことは、中小企業ならともかく、大企業としては常識的に見てどういふふうにお考えになれますか。また、今後こういうことについて国税庁は基本的にどういふふう

に処理されていかれる決意ですか。

○磯邊政府委員 一般的に大企業、中小企業を問わず、税務上の非違が発見される、あるいは不誠実な申告をするといふことは大変困つたことであると思つておるわけであります。特にこういった大企業というのは、日本の経済をリードする企業でありますし、それからまた対外的に見ましても日本を代表する企業であります。そういった意味で、こういった大企業の税務上における「ヘービー」なものがどうであるかといふことは、一般の納税思想に非常な影響を及ぼすわけであります。それだけに私たちはこの大企業がそういった

た税務上の問題を起こすということに対しては、きわめて遺憾に思っておるところであります。

それでこれに對しましては、大企業についての連年の実地調査をやるというふうなことで調査の充実に努めておるわけでありまうけれども、同時に、こういった大企業の経営者自身が基本的に考え方を改めてもらひまして、いやくも税務上の非違があるといったような決算を絶対に組まないということをやっていただきたいと思ひわけでありまうが、私たちとしてもそういった意味で、今後の大企業に対する指導を充実していく、それからさらに一段と調査を充実していきまして、今後こういった問題がないように努めてまいりたい、かように考えております。

○大島委員 これは今後の税務執行上の参考として大いに考えていただきたいのですが、いまから二十年ぐらい前までは、こういう大企業は重加算税を取られるというところに対しては非常に恥辱を感じ、何とかして重加算税だけは堪忍してくれというふうなことがたびたびあったようでございますが、現在に至つては重加算税というものはもうあたりまえのことだという感覚があるのじやなからうかと思ひます。前回質問しました三菱商事しかり、あるいは住商しかり、日商岩井しかり、こういう代表的なものが、重加算税を取られるのはあたりまえだというふうな感覚でおりました場合に、今後こういうものの後を絶つためには、もう少し強い制裁を課税する必要があるのじやなからうか。たとえばいまの輸入原価の水増しで架空原価を計上したなどというところは、これはもう明らかににも重加算税の対象でありますし、また場合によつては青色申告の取り消しということとまでいけなこともないと思ひます。そういうことで、もう少し強い態度でやらないと、こういうことは恐らく後を絶たないというふうな感じがするのですが、告発、起訴というところまでいければ、しかしこれは非常にむずかしい問題で、公訴維持の観点もありますしあれでございますけれども、せめて青色申告の取り消しをもつて対応す

るというふうなことがぐらひはお考えにならないのですか。

○磯邊政府委員 青色申告の取り消しの問題につきましては、かねがね大島先生の御指摘を受けておるところであります。私たちが税法の規定に従ひまして、青色申告の取り消しができるという規定にまづ該当する場合には、これを総合的に判断いたしまして青色申告の取り消しをするかしないかを決めておるわけでありまうが、やはりこういった大企業の場合に、青色申告の取り消しを問難されるような事態が起こることから、それ自体が非常に大変なことでありますから、私たちはそういったことがないようにながねが指導というものに努めておるわけでありまう。

ただ、具体的に青色申告の取り消しをするというところは現在、私たちはできるだけ青色申告を育成強化していくといったような基本的な考えでありますので、実際にその条文の適用に際しては慎重にやつていかなければならないというふうな考へておるわけでありまう。

○大島委員 こういう大法人の調査は、毎期每期必ず実地調査をやつておるわけですか。

○磯邊政府委員 いわゆる特別国税調査官の所掌法人とわれわれは言つておりますけれども、大体資本金が百億円を超えるような法人につきましては、毎年相当数の日時を費やして連年の実調をやつておると申しても差し支えないと思ひます。

○大島委員 いずれにしても、その税歴簿にどうせ重加算税課税というところは載つてゐるんでしようし、ひとつこういう悪質な商社は徹底的に調査を強めてもらひたいと思ひます。場合によつてはもう青色申告の取り消しを辞さないというぐらひの強い決意でもつてやらないと、先ほど言ひましたように、重加算税ぐらひではもう慢性になつてゐると言つても過言ではないと思ひますので、この点は十分御検討いただきたいと思ひます。

なおこれに関連しまして、住商と日商岩井もそうでございませうけれども、こういう不正のある場

合の五年間という国税通則法の更正決定の期間は短過ぎはしないだろうかと思ひます。大臣にもお伺ひしたいのですが、後ほど主税局と詰めますが、国税庁の考え方は率直に言つていかがですか。現状の三年、五年でいいと言われるか、それとももう少し延ばして、たとえば五年、七年とする、あるいは悪質な場合だけ七年間にする。一般の民事債権の消滅時効が十年であることから比較して、その程度に延ばした方が、こういう五年たてばもうできないという事例は幾らでもあると思ひますので、非常に残念な事態が最近特に数多く発生しているわけですから、これに對して、恐らく庁としての統一見解というものは無理でしようから、長官の個人的意見でも結構です。最後に更正決定の期間延長の問題について所見をお伺ひしたいと思ひます。

○磯邊政府委員 税制にわたることですから、私の方から意見を申し上げることは必ずしも適當でないと思ひます。御承知のように最近実調率がきわめて低下しております。もちろん大法人につきましても連年の実調をやつておりますけれども、全般的に申しまして、法人、個人を通じて実調率はきわめて低下してきておる。これを法人で申しますと、大体全法人の八割弱、それから個人につきましても四割弱の実地調査しかできないというふうな状況でありまして、はなはだしいは二十年、三十年に一回しか調査を受ける機会がないといったような事例さえあるわけでありまう。こういった税の執行の問題だけから考えますと、やはりそういった更正もしくは決定の除斥期間というものが長ければ長いほど、そういった把握漏れが単に時の壁に阻まれて流されてしまふというふうなことがないわけでは、やはりそういった除斥期間というものはもう少し長くてもいいんじやないかなという気がいたしますけれども、しかしこれは単に執行面だけの問題ではなくて、すべてのことを判断の上で決めることであらうかと思ひますので、単に私の個人的な考えとして申し上げておる

のでありまして、これが大蔵省全体の意見というまでにはまだ至つていないと思ひます。

○大島委員 長官、結構です。

次に、税制面で若干お伺ひしたいと思ひます。

先ほど申しましたように、当委員会におきましても大抵の角度から医師税制とかいろいろ質疑がなされておると思ひますので、私はちよつと変わった面から、つまり法人税の本質というように点をお伺ひいたしまして、最後に本法改正に關して二、三の問題をお伺ひいたしたいと思ひます。

まず、法人税の基本的仕組みでございますけれども、かつてこれは非常に問題になつてゐる点でございますけれども、いまの法人税の基本的仕組みというのは一応法人擬制説に立つてゐるというところは言えると思ひます。その点は間違ひございませうか。あるいはいつごろからこの擬制説が出てきたのかということですが、簡単に説明していただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 法人擬制説に立つておるかという御質問でございますけれども、いまの法人課税の基本的仕組みと申しますのは、これは申し上げるまでもないことでございませうけれども、配当に係る法人税と所得税を部分的に調整する方式として配当控除なり配当控除というふうな制度を持つております。そういう意味で、それだけを独立の主体と考へて法人税と所得税を全く調整しないという独立の主体という考へ方はとつておられないというところでございませう。

この考へ方は、二十五年のシャープ勧告に基づきます法人税の改正以来、制度の中身につきましては改定がございましたけれども、いま申し上げたような法人税と所得税の負担の調整をする方式としては変更を経ながら一貫してとられてきておるというふうなことに解しております。

○大島委員 昭和四十三年の税調の法人利潤税仮案というところで、この仮案におきましては、いわ

ゆる法人擬制説じやなくて、個人株主には配当控除を行わないということが一つ。それから法人株主の受取配当は益金に算入する。ただし親会社のものは別だ。それから株主イコール経営者というように中小法人の場合は、これは分割課税制度を選択してもよろしい。以上のことからしたが、所得税の税率は引き下げる。それから法人税に係る付加価値税をどうするかという、四十三年に初めて付加価値税という言葉が出てきたんだらうと思うのですが、それは別として、この法人利潤税仮案というように相当思い切った考えでもしる案だと私は思うのですが、これについてはどういうふうに考えられますでしょうか。

配当控除というのができましたのは昭和二十三年の臨時措置であつて、その目的は証券の民主化に資するというのが配当控除の主な理由であつたと記録には出ておるわけです。そういうことで、いま現在となつてみればこういう配当控除というものが本当に必要なかどうかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 四十三年七月の長期税制のあり方についての答申の中に、たゞいま御指摘もございましたように、税制調査会としては一つの仮案について検討を進めたわけでございます。

仮案の内容はただいまお示しになりましたようなことでございますが、その骨子を繰り返してございまして、一本税率で、法人の純利潤を課税標準として、一本税率で、つまり配当、留保を区分しないで課税をする。それから中小法人については軽減税率を設けることを検討する。個人株主については配当控除を行わず、法人株主の受取配当は親会社株主の配当を除いて益金に算入する。それから株主即経営者であるようなそういう法人につきましては、株主分割課税方式、パートナーシップ課税でございましょうか、そういうものの選択を認めることを検討する、そういうことで仮案を示しまして検討を行ったわけでございまして、大体四点について論議が行われたということでござい

いたします。

一つは、法人の純利潤算定に当たつて、企業の自己資本充実の見地から、支払配当の損金算入を認めてはどうかというのが第一点。それから受取配当と受取利子の課税上の取り扱いを同一にしたいかどうか。先ほど申し上げたような支払配当の税制上の取り扱いをそれに改めまして、配当と利子が等しい扱いを受けますが、それでよろしいかどうか。第三番目に企業の支払利子と支払配当、社外流出と内部留保、これらの課税上の均衡をめぐつて繰り返されて議論に決着をつけるために、付加価値税方式というものを企業課税の方式で採用することについてどう考えるか。それから大法人と中小法人の実態的な差異というものがあつたという認識で、企業の規模による担税力の程度に応じた累進税率を設けるべきかどうか、これらの点について議論が行われたわけでござい

ますが、結論としまして、「法人税制のあり方のわが国経済に及ぼす影響が広汎かつ重大であることにかえりみ、いたずらに結論を急ぐことなく、なお十分時間をかけて、基本的仕組みの変更による影響や効果を見きわめたいうえで、安定的な税制の基礎を確立するという態度が必要である」という考え方になりました。仮案について検討を行った結果でございまして、成案が得られなかつたというのが昭和四十三年の経過でござい

ます。いづれにしても、現在直ちに法人税と所得税の調整を全く行わない方式、こういうものに移行することにはいろいろ問題が多いというふうに思ひます。さきの中期答申におきまして、法人税の基本的仕組みを直す場合には、その直したることによつて企業の資金調達の形が変わってくる。個人投資家の金融資産選択のあり方が変わつてまい。それから個人企業形態をとつた場合と法人企業形態をとつた場合と、そういう事業の源泉の形式が法人であるか企業であるかということによつて、法人源泉所得と個人源泉所得の税負担のバランスに問題が起る、重大な影響が及んでくる、そういう重大な影響というものがどういふ

うに波及をしていくか、その効果がプラスであるかマイナスであるか。また外国において法人の税制というのは非常に揺れ動いておるわけでござい。現在もまだ変動のうちにあると思ひます。諸外国の動向も考慮しながら時間をかけて検討することが適當だというのが、さきの中期答申の考え方であるわけでござい。私どもももちろん、中期答申の考え方に沿つて現在いろいろの角度から検討を進めておるところでござい。今後とも慎重に検討をしていきたいというふうに思ひます。

もう一つのお尋ねでござい。配当の控除の問題でござい。これは二十三年そういう経緯があつたということが承知いたしておりますけれども、これもまた委員よく御案内のとおり、シャープ勧告に基づきます現在の法人税におきましてはその点は、配当控除はいわば法人と個人の負担の調整の基本的な仕組みという位置づけになつて今日に及んでおるというふうに理解いたしております。

○大島委員 四十六年七月の答申では、「法人税の基本的仕組みについては、法人税の性格論に固執することなく、すなわち擬制説が実在説かというようないくつかの固執することなく、「法人税制を法人の社会的・経済的実態に適合させる」という方向で引き続き検討していくべきである。」と書いておるわけだ。

もうすでに御案内のとおりアメリカでは、昔から法人を独立の課税主体として個人所得税との調整を行つていないというところ、こういう日本の税法の母法ともいふべきアメリカ自体が、法人を独立の課税主体とみなして個人所得税との調整を行つていないという点から見れば、四十三年答申を引き続きこの方向で一貫具体的に検討するということはお考えられておらないわけですか。

○高橋(元)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、企業課税のあり方というところにつきましては、それが国民経済に對し基本的な影響を持つということだけに、私どもとしても多角的な角度から検討を進めておりますし、これからの検討していくわけでござい。ただ四十六年の答申以来、いわゆる擬制説か実在説かという議論が、そういう法理的な法人についての議論というものを基礎として、税のあり方というものをそれから演繹してつくり出すということでは、必ずしも全面的に妥協するというのではないであらう。法人企業なりその資本調達なりその利潤の配分なり、ひいては個人における負担の権衡なり資金の調達形態なりということが、いわば経済の基本にかかわることでございますから、それは一つの経済的な効果論と申しますか、それから課税の公平論また資源の効率論、それから企業内部蓄積論、いろいろな角度から、それぞれ課税形式の変更によつてどういふ影響が及ぶかということまでも検討しなければならぬというふうに存じます。過日、この委員会でお取り上げになりました日本経済調査会の長期税制のあり方という論文の中でも、法人企業のあり方についてそういう角度からいろいろな検討が行われておる各論の部分があつたというふうに私は承知いたしております。これにつきましては非常に示唆に富む意見でござい。そういうものを踏まえて検討していきたいというふうに思ひます。

アメリカが実在説と申しますか独立説をとつておるの事実でありますけれども、ヨーロッパ諸国の法人企業に関する税制というものは、先ほども申し上げましたように、非常に変動しながら大局的な傾向として、やはりインセンティブ・シヨン方式というものの方向にまとまつて来つたようにも思ひます。資本移動というものを考えますと、独立説、擬制説ということだけで法人課税のあり方を一概に律することはむずかしい問題を含むのではないかとこのように考へておる次第でござい

質問をしておるわけです。

そこでお伺いしたいのですが、仮に法人税に実在税として累進課税をとることはどういふふうに考えられますか。所得税と同じく累進課税をとっていくということについてはどういふふうに考えておるか。これは非常におかしいですか。

○高橋(元)政府委員 累進課税ということは最も所得税になじむ制度でございましょうし、所得税の累進制度というものは今世紀になりましてから、ほぼ国際的に確立しておるといふふうに思われるわけでございますが、法人に対して累進課税を課しておる国というものは、少なくとも先進国では見当たらないわけでございます。ベネズエラとかカタルとかメキシコとか、そういうところで適用しておる事例があるという報告を私も承知いたしておりますけれども、しかしながら現実には法人に累進課税をかけておる国がないということも一つの事実でございます。どうして累進課税を導入するのがむずかしいかということにつきまして、私も税制調査会でも御議論を経て現在まで持っております論拠というものが、およそ四つあると思ひます。

一つは、いわゆる限界原理と申しますか効用減と申しますかそういうことが、個人の場合には所得の額がふえてまいればその所得の消費によつて得られる効用というのは減をいたしていくというところでございまして、法人の場合にはそういう効用減減という関係がないのではないかとというのが一つ。二つ目に、所得税が累進課税を国際的なルールとしておることは、所得再分配ということであるかと思ひますが、所得再分配という概念が個人の場合には妥当なものとて、法人について妥当するといふふうに考えることはできないというところであります。三つ目が、先ほど申し上げた先進工業国で累進税率をとっている国はないというところであります。四つ目に、累進税率を課した場合、たとえば企業分割によつて容易に税負担を免れることができる、そこが問題ではないか、そこまで産業構造に対して非中立的な税制と

いうものを設けるのは妥当であるかどうか、むしろ問題ではないかということ。さらに、いわば一種のスケールメリットといひますか技術的なスケールメリットといひますか、技術的なスケールメリットが大きい場合には資本設備も大きいし、得てくる所得の絶対額も大きい、そういうものに對して累進税率を適用することは、これはまた産業のあるいは経済の中立に對して阻害になるのではないかと。およそそのような理由で、法人税に對して累進税率をとることを妥当といふふうに私もは考へておらないわけでございます。

○大島委員 しかし、たとえば一橋大学の井藤半弥教授、お亡くなりになられたのですが、こういう財政の大家ですら、四十一年十月二十一日の税調長期税制中間報告にいわく、肉體を持つ存在ではないから、つまり累進税率によつてその所得の限界効用を等しくしようという要請が法人にはないから。しかし、それ以外の面で個人と同じく私経済としての効用が問題になる。これです。私は法人実在税として累進税をかけても少しも不合理とは思ひません。こういうことを井藤教授がとに述べておられるし、それから歴史的にも日本は大正までは累進課税であつたといふふうに聞いているのです。いかがですか。

○林(義)政府委員 私からお答えしますが、大島先生もそうですが、私も井藤先生の財政学をかつて学んだことのある生徒であります。井藤先生の御説もありませんが、やはり法人税といふのはいま主税局長から御説明しましたように、経済の実態に合つてやらなければならぬ。一つには、日本の成長といふことになりまして、技術革新その他のもので相当なものが要するといふことがある。それからもう一つは、累進課税をとりますと法人の数を非常にたくさんにしてしまふ。大きな会社を税を免れるために小さくして分割してしまふといふことも可能である。そういう点からして実際問題としてなかなかできないのではないだろうか、それが先ほど局長から答弁したことだろうと思ひます。

今後の日本は一体どういふふうな形でいくかというところになりますと、やはり技術革新その他の問題は相當に重点を置いて考へていかなければ、日本経済はやつていけないだらうと思ひます。技術革新といふことになりまして、ある程度まで相當の資本を持つていけるとあるとかなんとかいふことが必要だと考へられますし、そうした点からも私はいろいろな点、先ほど四点ほど挙げましたけれども、そういうものも含めてこれから長期的に検討していくべき課題だらうといふふうに考へております。

あともう一つ、戦前にはそうであつたかということにつきましては、事実のことでございますから局長の方から答弁させます。

○高橋(元)政府委員 詳細な資料をいま手元に持ち合せておりませんが、私がいま見ております資料では、明治以来法人に課せられる利子配当の受け取り分につきましては、比例税で課せられておるといふふうに承知しております。

○大島委員 私はたしか日本では、大正末期までは法人税に累進税率をとつていたといふふうに記憶しておりますが、もう一度よく調べていただけませんか、これは大事なことです。

それから、政務次官にお伺いしたいのですが、いまの御答弁で、企業分割とかいろいろありますけれども、そんなことは現実の問題としてなかなかやり得るものではないと思ひます。それよりもたとえば株主イコール経営者といふような中小法人と新日鉄といふような法人を比べてみた場合、新日鉄が個人の集まりだといふ感觸を素直に持つておられるか。社会に実在している法人なのだ。八百屋さんやお魚屋さんの株式会社と違つて、新日鉄や川重とかいふようなものがある、これは明らかに法人実在説だ。これは別に理論ではないと思ひますが、素直な感觸としてそういうふう

に思われませんか。

○林(義)政府委員 素直な感觸としてということでございますが、先先生のおっしゃるようなことであると思ひます。そういう感觸からコルムのと

学説などというのを出てきているのだからと私は思ひます。しかし現実の問題として、税をどこで取つていくかといふことになりまして、やはり免れて恥なきといふようなことは避けなければならぬし、そうした点でいろいろ技術的な問題を考へていかなければならぬ、それが税の一つの仕組みの問題だらうと思ひます。そういうことを私は申し上げておるわけでございます。そういう点も含めましてやつていかなければならぬ。新日鉄と小さな法人は全然違ふのではないかと、それは確かに違ふところはありますが、問題を、非常に違ふからといふところがあつたが、いわゆる近くなつたところの問題あるいは先ほど申しましたような諸問題、そういうものを考へると、どこで線を引くかといふのも非常に問題になると思ひますから、そういう問題も含めて私は今後検討していくべき問題だらうといふふうに考へております。

○大島委員 それでは主税局にお願いしたいのですが、いまの歴史的に大正までは日本の法人税は累進税率であつたかどうかということをもう少しよく調べてください。

それから、いま政務次官がおっしゃられたアメリカのコルムの法人税の新しい理論ですが、要するにこれは、公開会社と非公開会社に分ける。公開会社には一応法人実在的なものでいき、非公開会社には配当選択でいくという案だと思ひますが、この案も私は非常に実情に即した案だと思ひますので、この二つの御検討を十分していただきたといふ思ひでございます。もっとも公開と非公開に分けるということ、たとえばサントリーなどといふのは非公開です。これはちやんとした問題があるかと思ひますが、先ほど言いましたように株主すなわち経営者といふような会社とそれ以外の会社、こういうふうに分けていくことができないものであるかどうかといふことをひとつお願いしたいと思ひます。

昭和二十五年のシャープ税制以来、もう法人擬制といふことで固まつてしまつたら、しかもそ

れがヨーロッパ方向に傾いていってしまっている
ということになりますと進歩はないと思うので、
先ほど言いましたように、四十六年の税調の答申
におきまして、法人の性格にとらわれることとな
く、社会的、経済的実態に適合すべく検討すべ
きであるということをおっしゃるのですから、この
点を十分検討していただき、また他日当委員会
で御説明を聞きたいと思ひまして、この問題は一
応これで終わります。

ちよつと参考に。いまのに関連しまして、日本の法人税率は主要国と比べて高いですか低いですか。

〔委員長退席、綿貫委員長代理着席〕

○高橋(元)政府委員　法人税率と申します場合に、国税の法人税率だけで比較いたしますのは問題があらうかと思ひます。地方税たる法人所得課税、また、ほとんどの場合原則として所得を課税標準とする事業税というものもございますから、それらを合わせましたいわゆる実効税率というので比べるのが相当であらうと思ひます。それで申し上げますと、日本の場合には四九・四七%、これは配当性向三〇%という前提ではじております。それがアメリカの場合には五〇・八六、イギリスが五二ちやうど、西ドイツが五六・五二、フランスが五〇ジャストということでございますから、五十二年の中期答申でも申しておりますように、ほぼ等しいけれども若干低いというのが現状かと思ひます。

○大島委員　だから、いま問題になっております一般消費税の導入などという大きな問題もありますけれども、その前に、いまのように法人税も諸外国に比べて若干低いということは事実なんですから、まずこういうものの改正に向かっていく、あるいは場合によっては比例税率をもう少しやるとか、あるいは場合によっては超過累進税率だつて不可能とは言えないと思う。そういう点で御検討いただきたいと思うのです。

次に、プレミアム課税のことについてお伺いしたいのですが、要するにこれは、昭和二十五年に至って資本と見られるということになりまして、

いわゆる資本か利益かという問題に一応終止符を打たれたような形になっているわけですが、その前にちよつと、プレミアム課税の現状はどうなっているのですか、簡単に説明していただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員　法人税は、法人の稼得した所得に対して課税するというところでございますから、株主が拠出した資本に対しては課税しないということがたてまえてございます。

そこで、時価発行に伴うプレミアムというものにつきましても、株主の拠出した資本であるとい

うことが商法の二百八十八条の二に規定されてお
りまして、プレミアムは資本準備金として積み立
てることが強制されております。その使途につ
きまして、利益準備金を取り崩してその後、欠損
の補てんに充てるといふ場合以外は取り崩せない
といふことでございますから、株主からの資本の
拠出について課税しないという先ほど申し上げた
法人税の基本的な考えによつて、わが国の現状で
は投資のプレミアムに対して課税をいたしており
ません。

○大島委員 プレミアム課税に対して恐らく当大蔵委員において取り上げられた問題の一番最初に、「昭和四十八年に、国会において時価発行に対するプレミアムに対して課税すべきかどうか問題となった。これは、必ずしも、プレミアムに對して課税すべきであることを直接主張はしていないが、次のように述べている。」として、昭和四

ここに広瀬秀吉議員がこういう発言をしているわけ
です。資本金の増加額が五百九十億、そして問題
なのはプレミアムであります。発行額と額面五十
円との差額がプレミアムとして商法上資本準備金
ということで処理をされる。「こういうようなプ
レミアムが、いわゆる大法人筋あるいは大商社等
の過剰流動性の——四千八百九十億ですから相当な
ものであります。」「これに対して、なるほどこれ
は今日の商法のたてまえ、そしてまた税法上のた
てまえも、資本取引というものについて課税の対

象にはしないというのが原則になっておりますし、するのですけれども、これを課税の対象にしてならないということで、私どもはこれだけのものに対して指をくわえて見ているだけだ。あるいはうまいことをやったなということで庶民大衆は見て

おるわけであります。こういうふうに広瀬秀吉議員がかつてこの問題を四十八年に取り上げているわけですが、税法は必ずしも企業会計原則や商法に引きずられるということとは私はないと思う。現

にこのプレミアム課税は、古い話ですけれども、戦前はこれは課税されておった。また、これは明

治の終わりですけれども、判例にも、当然これは益金を構成するという判例があるわけです。それで、これも昭和二十五年になって、いや資本取引だからということで、発行に要した費用も控除せず、にそのままざり非課税になっているということとは非常におかしいと思うのですが、証券局として、大体最近の資料でこの時価発行の額はどのぐらいあるかわかりますか。

○宮下説明員 全額が時価発行による増資といふかっこうをとりましたのは四十四年からでございますが、最近を見ますと、五十二年度の実績では、七千九十五億円の増資払い込みに対しましてプレミアムは四千三百一億円、それから五十三年四月から五十四年一月、一番最近でございますが、ここでは、七千四十二億円の増資払い込みに対しましてプレミアムは四千五百九十三億円となつております。

○大島委員 私のいたいた資料では、過去最高が昭和四十七年で、プレミアムは約八千七十八億、それからずっと下がりました、これは不況の關係だと思ふのですが、五十年、五十一年、五十二年、大体四千億程度から五千億程度というふうになっているわけです。これに対して課税するということとは相当な税収になると思うのですが、なぜ資本準備金だということだけで課税されないわけなんですか。先ほど言いましたように、一般消費税の問題にしても何にしても、まずこういうものを取り上げて、どうしても課税できないという

のなら計は別ですけれども、戦前は課税しておつたのだし、また判例でもこれは当然益金を構成する、こう言っているわけですから、こういうものに對してどういうふうに考えられますか。

これは本當に、先ほどの広瀬委員じゃないです。

が、庶民は指をくわえて見ているということは私は事実だろうと思うのです。これだけの大きなプレミアムがあつて、それが全然課税されないということは、確かに庶民大衆はうらやましいと思つ

ているに違いないわけです。しかも永大産業にしましても、あるいは最近倒産しましたパシフィッ

ク株式会社にしても、全部この時価発行の甘い汁を吸って倒産した会社だと思うのです、それが原因かどうかこれは別ですけれども。そういうことで、これは本当にこのまま指をくわえて見ておるということは、主税局としてはどういふふうにお考えになられますか。

○高橋(元)政府委員　いま委員からお話のございましたように、昭和十八年の改正前は全額益金算

入でございました。しかし、それはそれなりの理由があるわけでございまして、十八年の改正前は、額面超過金はすべて課税ということでございましたけれども、商法上法定準備金が一定限度に達した後は額面超過金の自由処分というのができた、それで額面超過金を利益と解する説が商法学説としても有力であつたということでございます。その後制度の変更を経まして、額面超過金の二分の一を一定の設備拡張に充てた場合には益金

に算入しないというような制度にし、それから一般的に二分の一は益金に算入をしないという制度にし、二十五年の改正以後全額益金不算入ということにしておるわけでございます。

先ほどもお答え申し上げましたように、現在の商法は、額面超過金、つまり増資のプレミアムを全部資本準備金と解してこれを資本勘定としてキープする、その使用についても厳格な制限を置いておるといふことでございまして、株主から会社に対して行う資本取引であるということとは法律上また企業会計上確立しておる、それは二十五年の

商法改正以後確立しておるといふふうに思いますが、

そういうふうになっておりまして、資本勘定に課税するという考え方をとらない限り、プレミアムに対する課税というものはできないというのが私の現在の考えでございます。

○大島委員 戦前には額面超過金は全部益金に算入してある、あるいは一時はそのうち五〇％を益金に算入しているといういろいろのケースがあったのですから、いまとなってはもう課税しないという自体は私は考えるべきではなからう、仮に課税しなくても何らかの特別税というふうな形でこれを取れないものかということなんです。その辺はいかがですか。

○高橋(元)政府委員 法人税法は、商法に基づきまして性格づけられておる株式会社ないしその他の営利会社、それからそれ以外の法人というものを、その人格付与の基礎法に即してそれぞれが企業計算をやり、それぞれが利益を算出する、その場合に公正妥当な会計慣行によつてやる、そういうことを前提としての課税を行うということでございます。

ただいま沿革を引いてプレミアムについて何らかの課税をしてはどうかというお話がございましたけれども、払い込み剰余金、額面超過金、こういったようなものが持っておりますところの会社の資本としての営みというものが全体の経済に与える影響というものもこれまたあるわけでございます。効果というものを持っておりますわけでございます。フローであります所得についての課税とそういう額面超過金、払い込み剰余金といった自己資本に対する課税というのの持つておる意味というものはかなり変わつてこようかというふうに思つておるわけで、したがって、非常に広義の払い込み資本全般について課税するというような広がりの中でとらえるのでない限り、所得課税を広げていって拡張としてプレミアムに対する課税ということを行うことは、冒頭申し上げましたように、法人を構成する基礎的な法規ないしそれに基づく

取引の実態というものを考慮いたしますと、非常にむずかしいのではないかとおもうに思ふわけでありまして。法人というのは株主だけで構成されておるものでもなく、法人自体で動いておるわけでもございまして、顧客、雇用主、被用者、それから債権者すべてとの関係で財産を保持しながら動いていくわけでございまして、そこに利益の計上についても、社会公衆に対して一般的に守るべきルールというのがある、それが商法なり企業会計の原則だといふふうに存じております。そういうものを守りながら、法人に対する課税のあり方をどういふふうな構成していくか、これは前の御質問にお答えしたことでございますが、企業課税のあり方一般の問題として私どもは現在総合的に勉強をしていきたいと思つております。

○大島委員 それであるならば、逆の方から説明しますが、減資差益なんですが、現在資本金の払い込み以外で資産増加の原因となるべき一切の事実、これが益金だ、そうしたら、減資差益というのは株主の出資金の返還請求権の放棄の利益、こう見るとですね、これは私はいまのプレミアムと逆の立場で非常におかしいと思ふのですが、その点はいかがですか。

○高橋(元)政府委員 減資差益は、資本の減少により減少した資本の金額が株式の消却や払い戻しのために要した額を超える場合にはその超える部分の金額、これは申し上げるまでもないと思ふます。それが資本修正の結果生じたものでありますので、商法上は増資プレミアムと同様にその全額を資本準備金として積み立てるといふことが強制されております。商法の二百八十八条ノ二という規定でいま申し上げたようなことになっておるわけでございます。資本の払い込みや資本の返還のような資本取引とそれから生じた剰余金というものを事業活動から生じた利益と厳格に区分してやるという考え方、これは商法でも企業会計でも確立された考え方であらうと思ふます。先ほどお答え申し上げたと同じことになりましたが、税法上もそ

ういう商法なり企業会計の基本的なルールと整合性のある取り扱いをすることが相当であらうというのが私どもの考えでございます。

○大島委員 しかしいまの減資差益だって、昭和二十五年までは通常の損益として課税されておつたわけですね。これは二十五年になつてから非課税になつたということです。のみならず減資差益は、先ほどもプレミアムにもありましたように、これは昭和の二年に行政裁判所の判例があつて、これは当然益金を構成するといふふうになつていた。ずっと伝統を重んずる主税局が、戦前からやつたものを急に二十五年になつて一挙に廃止して、これは資本だから利益じゃないといふふうに分り切つて果たしていいものでしょうか。

特に所得税の場合は所得の種類が営業所得、農業所得いろいろありますね。法人はそれはないわけですから。すべて一年間あるいは半年間の期間で純資産増加の原因となるべき一切の事実だ、減少となるべき一切の事実だ、その差額が法人税だ。所得税のように分類の細目がありませんので、こういうのは明らかに法人の利益であることは間違いないわけですね。減資差益あるいはプレミアム、法人の利益を形成するものは明らかだと思ふのですが、それをなぜ資本準備金にこだわるわけですか。

○高橋(元)政府委員 昭和二十五年に商法が改正されました、先ほど申し上げたことですが、法定準備金の限度に達した後の額面超過金というものの扱いが変わりました。資本準備金ということになったわけでございます。したがって、商法改正によつて会社の計算と申しますか、その基本原則が変つた。したがって、沿革を重んずるといふ仰せがございましたけれども、これもまた商法で規定しております会社の計算というものを根拠にいたしましてすべての取引、法人内部、法人外部の取引ができておるわけでございますから、これが非課税であるといふことにつきましては、二十五年の商法改正によつてそれが基本的なルールとして改められたということ御理解いただきたい

と思ひます。

なお付言いたしますれば、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、いずれの国におきましても増資プレミアムは課税をいたさないということになつております。現在の税制ではそうなつております。

○大島委員 商法は別に税法の立場を考慮してないわけですから、商法は商法として商人の帳簿をどう記入するかというのを規定しているだけですから、私は税法は必ずしもそれにとらわれる必要はないと思ふのです。しかも過去の実績というものがあつたわけですから。

いまここでこれ以上論議すると長くなりますから、このプレミアムと減資差益の問題はこれで打ち切りますけれども、ひとつこれも今後の課題として、特に税収の不足という折ですから、思い切つた改革をやつていただきたいし、それから後に一般消費税とかいろいろ出てくるべき問題だ、私はそれが順序論だと思ふわけですが、さつき言いましたように、膨大な五千億とか八千億というようなプレミアムをそのまま非課税にして放任しておくといふようなこと、減資差益もかりですが、こういうことは非常におかしいといふふうなことを私は申し上げまして、次の議題に移るわけですが。

通則法、更正決定の期間制限、これは、一般の民事時効は十年であるのに、現在原則三年、詐欺、不正の場合は五年。先ほど国税庁長官の個人的意見というものを聞きましたが、実際上国税庁では、非常に切齒扼腕するやうなケースが特に最近において目立つてきておるといふことです。

なるほど考えようによりましては、たとえ五年を七年にするといふようなことになりまして、税務署の権限強化ということにもあるいはつながらりかねないと思ひます。しかし、不正がある場合は私は何ら弁明できないと思ふのです。したがって最悪の場合には、不正の場合はいまの五年よりもあと二年、場合によつては十年にしてもいいんじゃないかというふうな考へてゐるのです。

が、これに対して更正決定の期間制限はどう考えられますか。

○高橋(元)政府委員 賦課権につきましての除斥期間でございますが、アメリカの場合、またイギリスの場合、脱税が発見された場合には賦課権についての時効はございませんので無制限ということになっております。ドイツの場合には十年でございます。日本の現行制度が手ぬるい面を持って、これにつきましては執行上の観点から先ほど磯邊長官から意見が述べられました。私はこの問題を考えてまいります際に四つ観点があると思うわけでございます。

一つは、法的な安定性というものをどういうふうに尊重するかという観点で、十年、十五年、無期限というふうな法的安定性が確定する期間が長くなるということについての問題点があると思っております。二つ目が、ただいま申し上げました執行上の観点でございます。実調率が下がってまいり、これは現在の税務職員と経済の伸びの相關関係でございますから、現在かなり実調率が低くなつてきておる。そこで、執行上把握できるイン

ターバルというものが長くなつてきて、やはり除斥期間もそれに合わせて延ばした方がいいのではないかと、税務執行上の公平を保つためにそういう要請があることも事実だと思つて、それから三つ目が、公債権の時効期間との関係でございます。明治以来、私債権は十年、公債権は五年という会計法のルールというのできておりまして現在に及んでおりますから、調査権を延ばした場合に公債権の時効期間を延ばすかどうかという問題がございます。それから四つ目に、じゃ商人と申しますか、一般の営利を営んでおります所得者の帳簿の備えつけ、保存ということがどのくらいの期間守られておるか。商法上十年保存すべしというところになっておりますけれども、現実には十年保存されてない場合がかなり多いと思つて、そういうこととの関係をどう考えるかということでございますが、これは大臣からもお答えいたしましたし

たように、私もそういう諸般の観点を考えながら、いますぐ結論を出すということもなかなかむずかしいわけでございますけれども、除斥期間の延長について長期的な課題として勉強をしていきたいと考えておる次第でございます。

○大島委員 いま話がありますように、アメリカでは無期限に更正できるということですし、ヨーロッパ諸国でも大体十年というのが多いということとは、やはり詐偽、不正の場合には非常に厳しいという態度でおるわけですね。何も税法だけではないのです。アメリカでも関税その他外為法とか外為法はちよつと別ですけども、非常に厳しいというところで、日本の税制は少し甘過ぎるのではないかと気がするのです。

それからいま申しましたように、これを七年にやつたからといって実調率が低まるかということ私ははないと思つて、たとえば七年やつたから、詐偽、不正が出てきた場合に、七年さかのぼつて課税できるという権限の留保をこちらが持つてゐるわけですから、それによつて実調率が下がるというのとはおかしいと思つて、いかがなものでしょうか。

○高橋(元)政府委員 私の申し上げ方が悪かったのかも知れません。実調率が傾向的に下がつてきた、これを上げてまいることがなかなかむずかしい、そういうことを考えますと、法人の場合には恐らく十五年ぐらいに一回、個人の場合には二十年に一回というものが総体の納税者を割りました場合の現実の実調率でございますし、そういう場合に、執行上の公正を保つといつたしますと、課税権の除斥期間を延長する必要があるのではないかと執行上の考え方がございます。申し上げたわけで、いまの大島委員のお話と私の申し上げてゐることは考え方は同じであらうと思つておる。

○大島委員 先ほど国税庁長官が、個人的意見と前置きしながらも、更正決定の期間制限、いわゆる除斥期間の延長について必ずしも否定的な発言ではなかつたようですが、主税局としてもどうですか、必ずしも否定的ではないですか、将来に向かつてこれは検討するということをお考えですか。

○高橋(元)政府委員 先ほど申し上げました四つの観点、つまり法的な安定性をどうするか、国の債権の時効との関連をどう考えるか、商業的な債権としての帳簿、諸証憑の備えつけ保存期間が現行とどうなつておるか、それと執行上の観点、それらを取り合わせて勉強してまいりたいということでございます。

○大島委員 それでは、次の問題に入ります。今度の税制改正によつて異常危険準備金を共済にまで認めるという案が本法改正案に出されております。ちよつとお伺いしたいのですが、異常危険準備金というのはそもそも、損害保険会社の責任準備金にプラスして異常の場合に積み立てておくべき準備金である。たとえば日本では、大火は十年に一回くらいあるだろうということで、非常に綿密な計算で保険計理人が計算しておるわけですが、まず、異常危険準備金というように一つの利益留保性の非常に強い準備金を数多く広げることが適当なものであらうかどうかというところをお伺いしたいわけですね。

それからあわせて、異常危険準備金の積立額はどのくらいになっておるかということもちよつとお伺いしたいと思つておるわけですね。

○高橋(元)政府委員 今回御提案申し上げております租税特別措置法の改正では、異常危険準備金の積み立てができる法人の範囲に森林火災共済事業を行う森林組合連合会を加えるということをお願いをいたしております。

つきまして、異常危険準備金の基本的な性格でございますが、いま利益留保性の任意の責任準備金の積み増しではないかという御指摘でございますが、すけれども、そういう趣旨のものではないというふうに解しております。損害保険が大火、大地震のときに通常の危険率で算定できないような大災害に遭う、その場合保険金の支払いをやむなくされるという場合があると思つて、そういう場合の異常災害、それに対して保険金の支払いに破綻

を来すことのないように配慮していくという観点から、政策税制として異常危険準備金の設定を認めておるわけで、単純な利益留保というふうに考へておらないわけでございます。

なお現在の、五十二年度末でございますから五十三年度の異常危険準備金の期末残高は五千八百七十億円でございます。

○大島委員 私はこれは一つの優遇税制の最たるものだと思つて、もちろん責任準備金以外にこういう準備金を積み立ててくれるということとは、契約者保護の立場に立ちますから大いに結構なんです。しかし、それと税法上損金に算入するということは別問題だと思つて、特に保険会社というのは強力な免許をもらつてゐるわけですから強力な営業ができるわけですね。いわば一つの独占的な営業ができるわけですが、そういうものに対してまでこういう優遇税制を認めなくてはいけないのだろうか。現に保険会社、特に損害保険会社というのは、これで非常に恩典を受けてゐる最たる企業の一つですが、ちよつと試みに、マンモス東京海上の内部留保がどのくらいあるかおわかりになりますか。

○高橋(元)政府委員 東京海上の資本準備金、利益準備金、剰余金を申し上げますと、資本準備金が八十億、利益準備金が九十八億、剰余金が千九億五千三百万円、これが五十三年度の数字でございます。

○大島委員 そういう膨大な内部留保を持つてゐる会社が、さらにこういう異常危険準備金というふうな非常に利益留保性の強いものを認める。本来ならばいまいちたように、免許事業で特権会社ですから、もし万一の場合にはそういうものを取り崩しても契約者を救ふのだというならば、何もそれ以外にこういうものまで、利益留保の性格が強いのかかわらず損金計上を認めるといふことはいかがなものでしょうか。

し上げました。もちろん政策税制でありますから、その整理合理化は負担の公平ということで強力にやっております。昭和三十五年と五十三年度の二回にわたって、この異常危険準備金につきましても積立率の引き下げをやった制度の縮減を図っております。

〔綿貫委員長代理退席、委員長着席〕
現在、五十二年、五十三年の縮減の経過措置の適用期間中でございます。今後とも政策税制の一環としてさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○大島委員 それに仮に異常危険準備金を認めるとしても、保険会社に認めるということではなくて、今度共済にまで広げるといことはどういふものなんだろうか。つまり、保険と共済とはどう違ふのだろうかという問題になるわけです。

これは本来、保険部の仕事だと思うのですが、これは保険部長が来ておりませんので、私の記憶によると、保険と共済の違いというのは、いろいろありますけれども、料率算定の基礎があるのが一応保険なんです。料率算定の科学的基礎がなく単に掛金という方法でやっているのが共済だ、こういうふうに私たちは昔教えてもらったわけです。そうとするならば共済は保険ではない、ならば、この異常危険準備金という制度を拡張することは理論的にはおかしいではないかという感じがするのです。私は主として理論的に申し上げているわけですが、それはいかがなものでしょうか。

○高橋(元)政府委員 専門の外にわたりますので的確な御答弁ができかねるかと思いますが、保険の場合には事故率と損害率と申しますが、それが基本的な料率算定のベースであるということは御指摘のとおりでございます。それに比べて共済は、共済に加入している人たちが相互に共済し合うということなんだから、出し合った金の範囲内で戻ってくればいいじゃないか、そういう意味で、厳格な意味の保険とは違ふんじゃないかという性格づけもあり得ると思います。そこは所管

の保険部、銀行局といういろいろな意見をあれしきたいと思うのでございますけれども、共済について異常危険準備金を設けております趣旨でございますが、相当の加入者がある。その場合に、通常の危険率を大きく上回るという共済につきましては災害による事故が生じてくる。その場合に支払い能力がないから支払えないということでは、これはまた契約者保護、社会的な不安の除去ということに対してマイナスの効果が出てくると思えます。そういう相当の加入者数を有する共済というもののにつきましては、事故率の算定につきましては数理的な根拠と営業保険とのバランスというものが図ってやっておるものも多いわけでございますから、したがって、実質的に保険と変わらな

いような共済というものにつきましては、税法上異常危険準備金の設定を認めておるといことが税制上の考え方でございます。共済農協連の営みです火災共済、特殊風水害共済、その他の風水害共済、生命共済つき建物共済、それから自動車共済、消費生活協とその連合会、水産協同組合共済会、火災協同組合及びその連合会、共済事業を行う環境組合及びその連合会、それらの営みです火災共済、これらを対象として異常危険準備金の積み立てが税法上認められておるわけでございます。

○大島委員 私はこういうふうな足腰の弱い共済なんかに対しては、異常危険準備金という名称を用いるかどうかは別にして、税法上の優遇措置を考えてやるのはいいと思うのですけれども、大企業で特権を受けている大損害保険会社にまでこういう異常危険準備金を損金として認める——責任準備金はあるのです。しかもこの異常危険準備金というのは保険業法に書かれていない準備金、行政指導で事業方法書に書かれていない格の低い準備金、法律的根拠がない準備金なんです。それにもかかわらずそういうものを損金算入としてやるということは、まさにこれは大企業優遇じゃないかと思うのです。
先ほど東京海上の内部留保はわかりましたか

ら、あとちょっとわかりますか、たとえば大正海上、日本火災。

○高橋(元)政府委員 私いま手元に持っております数字は、安田、大正、住友、日本火災と四社でございます。

安田火災について申し上げますと、資本準備金四十六億一千四百万円、利益準備金三十三億、剰余金三百三十七億七千四百万円。それから大正海上、資本準備金六十五億六千六百万円、利益準備金二十三億、剰余金三百三十八億八千九百万円。住友海上、資本準備金二十三億七千九百万円、利益準備金二十一億三千万円、剰余金三百六億五千万円。日本火災、資本準備金二十三億二千九百万円、利益準備金が二十三億八百万円、剰余金百五十二億五千九百万円でございます。

○大島委員 いずれにしても膨大な内部留保を持っているわけですから、これ以上優遇をすることはないんじゃないかとこのように思うのですけれども、第一、この異常危険準備金というのは取り崩した事例というのは数多くあるのですか。

○高橋(元)政府委員 異常危険準備金が大営業保険会社に対する優遇措置ではないかというお尋ねでございます。その点につきましては、契約者に対して普通の損害率の算定の場合に織り込めないような異常災害といえますが異常事故と申しますか、テクニカルタムはよく存じませんが、そういうものが発生した場合でも、なおかつ保険金の支払いを可能にするということは必要であるかと思えます。それが数字的に織り込めるものでございませうれば、それは通常の保険料率の中に入っておりますと思えますが、それを越えた大災害というものは損害保険の場合起こり得るわけでございます。その場合に、保険契約者に対して不便を与えない、不測の損害をこうむらせないという趣旨でございませうから、そういう政策税制があるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、これは租税特別措置の整理合理化の一環として随時見直しを行ってまいります。繰り返しますけれども、これは租税特別措置の整理合理化の一環として随時見直しを行ってまいります。

す。これから見直しを行ってまいりたいというように考えておる次第であります。

○大島委員 先ほど言いましたように、異常危険準備金というものは要するに、業法によって認知された準備金じゃない、いわば私生児的な準備金でありますし、先ほど大正火災は十年に一回と言いましたけれども、いま現在の鉄筋コンクリートへの建築の移行ということを考えたような場合にも、十年に一回というような大火が果たしてあるかどうかという問題、しかも大正火災はそういうふうな膨大な内部留保を持っておる、しかも免許を受けた特権会社であるというような点を考えまして、異常危険準備金をもう一度再検討したいというふうに思ふ。

これに類似するものといまして、最後ではありますけれども、電力会社の湯水準備金、これも利益留保のきわめて濃いつまみ準備金で、今回の改正には載っておりません、責任準備金だけですが、電力会社の湯水準備金の損金算入、これは利益留保が非常に強いと思うのですけれども、これはどういう理由で認めておるわけですか。

○高橋(元)政府委員 電気事業法で湯水準備金の積み立てが義務づけられております。御承知のように電気料金は認可料金でございます。認可料金を設定いたします際に通商産業省では、平水状態をベースにした発電電力量、こういうものを基礎にして算定することになっておりますので、そういう電気事業の特殊な性格に基づいて湯水準備金の積み立てを認めておるわけでございます。

積立額にいたしましても、火力、水力の単価差に水力発電の予測値と実績値の差を乗じた額というようにしております。水力発電電量の実績値が予定値を下回った湯水時には取り崩しが相当大幅な取り崩しになっております。五十三年三月末の準備金残高が百五十三億七千九百万円でございますが、年度間には三百三十億七千万円取り崩しが超過になっております。そういう意味で、客観的

に湯水準備金につきましては積立額の積み立て限度が決まっておりますので、そうむやみやたらに大きな累積というものは生じ得ない仕組みになっておるわけでございます。電力料金の算定ということについては、電力料金の合理性を持っておるということでございますが、湯水準備金につきましても、全体の特別措置の一環の中で今後総合的に取り上げて検討を進めていきたいと思っております。

○大島委員 一つですけれども、東京電力と関西電力の内部留保、資料はわかりますか。

○高橋(元)政府委員 東電でございますが、これは有価証券報告書から拾って持っておりますが、これは資本準備金、利益準備金、剰余金の合計で申し上げてよろしいでしょうか。——といたしますと、東電が千八百八十六億四千万円、関電が千六百五億二千万円でございます。

○大島委員 いずれにしましても、そういう膨大な内部留保を持つ企業であり、しかも先ほどの保険会社と同じく免許事業として特権を与えられておる企業でございます。こういう湯水準備金というものは積み立てるのはいいですが、それを損金にまで認めて積み立てる必要があるのかどうかというのを、私は非常に疑問に思うわけでございます。したがって、先ほどの異常危険準備金といふものは湯水準備金といふ、やはり政策税制というか優遇税制というのか、こういう色彩の濃い利益留保的なものはなるべくやめて、税本来の姿に返していただきたいということを申し上げます。

○加藤委員長 宮地正介君。

○宮地委員 今回の租税特別措置法の改正に伴いまして、これが国民生活に与える影響につきまして、特に最近、五十四年度の経済運営の最も重要なかぎといたしまして、物価という問題が非常に注目されてまいりました。

も、第一項目に、今後の石油の製品値上げということに対する監視を強めていく、こういう問題が入っているわけでございます。当然、本年一月元旦からのOPECの値上げに伴いましてこの三月には、ガソリンなどにおきましてもリッター当たり十円から十二円ぐらいの段階で上がっております、こういうような状況にもあります。また、最近のイラン政変によりまして、今後の石油の供給がまことに不安定である。これについてはエネルギー庁といたしまして、需給のバランスが崩れるようなことのないようにいわれる備蓄の取り崩しも検討したい、こう腹をくくっているようにでございます。

ところが今回のこの税制改正におきまして、揮発油税の二五%アップあるいは地方道路税の二五%アップによりまして、ガソリン税と言われるものが現実にはリッター当たり十円七十銭上がる感じになるわけでございます。私はそういう意味合いにおきまして今回の改正が、一方で増税であり、一方で国民の生活の中において物価高、確かに健全財政というにきの御旗はございませうけれども、一面そういう大きな国民生活への影響というものが、むしろ国民は増税と物価高を強いられるのではないかと心配をいたします。この点について、まず大蔵当局の御見解を伺いたいと思っております。

○林(義)政府委員 宮地委員からお話がありました問題、石油に関連しての御指摘でございますが、当面の経済の問題でわれわれが考えなければならぬ一番大きな問題は、やはり物価の問題である、インフレーションにならないようなことをやっていくということが一番大きな問題であると思っております。同時に雇用問題、それから財政再建の問題があるわけでございます。そうした場合でわれわれが考えなければならぬ、いろいろな手は尽くしまして、国民に安定した石油の供給を図っていくということが一番必要なことでございまいし、外国の影響によりまして石油の価

格が少し上がるのではないかと御指摘でございますが、それに対しましていろいろ手を講じて、安定的供給が図れるように努力をしているところでございます。

それから揮発油税の問題につきまして、外国の問題で値段が上がる、さらに揮発油税で追い打ちをかけるのではないかと、こういうふうなお話でございますが、揮発油税の問題につきましては御承知のとおり、道路の財源という形になっておりまして、財政事情が非常に厳しい折でもある。そういったし、揮発油税でもって道路財源を確保するということは、この厳しい事情の中でやるわけでございますから、国民の皆様方にも御了解いただけるものだと思つて私たちは提案をしているところでございます。そうした厳しい状況であるというのを国民の各層にわかつていただくことが、やはり一番必要なことではないだろうかというふうに私は考えております。

○宮地委員 今回の揮発油税のリッター当たり九円十銭、地方道路税のリッター当たり一円六十銭、合わせていわゆるガソリン税のリッター当たり十円七十銭の値上げが、今後国民生活にどういふ影響を与えるか、そういう点につきまして、これは蔵出し税的なものとして元売りの段階から徴収するわけでございますけれども、現実にはこれによって一つは、全国に約五万七千のスタンドがございまして、この中小零細企業のスタンドの経営の圧迫につながっていくのではないかと、さらにそれが結局最後に押し出されるところは、国民、消費者のガソリンの価格にはね返っていく、こういうような実態になっていくかと思つております。

そこでまず、通産省に伺いたいのでございますが、現在の全国のガソリンスタンドの経営実態、これはどういふふうに把握されておるか、報告していただきたいと思つております。

○竹内説明員 現在のガソリンスタンドの経営実態でございますが、先生御指摘のとおりガソリンの価格は、卸売物価指数で去年の十二月とその前年の十二月を比較いたしました大体二・一%低下しております、それに対しまして小売物価指数、消費者物価指数につきましては一八・三%低下しておる、こういうことでございまして、消費者物価指数の低下の方が大きい、逆に言いますと小売の価格の方が下がっており、こういう実態であるかと思つております。私どもの方でやりました五十三年三月におきます販売業者の実態調査によりまして、ガソリンの販売業者のマージン率というのは十三・四程度ということで、売上高利益率におきましても〇・四%程度ということで、これは前年の〇・七%よりもさらに低下しておる、こういうふうな状況になっております。

○宮地委員 通産省は昨年の七月、五十二年度の給油所の経営実態報告を資源エネルギー庁から石油審議会に提出しております。そのデータを見ましても、この給油所の経営実態調査の中で、約三五・二%が経営的に赤字を計上しております。これは前回、五十二年十二月の調査のときには三二・六%であつた。明らかに三%の上昇を計上しております。また粗利の状態を見ましても、あの石油ショックのときに通産省が価格指導いたしまして、四十九年四月でございまして、リッター当たり百円に抑えた。そのときにはいわゆるガソリン税が三十四円五十銭で、粗利が二十一円七十銭であつた。しかし今回のこの調査によりますと、リッター百円の場合にガソリン税はすでに四十三円四十銭に上がつておる。そういうことで、粗利も十三円二十銭に落ち込んでいます。さらに今回二五%の値上げになりますと、完全にこの粗利は消えてしまつてしまいます。そうなりますと、当然ガソリン税の引き上げ分がストレートに価格に転嫁される、こういう可能性が十分にあるわけでございますが、この点、通産省としてはどのように考えておられるか。

○竹内説明員 このガソリン税本来が消費税でございます。税の性格から言いますと最終的には消費者に転嫁されるべきか、こう考えておるわけでございますが、税の徴収そのものは先生御指

摘のとおり、蔵出し税でございまして、元売り段階にかかるとございまして。したがって、それが元売りから消費者までの段階におきまして、いろいろの取引があるわけでございまして、具体的にそれがどういふふうな転嫁されていくかというところにつきましては、個々の取引実態、取引態様の中で決定されるべきものと考えております。ただ最終的にはやはり消費税という性格から、消費者の方に転嫁されるべき性格のものではないか、こう考えておる次第でございまして。

○宮地委員 最終的に消費者に転嫁されるべきである、通産省あたりがそういう暴言を言ってもらつては困る。というのは御存じのように、揮発油販売法という法律がございまして、この「目的」をちよつとじっくりと読んでもらいたい。各委員の先生方に聞かせるようにゆっくりと読んでもらいたい。

○竹内説明員 揮発油販売法第一条に「目的」がございまして、「この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。」以上です。

○宮地委員 その最後のところに「揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。」と消費者保護を明確にうたっているわけですね。いきなり消費者が全部かぶるべきである、こう断言することを私は取り消してもらいたい。元売り段階から大蔵省は蔵出し税的なもので取る。元売りは今度はスタンドにガソリン税が上ったからといってストレートに十円七十銭持つていいのですか。

○竹内説明員 先ほど御説明申し上げましたのは、消費税という本来の性格からそういうことにならう、こういうことを御説明申し上げましたけれども、実際の税の問題につきましては、取引の態様、元売りの段階でかけられまして種々ございまして、その段階で個々の取引によって実施さ

れていく、こういうふうな考えております。

○宮地委員 公取が来ていると思ひますので、伺いたいわけがございまして。

いま公取は石油業界といゆるカルテルの問題で裁判中である、こういうふうな聞いていますので、伺いたいわけがございまして、一つは今回のOPECの値上げ、これによりまして、そろそろ各元売りメーカーもこの三月の下旬にはリッター当たり十円から十二円ぐらいガソリンにつきまして値上げを考へておる。さらには、これからイラン政変でいゆる供給関係が非常に不安定ということで、石油関係製品が大変に値上げをするのではないかと、国民の心配があります。さらに今回ここでもリッター当たり十円七十銭ガソリンが上がりまして、リッター当たり十円七十銭ガソリンが上がりまして、そうなりますと、そういうふうないろいろな要素の中で私たちが一番心配していることの一つは、あの石油ショック時におけるいゆる悪徳商法の大変なレベルを張られた元売りメーカーなどが、いろいろなこういうチャンスをとらえて便乗値上げ的なあるいは価格カルテル的な行為に出る懸念をわれわれは心配するわけでございまして、現在いゆる裁判で争っているという最中でございまして、そういうことは予想されないとわれわれは理解したいわけがございまして、私にはぜひ公取といたしまして厳重なる価格の監視をしていくべきではないか、こういうふうな考へるわけがございまして、公取の見解を伺つておきたいと思ひます。

○奥村説明員 石油元売各社が最近、石油製品の仕切価格の引き上げを発表いたしておるといふことは承知いたしておるわけでございまして。先生おっしゃいますとおり、物価の騰勢が懸念されるときでもございまして、生産、販売の推移等には十分注目いたしまして、厳重に監視してまいりたいと考へておるわけでございまして。

○宮地委員 さらに、このガソリンがそれではわれわれ国民生活にどういふような影響を与え、負担になってくるか、こういうことにつきまして

は、すでに大蔵当局といたしましてもいろいろデータ調べてあると思ひますが、たとえば家計消費支出の中に占める費目別の支出割合の中で、大蔵省はどの程度にガソリン代が占めているか調査されておるか、伺いたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 五十二年の家計調査年報、その全世帯で申し上げますと、一世帯当たりで年間の消費支出の総額が二百二十八万五千九百六十一円でございます。その中でガソリンの支出が二万一千八百八十四円、消費支出に対するガソリンの金額の割合が千分の九でございます。

○宮地委員 これはいま千分の九というお話でございまして、実際に野村総合研究所の自動車用ガソリンの需要構造に関する調査、これによりますと、家計消費支出に占める費目別支出割合というものが、食料費がトッポで三一・六％、住居費が続いて九・三％、その第三番目にガソリン代が入つてきて八・〇％、光熱費四・四％、こういう順序であります、ただいま主税局長が千分の九と言ひましたが、これは九％の間違ひと思ひます。

○高橋(元)政府委員 もう一つ別の数字を申し上げます。これはCPIウェイトでありまして、CPIウェイト一万の中でガソリンという形で総理府が付しておりますウェイトは百六十八でございます。この百六十八と先ほどの千分の九と数字が違ふではないかという御指摘が直ちにあらうかと思ひますが、この百分の百六十八と申し上げておりますのは、東京それから農村、それぞれによつてかなりウェイトが違います。都市部の場合には比較的自動車の保有率が少ないものでございまして、たしかCPIのウェイトというものは百を切つておるやうに記憶しておりますし、それからCPIウェイトだけで議論できないのは、揮発油の小売価格が相対的に全体の物価指数水準に比べて下がつておりますので、それを乗じますと大体百分の百二十二程度にならうかというところでございまして。

○宮地委員 大蔵数字のトリックといひますか、

そういうもので切り抜けようとしておりますが、わかりやすく数字を示せば、この野村総研の数字は間違ひのないです。これはわれわれ国民の家計支出の中で一割程度、ここでは約八％ですが、これは所得別に全部また違ふのです。たとえば二百五十万円から三百万円ぐらいの年間収入の方々に占めておる割合が少なくなつてまいりますとむしろ占める割合は高くなつてくるのです。たとえば百五十万円未満の御家庭におきましては一三・四％を占めておる、そういうデータが現実にある。お見せしても結構です。

そうなりますと今回のガソリン税の引き上げが、先ほどの通産省のような答弁をしていまして、やはり取り締まる一番の行政官庁の通産省、ここが即消費者だなんと言つていらっしゃるから、これはもう明らかに国民の一番末端の消費者に価格転嫁されることをきよは約束したようなものだ。取り締まるべき通産省がもう半ば大蔵省と同じような立場に立つて、どうも弱い姿勢にある。これではやはりガソリン税一リッター当たり十円七十銭上れば即国民にこれは転嫁される。

主税局長、いまガソリンは一リッター大体どのくらいで売られていてと理解しておりますか。

○高橋(元)政府委員 私どもが小売の統計で見えております数字は、九十八円台でございます。昨年の十月現在で九十八円六十銭かというふうな記憶しております。

○宮地委員 このガソリン税が六月一日から実施されまふと、じゃ六月一日以降大体どのくらいになるとお思ひになりますか。

○高橋(元)政府委員 これは申し上げるまでもないわけがございまして、納税義務者と税を負担していただく方とこれが異つておるといふのがたてまえでございまして、間接税のたてまえで申し上げますれば、十円七十銭の税負担は全額消費者に転嫁されるという形で税制としては観念し構成をしておるわけでございまして。

上げるつもりはないということでございますが、その方面につきましては直ちにそういう反映はないのではないかと、このように考えております。

○宮地委員 ぜひその点、経済企画庁も物価の大目付でございますし、政府の四・九％の消費者物価というものは大変にこれは厳しい情勢下にあることとはあなた方が一番よく知っているわけでございますので、どうかこのガソリン税の引き上げが物価高騰の引き金にならないように、大蔵省とも連携をとって十分なる対応をしていただきたい、このように思うわけでございますし、特にガソリンというのは国民の消費生活の中においても重要な位置づけになっているわけでございます。逆に言えば、大蔵当局、財政当局としてはそこに目をつけたという感じもこれはあると思えます。現在のこういう財政事情の中からもやむを得ないという皆さんの立場であります。しかし国民は、不況、物価高などの中でまだまだ生活実感的には苦しい状態にあるわけでございますので、その点の認識を持って対応をしていただきたい、このことを強く要望したいと思います。

さらに、この道路の財源論について少しお話を進めてまいりたいと思っておりますが、今回の第八次道路整備五カ年計画につきましては、主税局長からも御報告がありました、全体計画といたしましては二十七兆八千億でございます。この中で国費が十兆二千二百四十億、地方費が十一兆六千五百九十億、財投が五兆九千七百七十億、その中で今回の揮発油税を七兆六千四百四十億見積っておるわけでございまして、この五十三年度の実績、それから五十四年度の見通し、五十五、五十六、五十七の年次別計画、この内訳は財源的にどのようになっているのか、御説明いただきたいと思います。

○杉岡説明員 この第八次道路整備五カ年計画を遂行するに当たりまして、ただいま先生が言われましたように、国費は予備費を除きましたその全体の二十七兆八千億に對しまして三七％、地方費が四二％、それから借り入れ等が二一％ということになっております。それで、これの試算でございますが、国費三七％、約十兆でございますが、このうち、揮発油税をただいま先生がおっしゃいましたように七兆六千億余見込んでおります。これにつきましては、石油の供給計画に従いましておおむね三％程度の伸びを見計らって試算をいたしております。（宮地委員）年次別に申しますと、五十三年度から「と呼ぶ」年次別に申しますと、まず五十三年度の数字に對しまして五十四年度でございしますが、五十四年度は約四％の伸びでございしますが、これは……（宮地委員）額です。五十三年度一兆二千八百三十億でしよう。そういうふうになつてくたさい」と呼ぶ）五十三年度が一兆二千八百三十億でございします。それから五十四年度、これは今回の税制改正が行われるものといつたしまして一兆四千六百六十三億でございます。以下五十五年、五十六年、五十七年につきましては、今後の財政計画あるいは予算等との絡みもございしますが、一応その伸び等から試算いたしますと、五十五年度が約一兆六千億、五十六年度が一兆六千三百億、五十七年度が一兆六千六百七十億余を試算をいたしております。

○宮地委員 年度で大体一兆五、六千億円の税収を見込んでおる、こう理解をしたいと思ひます。そこで、この五カ年計画のいわゆる財源の、特財と一般財源あわせて結構でございますが、第八次に至るまでの総トータル、この道路に對する投資の総トータル、お幾らになるか。

○杉岡説明員 この総トータル、いわゆる道路に投資しますのは、五カ年計画では二十八兆五千億で、それで予備費が七千億でございますので、国費、地方費それから財政投融资等の借入金、これを含めまして五カ年計画では二十七兆八千億を投資いたしまして、道路整備を計画的に行うということにいたしております。

○宮地委員 ですから、一次から八次までの総合計ですよ。

○杉岡説明員 きょうそれぞれ投資額は持つておりますけれども、総トータルはただいま手持ち

にございせん。

○宮地委員 じゃ私が教えてあげますよ。第一次から第八次まで、後で計算していただければわかりますが、約四十六兆四千四百億になるようになっております。

そこでもう一つ伺いたいたのですが、下水道整備五カ年計画というのがございしますね。この下水道整備五カ年計画の第一次、第二次、第三次とこの現在までの投資をした金額、これをちよつと年次別に発表して、トータル幾らか言つてください。

○杉岡説明員 下水道五カ年計画につきましては、ただいま手持ちの資料を持つておりませんが、第一次約三千億、第二次が九千億、第三次が、いまの二兆六千億、第四次が七兆一千億というふうに記憶しております。

○宮地委員 それも記憶がちよつと違つておりますね。第一次五カ年計画で、あなたの方の建設省でいただいた資料ですと、達成の方でいくと四千二百四十億、第二次五カ年計画が六千七百十八億、第三次が二兆六千二百億、今回第四次の七兆五千億、この数字に間違いないかどうか。

○杉岡説明員 実は下水道五カ年計画の資料を持つておりませんので、ただいま正確な数字を申しましたが、先ほど申しましたのは計画ベースで申し上げまして、いまの先生のおっしゃいましたのは実績ベースかと思ひますが、後ほど資料を確かめまして御返事したいと思ひます。

○宮地委員 これをトータルいたしますと、十一兆一千六百十八億になるのです。

そこで、私はなぜこれを提起したかといふますと、道路の方につきましては四十六兆四千四百億、これをざつと単純計算いたしますと、約四・一六倍道路に投資が行つておる、こういうことなので、下水の方が四分の一であるということですから、簡単に言ひますと。

そこで、やはり最近国民の間には、いわゆる揮発油税というものであるいは地方道路税というものの財源がストレートに全部道路財源に行くというのをそろそろ考え直すべきときが来ているので

はないか。やはり国民の生活基盤あるいは社会保障の基盤というものを拡充していく段階において、どうも道路が先行して、下水がいま大体四対一の比率で後ろにきている、住宅は真ん中あたりきていけるのじゃないかと思ひます。あるいはもっと広げれば、エネルギーの方にも財源に回したらいのじゃないかという議論もあります。先進国の中において、当然道路も必要でありまして、住宅も必要でありまして、下水も必要でありまして、しかも最近、公共下水道が非常に立ちおくれしているために文化的水準の生活ができてない。特に東京都心を中心とした人口急増地域におきましては、いまだに公共下水道の普及率が非常に低くおつておりまして、吸い込み方式と言ひまして皆さん御存じかどうかかわりませんが、自分の家の床下に大きな穴を掘つてそこにいわゆる雑排水を捨てている。五年くらいたつともう機能しない。庭先に今度穴を掘つて変えていく、こういう宅造の家が非常に多いわけでありまして、私はむしろこういう公共下水道などにもつと重点的に財源の投資をしていくべきではないか、こういうふうにも考えているわけでございします。

そういう中において、たとえば今回の揮発油税の引き上げに当たりましては、先ほど申し上げましたように、揮発油税そのものはいわゆる道路財源にしないなどというところは書いてない。どこを探しても出てこない。いわゆるその足かせになつてい法律が道路整備緊急措置法にあるわけでありまして、第三条で足かせをかけているわけでありまして。たとえば五十七年度で今回の道路計画が一応終わった、五十八年以降また第九次になるかどうかかわりませんが、その段階で道路整備緊急措置法の第三条の足かせを取つてしまふことは考えられないのだろうか、そしてつと国民の社会保障、社会基盤、生活基盤を拡充する、均衡化をすることはできないのだろうか、こういう率直な感じを持つていられるわけでございしますが、この点について主税局長の御見解を伺つておきたい。

○加藤（隆）政府委員 私どもの分担だと思ひます

ので、恐縮でございますが……。

ただいま御指摘のように、わが国の公共投資の中で、治水が由来先行しておるわけでございます。明治以来申しますと、それから農業基盤、それから道路がたまたま御指摘の二十九年以来、ガソリン税を特定財源といたしまして急速に伸びております。

下水道の御指摘、確かに戦後三十年を振り返りますとそういう経緯にございます。そこで、大体三次の下水道計画ぐらゐから急速に下水道の方に資源配分のウェイトがかかっております。本年の企画庁の二百四十兆の配分におきましてもそういうような考慮が払われている次第でございます。

そこでいまの緊急措置法、税法の方が普通税である、緊急措置法で足かせになっておるという御指摘、この問題は、ただいまお願いしております揮発油税法の問題を離れて考えてみますと、たとえば今度の八次計画が終わった段階で、そのときの道路整備の状況、それから自動車の増加状況、片やそれぞれの公共投資間のバランスの問題、それからたまたま御指摘の他の歳出需要、たとえばエネルギーとかあるいは住宅とかそういうようなものとのバランス関係、こういうようなものについては、御指摘のような諸条件を踏まえて、もちろんこれは大蔵省だけでは議論できませんが、関係省庁の意見を踏まえて、その段階で改めて議論することは当然のことだと思ひます。世の中ほとんど変わっていくわけでございますから、それぞれの時代の国民の要請にたえて検討はしていかなければならぬ。ただ現段階で考えてみますと、道路の状況から見ても、大体損傷者負担といひますか原因者負担といひますか、そつちの方の揮発油税で道路の整備をこの八次計画に關する限りお願いするということがいひのではないか。それが終わりました段階では、御指摘のような点は十分検討する必要があると思ひます。

○宮地委員 私道路につきましては、地方の県道とか市町村道、こういう小さいところについて

ては、これはまだ三〇%ぐらゐの舗装率とかそういう点を考えますとまだまだおくれにしている点は多々あると思ひます。ただ国道などにつきましては十分、そういういふお話しのような考え方もそろそろ見直していくべきではないか。たとえば五十四年度の予算案の公共事業関係費、この中に占める道路整備事業費の比率を見ましても二九・九%、住宅対策費の約二・七三倍になっております。また、公共事業部門に含まれておりませんけれども、文教施設費、この場合は三・三九倍になります。社会福祉施設費、保育所とか老人ホームとか身障者施設、これに比較しますと、これは何と十・六七倍になるんですね。こういうようなものからバランスを見ますと、どうもやはり五十四年度予算案の中における公共事業関係費も道路主導型になっておる、こういうふうな思われるわけですね。そしてさらにいま揮発油税で、今後五十年においても非常に道路主導型になっておる。ですからいま主計局長さんが、将来的に五十七年度が終った段階でいろいろ洗い直しをし、均衡を保ち、そのときの実情に合はして十分検討しなければいかぬ、こうおっしゃっているわけでござい

ますが、やはりもう五十四年度の予算案の五十五年年度の予算の認識の中に、また基本的考え方の中に、道路が先行しているんだというこの認識ですね、この主導型、これはやはりある意味では改善していく必要があるのではないか、こういうふううに思ひますが、この点いかがでございますか。

○加藤(隆)政府委員 三点ばかり申し上げたいと思ひますが、ただいまちょっと手元に資料がございませぬが、いま御指摘の一般公共事業関係の中で、一応生活基盤関係というようにグルーピングをしてみますと、絶対額では確かに差がございしますが、伸び率でかなりそつちの方のウェイトを高めております。たとえば具体的に申しますと、一般公共の中で道路は一八%の伸びでございすが、御指摘の文教などは二五、六%伸びておりますし、社会福祉施設の方でもそういう伸びをし

ております。それが第一点でございます。第二点は、道路が全部悪であるということではなくて、生活道路なり街路なり国民生活に生活基盤として非常にファンクシヨンをする。予算の経費は非常にたくさん機能を持っておりますが、その中でどの機能を重視するかという問題はあらうかと思ひます。それから第三点は、全体の事業量で見なければいかぬ。一般公共だけではなくて、たとえば御指摘の住宅の場合、財政投融资の方の金額をあわせて考えるとか、そういうような全体の公共投資で考える必要があるのではないかと思ひます。

ただ御指摘のように、先ほども申し上げましたが、時代が変わり、国民の価値、欲求が多様化し、その中でそれぞれ社会経済の進展に應じまして資源配分は絶えず見直さなければいかぬ。現段階に關しましては先ほど申しましたように、道路投資に關する限り、状況から考えてぜひとも揮発油税法案はお願いしたいということでございます。

○宮地委員 たとえばいまお話が出ましたが生活関連主導、こういう観点から、住宅あるいは上下水道、都市公園、こういったような整備に加えて新たに、本来公共事業の範疇に入っておりますけれども、学校の校舎とか体育館とかいう文教施設あるいは社会福祉施設などの整備、こういうものもやはり公共事業関係費で何とか促進をしていく、そういう時期に來ているのではないかと。特にこれは地域偏差も比較的少なく、私たちがむしろ景気浮揚効果の面からも非常に望ましいのではないかと、こういう理解をしているわけでございしますが、この点についてはいかがでございますか。

○加藤(隆)政府委員 財政法の四条で、公共事業費という概念は御指摘のように、学校も社会福祉施設も入っております。そういう意味におきまして、私もいひわゆる公共投資を論ずる場合、いま議論になっております道路が入っております公共事業関係費以外の学校、福祉なりそういうものをあわせまして、予算編成の場合には議論をいた

しておるところでございます。

○宮地委員 今回のこの揮発油税が、五十四年度におきましても約一兆四千七百二十億円の収税を見込んでおられるわけでございますが、やはりこの揮発油税が創設された昭和二十六年の当時よりい

ゆる揮発油、ガソリンの消費量、これは大幅に増加をしておられるわけでございまして、税収面とあるいは道路整備の状況等を考えてまいりますと、もう客観情勢は昭和二十六年と今日では大変な変化を来しているわけでございします。そういう点から見ましても、私たちはそろそろ先ほど申し上げましたように、この揮発油税の一定割合、これを国民生活優先の観点から、住宅あるいは文教施設あるいは公園、社会福祉施設整備などにやはり充てるような総合的検討段階に來ているのではないかと、こういうふうな考えているわけでございしますが、もう一度この点についての御意見あるいは所見を伺つておきます。

○高橋(元)政府委員 現在いろいろ税制の上で、揮発油または石油、重油、石油製品、それからさらには自動車、そういうものに対する税負担というものがさまざまにございします。税制上自動車関係税が九種目ございしますとか、石油関係税がこれまた七種目ございしますとか、非常に多数の消費税で構成されておるわけであります。これを税制を整備していく、もつと消費税としてまた保有税としてすっきりしたものにしたらどうだという御意見が前々からございまして、私も私も税制を統一的に簡素にし、かつ、負担関係を明確にするということが必要であらうという考え方は持つております。ただ、石油関係税にいたしましては自動車

関係税にいたしまして、一部重複した税目がございしますけれども、いずれも現在の税制では普通税たる消費税でございしますけれども、実際問題として歳出との関連で特定財源として使われておるものがほとんどございします。そういう意味合いで、地方税、国税入りまじつておりますし、また特定財源税もございまして、それぞれの事業の長期的な遂行、事業に対する国民の需要というものの

を見合わせながら税制として統一を図っていきたいという考え方で、総合的に時間をかけて検討を続けておりますし、時々刻々税制改正でお願いをいたすというところでございます。

ただ、いま仰せのありました揮発油税の財源をもっと全般的に国の資本的支出の充実に向けたいという考え方とありますが、現下のように公債の発行の限度、アローアンスというものが非常に小さくなっておりまして段階で、すでに十五兆二千七百億の公債を投入しておられるわけでござい

す。その中の七兆余は建設公債でございます。この発行限度の中で公共的なものか資本的な支出を賄っていく。そのほかにも学校もございまして住宅もございまして社会福祉施設もあるわけでござい

○坂口委員 関連して。

主計局の次長さんは非常に頭のかたいことをおっしゃるわけですが、われわれも決して道路だけがよいと言っているわけでもなければ、逆に道路は全然だめだと言っているわけでもないわけ

り直してください。

○加藤(陸)政府委員 舌足らずでございまして、決してそういう意図を持って申し上げたわけでは

ございせん。(認めればいいんだ)と呼ぶ者あり

は、認めます。

○林(義)政府委員 私から御答弁申し上げてお

○宮地委員 次長も認めますということござい

○宮地委員

い、こういうふう

そこで、時間も刻々と来

住宅税制の改正問題に絡み

しておきたいと思

この土地住宅税制の改正が優良宅地の供給に

なるか、まずこの点から伺いたいと思

○高橋(元)政府委員 昨年の夏以来、政府の税制

調査会が土地税制のあり方についていろいろの

論を述べてまいりました。その状況につきま

は、すでに税制調査会の答申等で御案内のと

だと思

場合の考え方と申しますのは、土地税制が五

から五十五年までという五十年間の期間をも

いわば重課の税制として現在ある。したがって、

その五十年間の税制の経過期間中に税制の改正を

する必要があるとせば、それは宅地の供給の増加

または地価の抑制、安定というところに矛盾しない

ものでなければならぬ。そういう考え方、長期

土地の譲渡につきま

えられるもの、それについて若干の手直しをする

としても、基本的な税制の抑制とかそれから

長期譲渡についての重課、そういう基本的な枠組

みは維持すべきである、そういう結論になります

て、ただいま御審議をお願いいたしております

うに、公的な土地の取得につながるものとして三

項目、それから優良な住宅地または優良な住宅

供給に資するものとして三項目、合計六項目につ

きまして今回、比例税率の限度二千万円を四千万

円に引き上げて、それを超過する部分につきまし

て四分の三の総合税率を二分の一の総合税率に改

めるといふ案の御審議をお願いいたしております

わけ、先ほどよくよく申し上げておりますように

優良な住宅地の供給につながる、かつ、公的な土地

の取得に役立つ、そういう範囲内に限る条件でし

ばったわけでござい

○宮地委員 国土庁はこの点のように理解をし

ておりますか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

最近の住宅地の需要を見ますと、大都市圏の

住宅地の強含みの状態にあらわれておりますよう

に、宅地供給が不足している状態にござい

したがいまして今回の税制改正は、他の施策を当

然のことながら従前に増してとることとあわせま

して、先ほど御説明がありましたような、現行の

長期保有土地の譲渡所得税の四分の三が、一部大

口土地譲渡について抑制的に働くという点につ

いて、二分の一の一般の所得税本則の税率に戻し

いた点を含めまして御検討をお願いし、今回

の措置によりまして私どもといたしましては、所

がるといふふうに考えております。

○宮地委員 最近の地価高騰は大変に目に余るも

のがあ

のがあるわけでござい

。特に国土庁の土地鑑

定委員会が本年の一月三十日に、五十三年の第

四、四半期における地価動向調査の結果を発表し

たところによりまして、住宅地において昨年の地

価のアップ率が、東京圏で八・七、大阪圏が六・

四、名古屋圏八・二というところで、三大圏を平均

しまして八・〇、特に首都圏八・七という大

変な上昇をしているわけでござい

ますが、この点についてはどのよう

に認識をされてお

るのか、この二点伺いたいと思

○佐藤説明員 先生御指摘のように、最近の地価

の動向につきま

した五十三一年間の地価動向は、全国的には

五・一というところでござい

まして、全体として

は安定的な状態がまだ続いていると思

いますが、

三大圏の住宅地につきま

して、御指摘のよう

に八・〇というところでござい

まして、強含みの状

態にあることは事実でござい

ます。

私どもは、地価の変動の要因として一つには、

基本的に特に住宅地の効用の増、たとえば交通、

地下鉄等の都心乗り入れ等によりまして交通の利便

性の増加というふうな、土地自体の価値が上

が

ってくる点が一つあると思

います。それから第二

点としていまほど申しましたように、一般的

な

根強い住宅需要に

対して供給が不足

ぎみであるとい

うことがあ

ると思

います。今回の住宅地

の値上

がりに関しましては、いまほど申し

ました二

つの点

が原因

していると思

いますが、後者の点

につ

きま

しては

先ほど

来申し

ました

ように、住宅地

供給の

促進を

図るこ

とによ

って対

処すべ

き

もの

と考

えて

おり

ます。

な

お、

四十七、

八年

のよう

したのは、言ってみれば土地の投機的取引が非常に横行したということでございます。この点に關しましては、その後の国会の御審議を得ました国土利用計画法の制定等なり、それから先ほど御説明申し上げました土地税制の短期重課等、要するに投機的取引の抑制の制度が非常に充実しておりますので、今後見込みといたしましては、そのような心配はないというふうに考えております。

第二の今回の税制改正に絡まる問題でございますが、今回の税制改正はいまほど申しましたように、いわば先祖伝承来持っている長期的保有土地について、現行の四分の三課税の一部優良住宅地の供給に資するものについての手直しでございます。先生御指摘のように、これからこういう税制になったから土地を買ってもうけようというようなことに関しましては、短期重課の制度、法人重課の制度ないしは特別土地保有税等の投機的取引を抑制する制度の枠組みもございまして、なお、国土利用計画法も的確に運用されることもございまして、そのようなおそれは全くないというふうに考えております。

○宮地委員 特に最近の市中銀行の預金のだぶつきに加えて長期譲渡所得税の緩和、これがやはり土地の騰勢傾向にさらに拍車をかけているのではないかと、こういう国民の心配もあるわけでございますが、この点についてはどのように理解をし、また調査をされておりますか。

○佐藤説明員 最近の土地融資の關係につきましては、銀行局の方、大蔵省の方で、五十年以来の通達についての所要の自衛要請を重ねておられるところでございます。ただ土地融資に關しましては、住宅ローンの伸び等がございまして、これは私どもの考えでは、いわば住宅地の実需に対応するものというふうに考えておられて、これが地価の高騰をもたらすような原因になるものではないというふうに考えております。

なお、土地税制はいまほど申ししておりますように、長期保有土地に關する軽減でございますし、新たなこれから土地を買おうとする人に關し

て何ら税制の緩和をしておりませんので、御指摘のような問題はないのではないかとこのように考えております。

○天野政府委員 銀行融資のお話がございましたので、ちょっと補足的に申し上げさせていただきますが、最近不動産業に對します貸し出しがやや上向っていることは事実でございます。全国銀行ベースで見まして、総貸し出しの伸びが一〇%弱でございますが、不動産業に對します融資は一・六%ぐらゐになっております。ただ他方、個人に對します住宅ローン等の伸びは二〇%見当でございますので、私どもの判断といたしましては、不動産業に對します融資の伸びも、このような個人の住宅需要の増大を反映した実需に基づくものである、こういうふうに見ております。ただ何分にも地価の動向等もございまして、予防措置といたしまして、通達その他の手当てをしたところでございまして。

○宮地委員 最近特に土地の高騰に對しまして金融機関が一役買っているのではないかと、こういうようなことが言われておられて、大蔵省といたしましては金融機関に對しまして、土地融資の自衛を要請した、このようにも伺っておるわけでございますが、この点の実態、また自衛を要請した後、時期的にまだ間もないわけでございますので、その効果というものはなかなか見きわめがつかないかと思ひますが、何らかの変化が生じているのかどうか、この点ちょっと伺いたいと思ひます。

○天野政府委員 私どもといたしまして、金融機関によります土地取得關係の融資につきまして通達いたしましたのは二月七日ごろでございます。実はその後の数字的な状況というのはまだつかむに至っておりません。ただその際に、金融機関の土地関連融資について四半期ごとの報告を求めることになっておりますので、近い将来においてその実態はある程度つかめるようになると思ひております。

○宮地委員 その実態をつかめるのは大体いつこ

ろですか、近い将来と言ひましたが、余り悠長なことをしてしまいますと、土地の方は先にとんどん上がっていつてしまひます。

○天野政府委員 ただいま申し上げました四半期ごとの報告は、一三の分につきまして四月の終りごろにははつきりすると思ひます。

○宮地委員 私はやはり地価の抑制問題は、単に国土庁だけに任せておいてはなかなか解決しない。確かに調整的企画、その辺の立場は国土庁にあるわけでございますが、そういう意味合いで国土法が制定されたのもそこにあるわけでございますが、私はやはり建設省、大蔵省、国土庁、三位一体になって真剣に地価の抑制対策を講じていかなくては、本當の意味の厳格なる地価抑制というものは国民の期待のできる方向に行かないのではないかと、こういうふうな思ひわけでございますが、政務次官、この点について見解を伺つておきたいと思ひます。

○林(善)政府委員 きようは税法の御審議をいただいておるわけでございますが、土地問題というのはまさに宮地さんのおっしゃるとおり、税法だけで解決する問題ではないと思ひます。特に地価対策につきましてはいろいろのことをやっていかなければならない。国民が地価が非常に上がった、特にいま御議論がありましたように、投機で土地でもうけるというふうな考え方でいられまうと非常に困ることになるのだらうと思ひます。一般の国民からも大変な非難を受けることになるだらうと思ひますので、この辺はいろいろなる角度から対策を講じていくべきものだらうというふうな考えをしております。私も大蔵政務次官でございますが、各省庁にもまた話をしまして、一層努力を傾けたい、こういうふうな思ひしております。

○宮地委員 そこで少しマクロ的になりますが、今回の租税特別措置法の改正によりまして、何点かやはり国民の抱えている疑問といひますか心配な点について伺つて、締めていきたいと思ひます。一つは、先ほどお話が出ておりましたが、財

政の健全化という名のもとに、やはり基本的には大企業優遇税制というものがまだ温存されているのではないかと、こういう国民の率直な批判があるわけでございます。各種引当金の見直しを初めといたしまして、その点についての国民の批判に對しまして大蔵當局といたしましては、どういふ努力をし、またこたえていくとされたのか、この点についての明確な答弁を伺つておきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 引当金の制度を設けました趣旨は、法人の所得計算というものの基本的ルールに従ひまして、法人の発生から消滅までのすべてを通じての費用を各期間にどのように合理的に配分するかという企業会計上の基本的な原則に従つて引当金は経理するべきものだと思ひます。税法上現在六種類の引当金を法人税法で認めておられて、この引当金は企業会計の原則に従ひますと、経費に算入しなければならぬ、引当金を取らなければならぬ、こうなっております。いわば企業会計上は必要の損金算入項目でございます。これに對しまして私どもは、それはさうであります。が、現実の繰入率が貸倒引当金のようにあるいは概算率によつておるもの、こういうものにつつきましては、必要に応じて繰入率を実態に即したように見直していくということを基本的な考えにしております。

そこで本年の税制改正でも、これは政令をもつて措置いたす事項でございますので、法案としての御審議をいただいておりますので、繰入予算の方に税収として計上いたしておりますので、貸倒引当金につきましては、現在経過期間中の金融保険業を除きまして、繰入率を二割カットする、これによつて約七百億の増収をするという措置をとつております。そのほか退職給付引当金等五項目の引当金につきましては現在のところ、繰入率については見直しをいたして現在のことにつきましては、まだその結論に達していませんが、引き続き社会情勢、経済情勢というものを見ながら常時見守つてまいりたいというふうに考えております。

す。

○宮地委員 さらに、所得税の減税の問題についても、党首会談でも大平総理もこの問題についてはなかなか口を閉ざしたままであったようであり、国民はこの二カ年間、物価調整減税として戻し税が返ってきておりまして、五十四年度においては果たしてどうか。実際先ほど来申し上げておりましたように、四・九%の消費者物価指数の目標も恐らく超えるであろう。公共料金を初めとしたしまして大変な物価攻勢がこれからやってくるわけでございまして、実質的に国民所得の目減りが五十四年度においては低所得者ほど厳しいのではないかと、こういうふうには理解をしております。所得税減税は、大変これは国民にとって厳しい、そういうふうには理解をしております。所得税減税は、最低、物価調整減税三千億円程度のもので、この点については何度か大臣からも答弁いただいております。きょうは新進気鋭の政務次官でございますので、この点について所見を伺っておきたいと思っております。

○林(義)政府委員 大臣からも繰り返し御答弁しております。お話でございますが、私も一般的な所得減税、こういうことになりまして、いまの段階ではやるのは適当ではないのか、というのには、諸外国との比較におきまして、わが国の課税最低限というのは非常に高いところにある、そういうことでございまして、財政が大変むずかしいというところがございます。そこで新しい物価調整減税というかあるいは所得税減税をやるというのはいかがだろうか。それだけわすかしい状況にあるのだということを国民にわかっていただくために、そういうことは今回はやるべきではない、また財政の事情はともそういつたことを許すような状況でないというところをぜひ御理解いただきたい、こう思っております。

と同時に先生、戻し減税というふうなお話がちらちらと出まされたから、ついでに私このことにつきまして申し上げておきますが、二回ほどやりまして戻し減税というのは果たして効果があつたのかどうか。特にあればいろいろないきさつで議員立法という形でやられたことでもございまして、いまの私たちの考え方からいいますと、財政事情、経済事情からすればこれもやるべきではないのではないか、こういうふうな考えておるものでございまして。

○宮地委員 私は戻し税については大変に効果があつた、こう理解している一人でございます。政務次官も政治家の一人でありまして、選挙区に帰ってその辺を確かめれば一番よくわかることとございまして、いま御答弁されているようなことを伺ってやります。これは大変厳しいおしかりを受けると思つて、これはわざとでございまして、喜びの声を多く、また大きかったという認識だけは、私はぜひ立場を超えて政治家として持つていただきたい、こういうふうな思つておるわけでございまして。

もう一点伺つておきたいのでございますが、今回の税制改正で本当に不公平税制と言われるものは正ができたのだらうか、むしろどうも一般消費税を五十五年導入するその突破口にするのではないかと、こういう逆の見方をする方々も非常に多いわけでございまして、率直に不公平税制の是正はもっと勇断を持ってやるべきではないか、私はそう思つておる。この点について政務次官はどうお考えになつておるか。

また一般消費税の導入、これは現状の経済環境からしても断じてやるべきではない、大平総理も国会の提出を見合せてはございまして、いづれでも、やはりもっと慎重に対応していくべきである。大平総理も一般消費税の導入に對しましては、十分な国民との話し合い、合意、また対応をつくつていきたい、こう申しておるわけでございまして、政務次官としてこの問題についてどう

う考えておられるのか、所見を伺つて質問を終わりにしてみたいと思つております。

○林(義)政府委員 一つには、今回御提案申し上げましたところの租税特別措置法は十分かというお話でございます。私は一般論として申し上げて、世の中にはすべて完全無欠だということはないと思つて、しかし私たちが方々といひましては、一生懸命にやりまして正すべきものは正した、これは見ていただきたいと胸を張つて御提案できる案だというふうに考えております。

いま先生お話しがありました中で、これを突破口にしてというお話がございましたが、突破口にするということではないので、私たちの方々としてはやはり正すべきものは正していく、こういったことで、今度は医師の優遇税制その他を初めとして、思い切つた提案をしているというふうな考えております。

と同時に、消費税でございますが、これは一つの大きな法律でございますし、その取り扱いにつきましましては軽々にやるべきものではないというところは、それとおりだと思つて。ただ、こうした財政の置かれた状況の中で、いつまでも国債に大きく依存するのはどうかというところで考えていきなさい、また、そのほかの方法はなかなかできないというところであれば、これも国民の理解を十分に求めた上で実施していくべきものだろうと私は考えております。

以上でございますが、この問題につきましては私は、当委員会その他十分に御議論いただき、いづれやらないと問題というふうな考えにしていることを申し上げたいと思つております。

○宮地委員 ぜひとも国民の税に対する率直な考えというものを生活実感的な立場からもちあせていただきまして、大蔵当局の良識ある対応を強く要望したいと思います。

時間も少し早いわけでございますが、昼食時間を超えての同僚委員、また政府委員の皆さんの御努力に敬意を表しまして、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

○加藤委員長 午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時一分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。租税特別措置法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。佐藤樹君。

○佐藤(樹)委員 租税特別措置法につきまして各委員から質問があつたわけでありますけれども、時間の都合もありますので、私は執行上の不公平の問題についてまず初めにお伺いをしたいと思います。

われわれがこれまでいいますか選挙区と申しますか、そこにおりますと、やはり所得を完全に把握されて、トータルなところから、税法上の不公平もあるかと思つておるわけで、それと同時に、執行上の徴税上の不公平というのをかなり耳にするわけであります。それで国税庁長官にお伺いをしたいのでありますけれども、長官の耳にもこれは抽象論としては入つておると思うのでありますけれども、この徴税上の不公平というのを長官の方としてはどういうふうな理解をされておるか、まずそこあたりからお伺いしたいと思います。

○磯邊政府委員 ただいま佐藤先生御指摘のように、私たちが一番気になつておることは、いわゆる税制上の不公平の問題というところ、ことながら、税務の執行上において不公平があるのではないかと、こういうことでもあります。いま御指摘になりました世にいうところの「トータル」とあるいは「クロヨン」というふうな言葉、これは一種の「ご都合主義」とも思つておるわけで、しかし謙虚に考えてみますと、やはり巷間さういつた声が出ておるということは、税の執行上において不公平さがあるのではないかと、こういうことでもあります。つまり、われわれの調査が不十分であるといは調

査能力が足りない、そういったことによつて、実際の所得の把握ができてない、あるいは極端な場合には所得者そのものも把握されてなくて見逃されておる人がおるのではないか、こういったことが一番気になっておることでありまして、現在私たちの税務行政の中心というのは、公正なる税務の執行ということを最大のポイントに置いているわけでございます。

○佐藤(観)委員 そこでちょっと伺いますけれども、一体現在総法人数がどのくらいあつて、実際に、いまだいきますと五十三年度はまだ終わっておりませんから五十二年でしようか、データとしては五十二年に一体どのくらい調査した法人があるのか、実調率の推移について若干伺いをしたいと思ひます。

○磯邊政府委員 いわゆる実調率を所得税と法人税に分けて申し上げますと、所得税につきましては、昭和四十二年分でありまして、このときの実調割合は五・二%でございます。それがだんだんと低下してまいりまして、昭和四十九年分には最低の二・七%というところまで落ちました。それからその後内部的ないろいろな合理化努力あるいは職員の大変な努力によりまして、五十一年分につきましては三・七%というところまで回復したわけでございます。これが所得税については実調率が四%弱と言われておる実態でございます。

法人税については申し上げますと、これは若干時期のずれがございますけれども、四十三事務年度で申し上げますと、その当時の実調割合が一五・三%、それが法人税につきましては逐年確実にその実調割合が低下してまいりまして、四十九事務年度におきましては六・六%という最低に落ち込んだわけでありまして、その後、これは所得税と同じように大変な努力によりましてその実調率の引き上げをやつてまいりたわけでありまして、これも五十二事務年度では七・九%というふうに八%を割つておるという状況であります。

いま法人税についての御質問がございましたので、試みに過去の例を申し上げますと、御承知のよう

に申告納税制度が適用になりましてから昭和二十八年度ごろまでは、ほとんど各法人について毎年調査をするというふうな調査体系であつたわけでありまして、それがその後次第に調査なり法人の管理のやり方を変えてまいりました結果、十九年から三十八年度ぐらひにかけましては、これは当時、実地調査による三年一巡調査方式というものを採用いたしまして、その当時の実調率が大体四九%から二八%までなりました。その後三十九年度に入りまして、実地調査と臨戸調査を組み合わせて三年一巡方式をとつたわけでありまして、これが二五%から一三%ぐらひまでの間で実調をやつております。それが四十六年度以降はいわゆる質的管理体制というのをとりまして、法人をそれぞれ質的に区分いたしましてその接触体系を変えました結果、現在申しましたような大體一三%から最低六・六%までになるというような状態になっておりまして、かつての所得、法人を通じましての実調の割合から考えますと、まさに格段の差があるような状況でございます。

○佐藤(観)委員 いまお話がありました五十二事務年度で七・九%という実調割合ですと、それは大法人も中、小もありましてこれは一概に言えませんが、全くならして考えますと実調率が七・九%ということは、逆算をしますと、約十三年に一回しか税務調査は入らないということですから、これは余りにもひどいのではないかと思ひます。何も調査に入ること自体が必要なのではなくて、正しい申告が本当にされていなければいけません。正し申告が本当にされていなければいけません。正し申告が本当にされていなければいけません。正し申告が本当にされていなければいけません。

○磯邊政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、このように実調率が低下してきたというのはやはり第一には、調査対象でありますところの納税者の数がふえたということでありまして、それと同時に、それに伴つての税務職員の増加がないという、その調査対象件数とそれから現在の税務職員とのギャップがきつて大々的なものになつたということであるのが基本的な問題であります。もちろんそのほかに、経済取引の範囲が非常にふえたとか、あるいはその取引の内容そのものが非常に複雑多様化したとか、いろいろの問題が言われるわけでありまして、いずれにしても、調査対象の増加に現在の税務職員の増加が追いつけないということが基本的な問題だらうと思ひます。

○佐藤(観)委員 それでは、だれでも考えることですが、庁の内部でも少し機械化できないのだから、あるいはアルバイトを導入して、大々ペテランの税務署の職員の方がやらなくてもアルバイトに依存できるところはないのだから、管理・徴収、間税部門の方をなるべく法人とか源泉所得税の部門に回すとか、そういうことを恐ろしくなりやうていらつしやうと思ひます。恐ろしくなりやうていらつしやうと思ひます。恐ろしくなりやうていらつしやうと思ひます。恐ろしくなりやうていらつしやうと思ひます。

○磯邊政府委員 ただいま御指摘のお考え、私も基本的にはそういう考へであります。御承知のように税務調査の対象者が非常にふえてきた、それから税務を取り巻く環境が非常に厳しくなつてきたということ、その対策をいたしましてはわれわれは、できるだけ定員の増加をお願いしておるわけでありまして、それだけでは不足しております。自己努力をいたしまして、人員を再配置いたしまして地方局から都市局の方に人員を再配置いたしましてその配分のバランスをとつたということ、それから税務署そのものを合理的に統合分割を続けてきた、それから税務署の機構を改革いたしまして、現在の課、係制度というものを廃止して統括官制度をとることによつて、調査に最も効率的な機構に変えていった、同時にまた、い

まおつしやいましたように内部事務の圧縮を図るために機械化を進めてきた、それからまた、できるだけアルバイトを採用することによつて単純な作業というものはアルバイトの人にやつてもらふ、というふうな努力は、国税庁としても精いっぱいやつてきたつもりでありますけれども、しかし、いつまでもこういう内部の自己努力の合理化というものであれば限度がございますので、やはり今後の問題としては、人員をふやしていただくということがどうしても必要になつてくるというふうに私は考えております。

○佐藤(観)委員 きようは行管も見えておりますので、行管のいらつしやうとところで、この問題は私は行政改革とは違つた次元で物を考えていかないと大々なことになるのではないかと。それはおいおい御質問申し上げますが、そこで、税務署の職員が一人ふえたから直ちにそれだけコストがかかるというものでなく、一人ふえて調査に入ればその分だけ増税額が出てくる、そういう意味では歳入がふえるという問題がありますから、若干お伺いをしたいのであります。

たとえば法人税について、五十二事務年度で一体どのくらいの増税額があり、一応法人税担当の職員の方はどのくらいいらつしやうのか。それから、査察がありますね、査察によつて脱税額は一体どのくらい上がったのか、そして、延べじやなくていいですが、単純な査察に要した人員はどのくらいか、ちよつとそれを数字を挙げてくださいます。

○磯邊政府委員 増税額の問題であります。所得税については申し上げますと、昭和五十一年分については全国の増税額が八百六十三億円であります。もちろんこれは税額でありまして、それから法人税については二千六百七十七億円となつておるわけでございます。これは単純に割りますと、所得税については一件当たりの増税額が二十九万二千円、法人税については一件当たりの増税額が二百十二万七千円というふうな数字になつてい

ます。査察によつて脱税額は一体どのくらい上がったのか、そして、延べじやなくていいですが、単純な査察に要した人員はどのくらいか、ちよつとそれを数字を挙げてくださいます。

○磯邊政府委員 増税額の問題であります。所得税については申し上げますと、昭和五十一年分については全国の増税額が八百六十三億円であります。もちろんこれは税額でありまして、それから法人税については二千六百七十七億円となつておるわけでございます。これは単純に割りますと、所得税については一件当たりの増税額が二十九万二千円、法人税については一件当たりの増税額が二百十二万七千円というふうな数字になつてい

わけであります。

なお、査察について申し上げますと、五十一年度で百八十七億円という増差税額を上げていますわけです。ただ、いま査察官全員で全国で約七百名ということになっておりますから、査察官一人当たりについて言いますと二千万円の税額を増差税額として課税しておるということになるわけです。

○佐藤(親)委員 これは数字の問題ですからいいのですが、おたくからいただいた「日本における税務行政 昭和五十三年」というのを見ると、「法人税の課税額の推移」というところで、法人税については税務署所管分と国税局所管分で増差税額が合計千七百七十六億円という数字が挙がっているのですが、長官がいま言われたのは五十三年かな、五十三年はまだ数字が出るわけがないので、五十二年にしては数字が倍ぐらい違うものですか、ちよっとそれを説明してください。

○藤仲政府委員 ただいまお尋ねの点につきまして、ちよっと時間をいただいで、すぐに調べて御答弁申し上げます。

○佐藤(親)委員 数字のことですから後で調べればいいのですが、査察の額も、まあこういうものは一人当たりで出すことが必ずしもいいのかどうかわかりませんが、要するに私の言いたいのは、ペテランの調査員がやれば一人の人に出す給料よりもはるかに国の方には税収が上がってくるということを申したいわけでありまして、別に数字の細かいことについてはいいのでありますけれども……

そこで、大臣が見えたら私はその次にお伺いしたいと思つたのであります。それに引きかえ、現在の国税庁の職員の年齢構成の問題なんです。いま委員各位のお手元にも年齢構成の表が行つていと思ひますけれども、これは国税庁から出していただいたわけでありまして、間違ったものと思ひますが、これを見ますと、五十一歳以上の方が一万六千九百人、全国国税庁職員五万七千六百六十人のうち二〇・一%、それから四十六歳から五十

歳までの方が一万五千五百五人、二〇・二%、昭和五十三年十月一日現在ということですから数字が出ています。これは間違ひございませんね。

○磯邊政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤(親)委員 そうしますと国税庁の職員の方は、若くして早くやめられる方もいらつしやいますけれども、大体が五十六歳ぐらいである、五十五、六歳でやめられる方が六割ぐらいになつていゝるわけですね。そうしますと、この表を五歳右にずらしてみますと、たとえば五歳たつた後には、いまのペテランの五十一歳以上の方々一万六千九百人というのはいまやめていられる、何か追い出すような言い方ですが、従来の経緯からいつたら大体こういうことになりませんか。よろしゅうございませうか。

○磯邊政府委員 ただいま先生御指摘のように、現在の年齢構成から考えますと、そういう形でいゝゆる五十歳以上の中高年齢の方々が退官していくということになります。

○佐藤(親)委員 さらにもう五年たちますと、つまりいまから十年後になりますと、四十六歳以上の方がやめていられるわけでありまして、一万五千五百五十人の方はやめられる。つまり、もう十年たちますと何と現在の職員の方の四〇・三%、四割が、しかも一番ペテランの方がやめていられる、こういう事態になるわけですね。

長官、税務署の職員が一人で十分調査等ができるなというふうになるには何年ぐらいいかかるのですか。これは専門官を受かつた人もいらつしやいますし、高校から入られる方もいらつしやいますから単純にはなかなか言えないと思ひますけれども、一、二年でそんなに一人で外へ出して調査ができるというふうなことはならぬと思ひますのでありますが、大体われわれの考えのものとしましてどのくらいだというふうな考えておいてよろしいのですか。

○磯邊政府委員 いろいろと見方もあるかと思ひますけれども、御承知のように、税務職員とい

うのが一人前の職員として調査能力を持つというふうになりますのは、やはりそれなりの知識経験が必要であります。私の個人的な考えでありますけれども、やはり五年は必要だという感じでございます。

○佐藤(親)委員 私の聞くところ、本当に一人前というのとは、どういふのを本当に一人前というのかが違うからそれは必ずしも数字で出るものじゃないでしようけれども、まあ七年から十年たつたないと本当に一人を外に出して調査に行つていゝらつしやいというわけにはなかなかいかぬというのが、職場の実態から聞いた数字であります。

いま大臣、政務次官からお聞きになつたと思ひますけれども、この表のようにあと五年たつと約一万人の方が、一番右の山の前のの方がやめられてしまふ。さらにもう五年たちますと、いまから十年後にはさらに一万人、つまり二万人やめられてしまふというのを解明をしていゝるわけでありまして、しかも後の方が入つてきても、それを補うために長官のお言葉では五年必要だということですね。

そこで、新規の採用の方はどうなつていゝるかというところでありますけれども、これは長官、たとえば最近五、六年間はどのくらい数字になつておりますか。採用者数、それから退職される方もいらつしやいますから、純増として差し引きはどんな増加になりますか。

○磯邊政府委員 昭和四十八年度から申し上げますと、昭和四十八年度の採用者数とそれから退職者数の差し引きで四百七十七人の増加、四十九年度では六百二十九人の増加、五十年年度では五百三十五人の増加、五十一年度では百九十七人の減少、五十二年度では百三十人の増加ということになつておるようであります。

○佐藤(親)委員 五十三年度は幾人。

○磯邊政府委員 五十三年度は、最終的にまだ退職者数がわかりませんので、差し引きといゝのは出てきていゝないわけでございます。

○佐藤(親)委員 そうすると、いま長官が挙げら

れた四十八年度からの五年間だけ見ましても、合計しますと純増としては千五百四人、大体全国に税務署五百ありますから、三人ふえたかふえないかというぐらゐのところになるわけですね。しかもこの方々が、四十八年に入られた方は五年たつておりますから大体一人前になるかなというところになるわけですね。そうしますと五年後には、約一万人やめられていくけれども、いまのように新規採用はわかつていゝるだけでもこの五年間で千五百人というところでありますから、これは人数の面だけ見てもゆゆしき事態が将来、この五年先を見ただけでも考えられるということになるわけでありませう。大臣、よろしゅうございませうか。

そういうことになつてきますと、冒頭にお伺ひしましたように、徴税上の不公平をなくしていくためにはもう少し実調率を上げなければならぬといゝることになつてきますれば、いまのような採用者数のペースでは、とてもじゃないけれどもこの五年先を考えただけでも、明らかに八千五百人は人数だけから言つても足りなくなる。しかも、こゝ言つては失礼でありますけれども、質的に見ましても、大ペテランがやめていかれて、入つてこられた方はまだまだ経験が非常に浅いといゝることになるわけでありまして、この事態は私は当大蔵委員会としても決して看過することができない問題ではないかと思ひます。大臣の問題意識はいかがでございますでしょうか。

○金子(一)国務大臣 従来の経験から言へば大変な問題に直面してゐるわけでございますが、しかし、これは日本の税界だけではなくて、どうも聞いてみると世界各国とも同じような問題に悩んでゐるようであります。しかも、今後の対策をどうするかという問題につきましては、いま国税庁当局もいろいろ苦勞してゐると思ひますけれども、やはりある程度機械化を進めると同時に、納税者の協力を得るようにもつと詰めていく、調査も重点的にやつていくといゝようなことで対処していくことが一番大事なことであると思ひます。

新規採用者につきましての研修と申しますか訓

練につきましては、今後も積極的に努めてまいりたいと思つておりますが、役所全体が、税の方だけではないで、どうも大体こういうような傾向にある、これはどうも免れない現象でございまして、今後これをどうやって切り抜けるか、御指摘のとおり大きな問題であると考えております。

○佐藤(親)委員 そこで、残念ながら大臣は前にいらつしやうなつたのですが、各役所とも戦後の混乱期にある程度人を多く入れたということですから、同じように一つの年齢構成から山があることも私は知っております。それからいま申しましたように、長官からも前にお話があったのであります。確かに機械化その他でいま御説明が重要でありますけれども、長官のお話でもとてもこれでは間に合わない。しかも、重点的に調査をいまでもやつていらつしやうと思つておりますが、それでも十三年に一遍しかとにかく調査が来ないということでありまして、とてもこの事態はこのままおいておくわけにいかぬということになると思つております。

そこで、行政管理局にお伺いしたいのでありますけれども、いまこういつた人員のことにつきましては、総定員法があり、あるいは閣議決定をいたしました。ことしで言いますと、昭和五十二年以降の定員管理について五十二年八月十日の閣議決定があるわけです。そこでいま実際に定員をふやす場合に、どういうふうなやり方をしつてふやしていらつしやうのか。

それとも一つ、税の場合には私は先ほどちょっと触れましたように、仕事の内容が特殊だと思つたのです。他のところは定員削減をしまして、これはこういつた言い方は悪いかもしれませんが、その分だけ行政事務はふえてきますけれども、人をふやせばコストもかかる。ところが国税庁の職員の場合には、これは先ほど言つたように必ずしもそうではなくて、税収が上がつてくるという特殊性があります。これを行政管理局としてはどういうふうに見ていらつしやうのか。

それとも一つは、いま表がそちらにも行つていふと思つたけれども、こういつたことであと五年後にはいまの職員の方の一人がやめられる。十年後にはさらに一人がやめられていく。質的にも量的にも大変な低下を来すということを行政管理局としてはどういうふうな理解なさつておられるか。以上三点についてお伺いしたいと思います。

○百崎説明員 御説明いたします。まず第一点でございますけれども、私も毎年度の定員査定に当たりましては、国税当局の方からできるだけ私も現実の実情を把握するといふことで、詳しい御説明をお聞きして査定しているわけでございますが、私もいたしましても先生御指摘のように、税務関係の職員は租税負担の公平の確保、それからまた財政収入の確保といふ非常に重要な使命を担つておりますことは十分承知いたしておりますので、たとえ計画削減におきましても国税職員については削減率をできるだけ低くする一方、各省から毎年度定員を削減していただまして、そういったものを財源にしようといふ努力をしていふつもりでございます。

それからまた御指摘のように、国税関係の職員は一人ふやせばそれだけ税収が入る、こういう特殊な立場にございまして、私もといたしまして、そういった点を十分考慮に入れて査定しておるわけでございます。

それからまた、先ほど御指摘の年齢構成のひずみの問題でございますけれども、私もさういふ点、将来一時的に相当大量のベテランの職員が退職されることは予想されますので、さういふ点十分留意しているつもりでございますけれども、このひずみはなかなか一気には是正するわけにもまいりませんので、いまのうちにできるだけの新しい職員を大量に採用できるようにしてさういふ職員の方々を研修していく、こういつたことが有効な方策でなかつたかと思つて、国税庁につきましては、一般の増員のほかに毎年度の新規採用が大量に確保できるように特別の措置を講

じてまいっております。

以上でございます。

○佐藤(親)委員 その特別の措置というのは、なるべく削減率を減らしたりいま管理官から言われたようなことも含めて、それは確かに絶対数がふえておるといふところは、文部省関係と厚生省関係と国税庁といふことになるわけでありますけれども、その意味で大変御理解をいただいております。先ほど数字を挙げたように、五年先で一人もやめていかれちやうというの、いまのこのペース、先ほど長官言われましたように、四十八年四百七十八人、四十九年六百二十九人、五十年五百三十五人、五十年はマインナス百九十七、五十二年が百三十、そして五十二年が公務員の定数でいきますと七十ぐらいだと思つたので、純増が。それから五十四年度の予算の中がたしか百人といふペースで、とてもこれは追いつかないと思つたので、私は追いつかないことは、これは数字の話です。管理官もおわかりになると思つたので、そこでひとつお伺いをしたいのは、いまのよう

に各省庁から人数を減らしてきておることをふやすといつても、減らす人数といふのはおのずと私は限度があると思つたので、閣議決定の別表一という各省庁別になった定員と削減目標というのがあります。この中に大蔵省の五十一年度末定員が六万七千四百三十八人、削減目標が二千二百二十四人といふことになって、削減率としては三・一五なんです。大蔵省の本省と国税庁とは、これは少し国税庁だけは別書きにして外してもらうことを考えなきやいかぬのじゃないか。ないしは、これはひとつ自民党の方々も含めて議員立法でもしなきやいかぬのかな。こんな議員立法はちよつと大蔵委員会でもやつたことありませんけれども、ちよつといまのような各省庁から人数を削減してきて、その人数を国税庁と文部省関係、厚生省関係に振り分けるというやり方をやつていま百崎管理

官が言われるように御努力を願つても、過去のペースが先ほど挙げたような数字なわけですね。そうしますと、これは何か別のやり方に変えなきやいかぬのじゃないだろうか。たとえば総定員法と現在の実数との間にたしか五千九百の差があると思つたけれども、これを何とかするとか、あるいは国税庁職員の整備といふのか補充といふのか、こういつた特別の立法が何かを考へて将来に備えることとか、いづれにしろこの五年先には一人、十年先にはさらに一人はばやめられていくだろうといふことはわかつてることなので、天災、事故じゃないもので、これをやつたりわれわれとしても十分考へていかなきゃならぬと思つたのであります。

今日まで行政管理局においても国税庁については、さういつた意味での特別な要件を持つてゐるがゆゑに配慮してもらつたわけでありまして、それはそれとして理解をし評価もするものであります。そのペースでは残念ながらとても事態は追いつかないのではないかと、これを大変心配をするのであります。いまこゝでどういふやり方をしたらといふことは、なかなか管理官の方から言えないと思つたけれども、これはひとつ早いうちに、来年度の概算要求が大体八月ぐらいです。行政管理局と大蔵省、国税庁で少し詰めていただいて、どういふやり方をすべきなのか。事態の重大さは大体当事者同士おわかりになつてゐる話であります。しかも完全に予想されることであるから、われわれは座してゐるような実調率が下がつた状態をそのままにしていることはできぬと思つております。こゝでどういふやり方かといふようなことはなかなか管理官の方から言えないと思つたけれども、それも含めて、また時期的にも次の予算時期には十分間に合うよう行政的な措置をぜひお願いをして、専門の管理官から御意見を承つておきたいと思つた。

○百崎説明員 先生のお話のうちの第一点の新規

採用職員の問題でございますけれども、先ほど私、ほかの省の定員を削減して云々という特別な配慮をされているという趣旨のことを申し上げましたが、国税庁につきましては、一般の定員の増を図るほかに、それに上積みをして、年度の当初からある一定期間だけの定員、これは調整定員と申しておりますけれども、それを千数百人程度最近ふやしております、それで国税庁の方の新規採用は十分賄えるのではなからうかというふうに考えております。新人を大量に採用すると申しましても、やはりそこには実質上の限度がございますので、私どもその枠にきましては、国税庁の方から十分御相談を受けてまして、大体このぐらいたく採用できないといいますが、あるいはこの程度であれば十分であるというような数をつかみまして、それを一般の増員のほかに上積みとしてつけてまいっております。

もう一つでございますが、たとえばいわゆる計画削減の対象から国税関係の職員を外すとか、あるいは総定員法の枠外に出すとか、あるいはまた総定員法のいわゆるすき間と申しますか、これを先ほど五千人ぐらいたくおっしゃいましたけれども、これを十分活用するとかいうようなお話がございましたけれども、基本的な私どもの定員管理の考え方としては、できるだけ広い範囲を対象にいたしまして、その中で、行政需要の消長に応じて、需要の減退したところから新規に需要が発生するところに定員を振り向ける、こういった基本的な考え方だけは今後とも堅持してまいろうと思っております。税の場合にもそういう意味で、できるだけそういった定員管理の対象の範囲は広い方が適當ではなからうかと思ひまして、これにつきましては從來どおりの方針でまいりたいと考えております。

【委員長退席、高島委員長代理着席】

なお、総定員法の上限とのすき間が五千人ぐらいたくあるからそれを活用したらどうかというお話でございますけれども、実のところ先ほど申しましたように、省庁によりましては新規採用をど

うしても大量に行う必要があるというふうなところにつきましては、一般の定員の上積みとして調整定員というものの、実はそういう制度がございすけれども、この数が大体二千五百人ぐらいたくございすか、そこで実際の定員法、総定員法の上限と五十四年度末の定員との差が四千八百人ぐらいたくございすので、その差、つまり二千三百人ぐらいたく実際のすき間ということになるわけでございます。私ども、これは今後ある程度長期的に定員を円滑に管理してまいりたい、この程度ぐらいたくすき間はやはり必要ではなからうかというふうに考えております。

いづれにいたしましても私どもとしましては、先ほど申しましたような国税関係の職員の使命の重大さというところは十分承知いたしておりますので、今後とも国税庁の方と十分相談しながら、いづれにいたしましても定員配置が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 管理官、いろいろ御配慮願っていることはいいと思うのですが、そんなわずかしい話じゃなくて、とにかくくくつと五年間で二万人いらつしやうなうたてしまふ、この質的低下は大変なものだと私は思うのです。しかも、いまのようなペースで追いつかぬことはどなたもおわかりになると思うのです。ただし管理官が言われるように、学校の問題とか、そう一挙に入れたらいいまなかな施設がありませんから、そういったような細かい問題もあることはありますけれども、最後に長官と政務次官にお伺いしておきたいのであります。

長官ももう多く申すまでもなく、いまのような採用者数の増加ではとても、もう五年たつたときには大変な事態になることはおわかりになると思うのですが、一体それをどう考えていらつしやるか。政務次官には、次の概算要求のときぐらいたく具体的にこれをどうするかという問題を大蔵省としても動かなければいかぬと思うのです。大きな政治課題だと思ひます。それについて一体具体的にどうするかというのは、なかなか全体と

のバランスもあつたりするわけで、いま管理官からお話があつたように、私は何も総定員法のすき間のことに固執しているわけじゃないので、いろいろなやり方があるだろうし考え得るだろうし、やはり内閣としても大きな課題として挙げていかなければいかぬ問題だと思ひます。その決意をお伺いしたいと思ひます。ちよつと長官の方から……

○磯邊政府委員 確かに御指摘のように、五年後に一万人、十年後にさらにまた一万人といつたような税務のベテランの職員がいわゆる慣行退職の年齢を迎えるわけでありまして、そういった場合に、一挙にわれわれとして最も頼りにしているといひますか経験豊富な職員がいなくなつて、実際の戦力が低下するのじゃないかといふことがあります。同時に、こういった諸君が退官していつてそこで当然欠員が出ますから、そこでまた一挙にそれに見合うだけの職員を採用するということになりまして、これはまた三十年後に現在と同じような山が出てくる、そういった意味で、いろいろとむづかしい問題があるといふことは私は重々存じておりますけれども、できるだけ平準化してコンスタントに採用をしていく、そしてこういった年齢構成の極端な山が今後生じないようにしていく、それによつて同時に、税務職員の調査能力の低下を防いでいく必要があるといふのが、私たちの本當の希望でございます。

しかし、それは行政管理局の方にもよくそういう点をお願いしたわけでありまして、御承知のように総定員法の関係等もございまして、いろいろの御配慮いただいていることは重々知つておるわけでありまして、国税庁としてはこれは早急に解決しなければならぬ大きな問題であるといふふうに考えております。

○林(義)政府委員 佐藤先生のいまのお話をずっと聞いておりました、非常にごもつともな御質問だと思ひますし、長い間大蔵委員会をやつておられた先生らしい、非常に大蔵省のことを考えていただいて御質問だといふふうに私も承つており

ました。

実はここに数字がございす。五十一歳、五十歳、私は現在ちよつと五十一歳でございまして、考えてみますと、この時代に入つた人といふのは、当時大蔵省が非常に税務職員をたくさん必要とした時代に入つてきた人が多いと思ひます。ところが一方、一番低いところを見ますと、今度は四十歳代、こういう形になりまして、年齢的なギャップがあるわけでございます。こういったものはあつてはいかぬので、何かこう見ますと、団塊の時代というカーブ、ずつと何かに引っかちつて、あと抜けてまた少し、こういうふうな形がいかぬのじゃないか、こう思ひますし、いまいろいろお話がありました点を踏まえまして、これはやはり早急に対策を立てていかなければいけない。そうでないと税の不正という問題になつてくるわけでございますから、そういった形で早急に結論を得ようといふふうに努力したいと思ひ思つております。

○佐藤(観)委員 それでは、次の医師税制の問題に移りたいと思ひます。

まず、私がちよつと申すまでもなく、社会保険診療報酬課税の特例に関する租税特別措置法二十六条というものは、昭和二十九年に議員立法でできたわけですね。そのときの経緯というのは、社会保険診療報酬の適正化ができるまで暫定的な措置としてということが前提だったわけでありまして。

そこで、今度改正になるわけでありましてけれども、一体そのときの社会保険診療報酬というものは、物価上昇率その他からいつて適正化ができたのだらうかどうなんだろうかと、これはやはり税を改正する以上、経緯がそういう経緯でありまして、そのことをさわらずにいかにわけにはいかぬと思ひます。ただ、これだけやつておるとまた時間がありませんからそんなに長く質問しませんが、社会保険診療報酬というものは昭和二十六年問題になったときから単価の水準として、昭和二十六年から五十一一年でも五十二年でもいいで

すが、一体どのくらい上がったのか、これは点数表に薬価基準を加味した場合どのくらい上がったのか、ちよつとそれについて厚生省の方にお伺いします。

○竹中説明員 お答えを申し上げます。

診療報酬の改定を何回も繰り返して行つておりますが、お尋ねの昭和二十六年から二十九年まで改定がなかったわけでございます。それ以来現在、昭和五十三年の二月に改定いたしておりますが、それまでの改定率を全部累積をいたしました、昭和二十六年を一〇〇といたしまして指数を出してみますと三二九・六、三・二九六倍ということでございます。それからお話しのごさいます、その間に薬価基準の改定をこれも何度も行つておりまして、そのたびに薬価を切り下げておるわけでございます。その分を引き算をいたしますと、これもやはり二十六年を一〇〇といたしまして二七八・三、二・七八三倍というのが現在の値でございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと消費者物価指数、これを昭和二十六年を一〇〇にして総理府統計局の戦前基準によるもので調査室の方にはじいてもらつたのでありますけれども、昭和二十六年を一〇〇にいたしますと、いまの数字が何年でしたか。

○竹中説明員 先ほど申しましたのは五十三年二月現在でございます。

○佐藤(観)委員 済みません、ちよつとメモが出てなかつたのですから……。

五十三年といたしますと、いま申しました消費者物価指数というのが、昭和二十六年を一〇〇にして四七九・一という数字が出ていますのですね。そうしますと、単なる点数もさることながら、点数表に薬価基準を加味した、つまり薬の頻度や何かというのはなかなかむずかしいのでそこまで詳しく御質問しませんけれども、それをそういふたウエイトをかけたものを入れても、いま医療課長さんの方からお話がありましたように二七八・三、二・七八三倍ということでございますから、

その意味では、消費者物価指数と比べてみるとこれは伸び率としてははるかに低いということになると思うのです。

そう言うところから、いや国民総医療費がこれだけ約十倍になつていゝとか言われると思うのであります。総医療費だけで言いますと、これはかなり診療の内容が違つていますし、人数も違つていますし、それから有病率も違つて、それを論議をしてみたら非常に大変なことになるのであります。主税局長、どうなんですか。そもそも租税特別措置法二十六条の問題というのは社会保険診療報酬が低いからということ、当時、あれは金子大蔵大臣がどこかの局長をやつていらしたのだな、大阪国税局長かな、そのくらの話でありますから、そのときの発端が社会保険診療報酬が低いということから発した税制でありますので、今度主税局長が責任を持つてこで直されたわけでありまして、薬価基準ないしは社会保険診療報酬は十分適正化なつたといふもので今度の税制の改正を行つたわけ、いやそれはおいておいて改正が行つたといふのか、それは主税局長、どうですか。

○高橋(元)政府委員 診療報酬の単価の水準については、いま厚生省からお答えのあつたこととございまして、それから、租税特別措置法二十六条が設けられました経緯については、ただいま委員からもお話がありました。

この問題は、その後の社会保険制度が非常に拡充してまいりまして、いまも仰せのありましたように、有病率が上がる、受診する人の数がふえてくる、そういうこともございまして、医業の方の所得水準というのが非常に高まつてまいつたといふのが実情でございます。昭和二十九年、法制定當時を一つとして医療関係者の所得の伸び率というのは二八・五倍、これは五十二年まででございますが、それに対して一般の給与所得者、私どもサラリーマンの所得の伸び率は十・二倍になつていゝようでありまして、そういうように医師の所得水準が格段に高まつていゝことが一つの問

題であらう。そこで、四十九年に税制調査会で社会保険診療報酬の問題について御審議を願つた際に、この問題の認識としては次のように述べられていゝわけでありまして、「社会保険医について税制により一定の所得水準の維持をはかるといふ考え方はその社会的、経済的素地を失つていゝといイ。今や税制としては、それ自体の観点からこの特例につき基本的に見直すべき時期にきていイと判断せざるを得ない。」こういうことであります。

今回御審議を願つております改正案は、こういう税制調査会の認識、それから国民一般の考え方というものをもとにしてつくられておりました四段階の案といふものを基礎といたしておりまして、診療報酬の絶対水準がいかにあるべきか、これは社会保険政策なり医療政策なりそういう事柄との関係で決まつてくるものでございまして、そういう社会保険診療報酬の水準のもとで現に医業を営んでおる方が得られる収入、それに対して課税を行います際に、経費率が非常に高く定められていイるためにやはりそこに税制上負担公平の問題といイるのが強く意識されておる、それを是正していくという観点から定められたものであります。

○佐藤(観)委員 何か長く聞いていイるとよくわからなくなつてくるのです。それが名答弁といイることになるかもしれないけれども、要するに社会保険診療報酬そのものは、厚生省が挙げられた数字のことは否定をされたいないわけですから、物価上昇率以下であるといイことはどうもお認めになつたようでありまして。

それから、いま挙げられた給与所得と医療関係者の所得の比較の問題、給与所得が十・二倍になつた、それから医療関係者の所得が二八・五倍になつたといイことでありますけれども、これも名主税局長たる者が、いまは税調のものを讀んだ形になつておるというところだと私は思ひますが、それを受けていイるというところだと私は思ひますが、名主税局長が単に給与所得と医療関係者の

の所得を比べるというの、私はおかしいと思ひます。なぜならば、医療関係の所得については、後から質問しますけれども、たとえば看護婦さんを雇つていイればその退職金を払うための費用だとか、機械を償却するための費用等も、医療の場合は全部込みにならざるを得ないわけですから。そういう所得と給与所得とを全く同一にするのはおかしいし、それから、十・二と二八・五といイつたので、医者になるには学校に六年も行かなければならぬし、それからインターンをやつたり、開業をするための資金が要つたり、給与所得と性格が違つたわけでありまして、単純にこれを比べて多くなつたからといイるのは、私はおかしいと思ひます。どうですか。

○高橋(元)政府委員 ただいま私は一例として申し上げたわけでございます。これはいまおしかりもございまして、税制調査会の四十八、九年のいイるいイる御審議の際にも、私いま五十二年対比で申し上げましたが、四十八年対比の数字で御検討がいつておるので申し上げたわけでございます。

いま申し上げた医療関係者の所得は、これは経費率七・二%といイることを前提として、課税上得られた所得をもとにしてはじいておるもので、仰せのように確かに雇入費とか減価償却費とかいイるものもがつかつておると思ひますが、税務上の立場からいイますと大体この中におさまつておるのではないかと、そういうことで申し上げたわけでございます。確かに医療関係の方の労働がなお一層きつくなつておるというところはあると思ひます。あると思ひますが、それは一般のサラリーマンの場合にもいイるいイる問題がございまして、全体としまして医療関係者所得対給与所得といイることで比べますと、いま申し上げたようなバランスになつておる、こういうこととござい

○佐藤(観)委員 これだけ論議をしても、ほかのデータもあわせていイるいイるやらなければいイかぬので、時間がありませんから一応それはそれでおい

て、次に、これは各委員からも御質問がありまし
たけれども、いわゆる今度の五段階除通減方式
なる案ですね、これは一体どういう経費率をもと
にしてこの経費率というのを出されたのか。各委
員の質問に対して、会計検査院の数字ということ
も言われましたし、何か大蔵省が独自にやったよ
うな話もあるのですが、独自にやられたなら具体
的な資料があるのかどうなのか。一体この数字と
いうのはどういう意味を持って、何を根拠にした
数字なのか、それをまずお伺いしたいと思いま
す。

○高橋(元)政府委員 御審議をお願いしておりま
す五段階案の基本は、五千万円以上の収入階級に
ついて実態に近い経費率五二%を概算経費率とし
た、これが骨子でございます。

その五二%と申しますのは、近くは五十一年分
の所得税の課税実績について検査院が御調査にな
って、収入階級一千万円以上の人について五十二
%という平均経費率を出しておられます。いまも
委員からお話ございましたが、私どもの方も
部内の課税資料等をもとにいたしましたいろいろ
の推計をやっておりますが、それによりまして
もおおむね五二%に近い経費率ということになっ
ております。両者の統計とも若干、母集団からの
抽出された集団の乖離というものがありますか
ら、正確に平均の実態をあらわしているかどうか
ということになりますと、やはり問題が全くない
というわけではございませんけれども、二つの調
査を突き合わせてみて五二%が実績の経費率であ
るといふ点については、私どもは確信を持ってお
るわけでございます。それより低い所得階級の部
分につきましては、繰り返しになりました恐縮で
ございますが、中小保険医の公共性に配慮した特
例経費率であるというふうに御認識いただきたい
というふうに思います。

○佐藤(観)委員 これは去年も当委員会では会
計検査院に質問したのでありますけれども、時間
がありませんから端的に二点だけお伺いします
が、会計検査院のこの報告というのは、平均五二

%と出された数字というのは、要するに特例の適
用を受けているもの、つまり経費率が七二%以下
として適用を受けているものの平均が五二%だと
いうことですね。そうしますと、そこでは七二%
以下の人だけを全部足したわけですから、当然平
均は七二%以下になるのはあたりまえ、これは数
学のイロハですね。

その次に問題なのは、主税局長もこれを一つの
根拠にされているけれども、七二%以下の方の経
費が正確にこの申告書に出ているとは私は思わぬ
のであります。なぜ思わぬかと言え、経費を挙
げるといふことはなかなか大変なことなんです。
いま確定申告の時期で、各委員もやられていると
思いますけれども、やれ損害保険料の領収証がど
こへ行った、生命保険料の領収証がどこへ行った
か、これを探るのがなかなか大変なんです。まし
て私のところにも白色申告、青色申告の表が来て
おりますけれども、正確にお医者さんがカルテを
つけて、その後毎月一回二、三日かけて支払基
金の請求事務をして、その後申告書を出す。出し
ても出さなくても七二%以下の方というのは経費
は七二%認めてくれるわけですから、適当に
ここにありませうね、経費の租税公課、荷造運賃、
水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、
接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、減
価償却費、福利厚生費、給料賃金、利子割引料、
地代家賃、貸倒金、それから売上原価等がありま
すけれども、こういうものを、青色申告でも七二
%を超える方は税金が安くなるから一生懸命挙げる
けれども、七二%以下の方がこれを全部正確に書い
ておるといふふうに認識をして統計を出すことは
事実上誤りだと私は思うのです。税の専門家であ
る主税局長、どうですか。

○高橋(元)政府委員 特例適用者のみのグルー
プだから経費が比較的低い人が抽出されているの
ではないかという御指摘でございます。この点につ
きましては、青色の方でありまして特例適用を
しておられる方もあるわけでございます。そうい
った方々の自由診療分というのに対応する経費

というのを見ることによって、相当程度まで特
例適用分の社会保険収入についての経費の態容と
いうのも把握できるように思うわけでありませ
う。それから、経費の全体を書き上げるのは大変む
ずかしいではないか、こういうお話、これはその
とおりだと思います。その点につきましては、青
色の方々の経費というものがかなり正確に記帳さ
れておるといふふうに、各納税義務者の方につい
て私どもはそう思っておりますので、それは青色
の方々の経費収入の記帳というものを参考にい
たすことによつて相当程度実態に近いところを把握
できているのではないかとこのように思います。

○佐藤(観)委員 会計検査院、どうですか。

○前田会計検査院説明員 去年も先生に申し上げ
ましたとおり、われわれが調査対象といたしまし
たのは所得一千万でございまして、社会保険診
療、それから自由診療を五%と見まして、年収約
三千四百万程度のお医者さん、これを千六百九十
六人サンプルとして選んだわけでございますけれ
ども、そのうちの大半の方は青色申告であつた。
それでも白色の方が若干おられましたけれども、
これらの方々はいわば自由診療をたくさん持つて
おられる方でございまして、そのためにやはり
経費をちゃんと申告される必要がある、こういう
方でございますので、ただいま主税局長がおし
やった意見と私も大体同じ意見でございます。

○佐藤(観)委員 私はそこが納得できないので
ね。忙しいお医者さんがその経費を全部書き上げ
る、これは落としたやつだけでも結構なもので
ね。私みたいに大した収入がないけれども、たま
に原稿料を書いたりなんかするやつでも、落とす
と結構な数字になる。したがって、それ以上書き
上げても税法上何もメリットがないものを、忙し
いお医者さんが全部、これで七二%以下の方が経
費を書き上げる、そうなっているというふうに認
識をするのは私はおかしいじゃないか。
それともう一つは、先ほど主税局長は自由診療
の話をされましたけれども、もう一つ自由診療に
関して言えば、たとえば産婦人科、外科、労災、

歯科、こういったところの実際の経費率というの
はどんなところになっていきますか。

○高橋(元)政府委員 いま手元を持っております
資料だけでは、自由診療の割合程度のことしかわ
かりませんので、その経費率を分別して報告でき
ないわけでございますが、検査院から報告いたし
たいと思います。

○前田会計検査院説明員 いま先生のお尋ねは、
社会保険診療収入と自由診療との……(佐藤(観)
委員一連う、自由診療の認めている経費率」と呼
ぶ)自由診療の経費率と申しますと、どういうぐ
あいに計算するかということでございますか。

○佐藤(観)委員 時間もありませんから、たとえ
ば産婦人科というのはいくら自由診療が多いわけ
ですね。そうすると、これは大体経費率三〇%ぐ
らいしか税務署は認めてくれませんよ。それから
外科というのはいくら自由診療が多いところすね、こ
れが三五%、それから労災が四七%、歯科が三五
%ぐらいいか認めてくれないわけでありませう。で
すから、自由診療も含めて経費率を出せば、当然
それは七二%より全部少ない数字ばかりでありませ
うから、これはまた経費率を引き下げる一つの要因
になるわけですね。何か主税局長、反論ありませ
うか。

○高橋(元)政府委員 計算の作業の問題でござ
いますので、若干正確な御報告をしたかと思いま
すが、自由診療と社会保険診療と収入を分けるわ
けでございますが、それに対応する経費は片一方
は七二%になっておりまして、ある意味ではだん
ごになつてわからないということもございませう
けれども、全体の経費をやはりそれぞれに対応させ
て分けまして、自由診療については自由診療の実
額課税をいたすというのが現在の私どもの方の課
税のやり方でございます。そのときの自由診療に
持つていきまして経費の中身を見ておきますと、
それはやはり社会保険診療に持つていきまして経
費の中身も自然わかつてまいるものが多い。そう
いうことからチェックしてまいりますと、先ほど
仰せがありました、経費の落ち分というのはい

る程度は補整される、また、それが落ちがないということがある程度心証が持てると申しますか、私どもとしてはそういうところまでやっておるといふことを申し上げたわけでございます。

○佐藤(親)委員　それと、恐らく皆さん方は、自由診療と社会保険診療の比率というのは税務署に出していただきたいという明細書の裏に、たとえば社会保険診療報酬の方では診療実日数、自由診療等の報酬には診療実日数というのが書いてありますね。だけれども、お医者さんが自由診療か社会保険診療か実日数を書けと言ったって、そんなもの、五十人も六十人も来る人が、実日数なんてわかりませんね。だから、書けというから恐らくお医者さんは適当に書いておる。別に適当に書いたって罰せられる書類でありませんから、これを書いておる。そういうものをもとにしてやっておるのではないかと私は思うのですよ。ですから私は、この五二％が平均だ、平均だというのは、いま言ったようなことから言ってもおかしいのではないか。

それと、今度の案では収入が多い人ほど實際経費率は少ない、こういう数字に皆さん方は見ていらっしゃるわけですね。ところが、これは一つの推計でありますけれども、これは正確に言えば保団連が五十三年九月に実施をした会員アンケート、人数は九百二十二人でありますから必ずしも抽出の数としては多いとは申せませんけれども、それに税金の申告というのが書いてあるわけですね。それで時間がありませんから簡単に数字だけ言いますと、青色で二八%が不適用、つまり七二%の経費を超えているという方が一千万未満で二五・八%、一千万から二千万までが一四・三%、二千万から三千万までが一六・六%、三千万から四千万までが一五・八%、四千万から五千万までが九・六%、五千万から七千万までが一五・八%、七千万から一億未満が三一・一%、一億円以上が四三・二%、こういう数字が出ているわけですね。この数字は何かと言えば、要するに経費率のカーブというのは、恐らく七二%を超えるパーセンテージ

が一番少ないというのは四千万から五千万のところが一番少ないということで、一千万以下も七二の収入の方の七二%の経費を超えるのが多いというところが一つこれで出ているわけですね。これは私のがきのう夜中にグラフにしてみました、これは要するに収入が少ない段階ではある程度経費率が高い。それから途中で一度下がるけれども、また上がるということになるわけです。しかしこれは経費そのものではないから正確ではありませんけれども、一つの傾向値として、必ずしも収入が多ければ経費率が下がるということにはなっていない。

それともう一つ、これは数値の問題でありますけれども、たとえば病院の必要経費の構成要素を考へてみるわけですね。まず一番目に、患者が来なくともかかる経費、家賃とか光熱費などの固定的な部分が一つあるわけです。それから比例的部分、つまり人数がふえれば多くかかってくる薬品とか水道代とか、こういった比例的部分が二つ目にあります。それから三つ目に、人数がふえればふえるほどかかってくる比較数的な増加の部分、たとえば人件費がかかってくる。これを数学的に足してみるわけです。いま申しましたような固定的な部分と比例的部分と等比較数的な増加部分と足してみる。そうすれば、これは大蔵省の方でも一度やってみればわかると思いますけれども、ある一つのグラフができる。これを経費率でしてみますと、低いところは固定的な部分が多いですから、ある程度経費がかかる。ところが、少しいきますと採算の分岐点ができて、経費が減少するところが出てきます。しかし、さらに今度は水揚げ、収入が多くなれば、等比較数的な増加部分、つまり看護婦さんや何かをたくさん雇わなければいかぬというところが大きなウエートを持てきますから上がってくる。つまり、最初はかなり経費がかかる、収入が少なくてもある程度の固定的な部分が多いからかかる。その次が若干経費が下がりまして、さらに水揚げが多くなつてくれば、今度は等

比級数的な増加部分が多くなつて経費が上がつていくということが、これは何だったら、全く数学の話でありますからやっていただければわかるわけですが、こういう傾向が出る。そしてこれはいま私が申し上げました青色申告で七二%を超える方の割合、七二%を超える経費の方の推計から言つても、これはある程度一致をするわけです。

「高島委員長代理退席、委員長着席」

そういうことを見ますと、皆さんがつくられた水揚げ、収入が多くなれば経費率が低くて済むのだ、こういうことは合わぬのではないか。常識的に考えたって、大病院となれば看護婦さんを雇うことが大変多くなるということになってきますから、経費はかなりかかってくるということでありますから、皆さん方がつくられた収入が多くなれば経費率は下がっていくのだという大前提というのは間違いないかと私は思いますが、いかがでございますか。

○高橋(二)政府委員　先ほど申し上げたわけでございますが、七・二％という概算経費率の持つております問題は是正するために、四十九年の税調の答申、それに基づきます五十年年度税制改正答申、そういうものの中では、五千万円超の収入区分について五・二％という実額に近い概算経費率をとる、これが原則であります。五千万円以下、たゞいま御提案いたしております改正案でございますと、二千五百万円までの間に五・七、六・二、七・〇、七・二というふうに遞増していきます経費部分がありますのは、これはスケールメリットを代表して経費が下がっていくという意味ではないわけでございます。いまも仰せのありましたように、大体一番小さい階層、それからかなり大きな収入規模階層、そういうった方々につきましては両端で経費がやや高いようであります。現に一億、二億となりますと、それからまた病院でございまして大体七・二％の適用を受けておられます。その辺のところも私どもは検査院の数字等も見まして承知をいたしておるわけでございます。したがしまして、ほぼ比例的に五・二％ということではよろしいわけだという考え方も

とれますけれども、これは大都市から僻地に至るまで広く地域医療を担当して日夜住民の健康維持に努めておられる中小規模の診療所、そういうものに對して社会保険医としての公共性、医業の特殊性というものを勘案して特別の控除をそういった経費率という形でつける、そういうのがこの案をつくりました趣旨でございます。経費がほぼ比例的であるということ、決して遁減という認識ではないということを申し上げておきたいと思ひます。

○佐藤(藤田)委員　ちよつと理解できないのはたとえば私も二千万の収入の方、二千七百万の収入の方、三千五百万、四千五百万、七千万、一億の収入の方のこの五段階控除遞減方式で所得が幾らになつて経費を幾らに見るか全部はじいてみた。これを見る限り経費率は、収入が多くなればなるほど一定して下がつていくのではないですか。だからちよつと主税局長わからないことを言つたのだが、収入が少ない方と多い方のところは経費をそれなりに余分に見ていると言われたけれども、そうならないんじゃないですか。

○高橋(元)政府委員　現在、五千万円以上の社会保険診療報酬のあらられる方が、五十二年の課税統計で見ますとほぼ四分の一でございます。四分の三の方は中小規模の社会保険医と、先ほど私が申し上げた税制調査会の言葉で言えばそういうことになるわけでございますが、そういう方々については、二千五百万円まで七十二という現行の控除率をそのまま存置し、それから大体一千万円刻みで六二、五七というやや高い経費率をつける、そういうことで、非常に取入が極大になれば恐らく経費率は五二になるということでございます。五二の実額経費率というのを前提としてこの案はできておりますので、したがっていまお話のございましたように、合成した経費率は五千万円のところで六六・八、一億円のところで五九・四というふうにだんだん低くなってまいります、これは極大まで行きますと、くどいようですが、五二・〇になるはずでございます。中小規模の保険医に対する特

別の配慮としての経費率というのがあります。たまたま二千万の方であれば七二という経費率が残っている、こういう趣旨に御理解いただきたいわけでございます。

○佐藤(観)委員 いや私の言いたいの、極大になれば五二、それは数学的にいいんですよ。七二が残っているのもいいんですよ。そうではなくて、あなたの方の考え方は、収入がふえれば経費は下がるのだという前提で、ほぼ一直線の棒で――実際にいま申し上げましたような段階ではじいてみると、経費率というのは、たとえば二千七百万の収入の方は経費率が七一・九、三千五百万の方は七〇・三という計算になるが、七千万の収入の方は五九・五、それから一億の収入の方は五九・四というふうに、私はきのうはじいてみたわけだけれども、なる。つまりその前提としては、収入がふえれば経費は下がっていくという前提に立っているのではないですか。

ところが私の言うのは、実際は私の推論及び先ほど言った病院の必要経費の構成要素から言っちゃって、数学的にもそういう形にはならぬだろう。それから実際には青色申告をしていて七二以上経費が出る人の状況を見てみても、ある程度収入の少ない人が高い経費がかかり、だんだんふえていくことに途中で下がり、それから経費が上がっていくというところに私は推論しているのだけれども、皆さん方は、収入がふえれば一直線に下がる数字になっているわけですよ。それは事実と違っているのではないかと。そうすると、そこに出てくる皆さんの言う経費率というのは、実際の私の推論するところの、一度ある程度の段階、それは四、五千万だと思いますが、年収四、五千万の方が一番経費率が少なくなつて、さらにそれからまた上がっていくという傾向から言うとは違っているのではないかと。したがって、皆さんの言う経費率というのは一体どういう意味を持っているのか。

結論づけて言うならば、どうも私はずっと研究してみると、この経費率というのは、主税局長は

恐らく、ハムレットじゃないけれども、尼寺へ行けじゃないけれども、青色申告になれば青色申告になれと困り込み運動をやっているような気がしてならぬのであります。経費率の実際現在考え得る傾向と皆さんの経費率の傾向とは全然違うわけですから、私は、それなら青色になればいいではないかというのを裏で暗に言っているような今の法案ではないか、経費率ではないかと思うのですが、どこか私、違っていますか。ただ一つは、それは私は推計が入っていますよ。先ほど言った青色申告の七二%を超える方の状況及び数学的な傾向といえますかこれを加えて推論の中で、一方的に年収が上れば経費率が下がるということにならぬのではないかと推計のもとに言っているわけですが、皆さん方がどうやっても年収が上れば経費率はどんどん下がっていくんだというのを言っているのなら、これはそれ以上言ってもしょうがないわけでありますが、何かあればどうぞ。

○高橋(元)政府委員 五二%の概算経費率一本で定めるといふのも一つの考え方でございます。私も五二%の概算経費率というのは、社会保険診療収入の収入階層区分のかなり長い部分をカバーしていると思つておるわけですが、ただそういうふうになりませんのは、すべてのお医者さんの社会保険診療報酬の五千万に達しない部分について特例控除を加えようという形で、経費率をむしろ、こう言つたらおしかりを受けるかもしれないけれども、かさ上げしておるわけでございます。かさ上げた部分が五千万までついておりますために、したがってそれから先比例的な線をかきましても経費率は合算いたしますと通減をする、こういうことになっておりますが、五二という実態経費率を超えることはないわけでございます。そのところを、社会保険の公共性に即応した特例的な経費率と実際に近い平均経費率との合成であるということをおしかり申し上げておるわけですが、どうも説明が大変行き届きで申しわけありませんけれども、そういうことを御認識いただ

きたいと思つております。

○佐藤(観)委員 私は下が甘くなつておるのかしいと言つておるんではないのですよ。要するに皆さんの方は、収入が上ればそのまま経費はだんだん下がっていきますと。違いますか。

○高橋(元)政府委員 収入が上れば特例経費の、言葉は悪いですがお許しをいただいて、かさ上げ分が全体の収入に占める割合がだんだんと減っていきますから、七二から五二に近づいていくわけでございます。そういうことを申し上げておるわけですが、五二というのが私どもとしては平均的な実態経費率だというふうに考えておりますから、特例部分のかさ上げした経費率の割合がだんだんと減っていくというのを申し上げておるわけで、医療の実態として経費率が下がっていくと考えているわけではないのです。

○佐藤(観)委員 わかりますよ。いま主税局長が言うように特例的な部分、この言葉遣いが正しいかどうか別としても、だんだん収入がふえればふえるに従つてその部分が少なくなつていく、それはわかるのですよ。だけれども、実際に先ほど数字を挙げたように、二千七百万の人の経費率、この五段階階層減方式によるところの各段階ごとに足していく計算の仕方ですと、二千七百万の人がさき挙げたように七一・九、たとえば四千万の人は経費率六七・九、それから七千万の人が五九・五、一億の方が五九・四というふうにならんだんだが、その中身はいま主税局長から説明があったとおりにしても、傾向としては、とにかく収入が上れば、その特例的部分なとかじゃなくて、実際はじいてみれば経費率は下がっていくではないかということを言いたいわけですよ。

時間がありませんから、このことだけじゃないので前に進みますが、それはそれとしていいです。もう一回後で論争しましょう。それと、今度のこのやり方によつて一番プラスの税金の率が多くなるのは一体どの収入階層ですか。

○高橋(元)政府委員 経費率でございますが、その裏の所得率で申せば、ちよつとくどいようだけれども、単純累進でいけば佐藤先生のおっしゃるような形になるわけですが、超過累進の形をとつておりますから、すべての所得区分についてやはり特例経費が働いてくる、そういう意味で佐藤先生のおっしゃるような形になつておるわけでございます。

そういうことでお考えいただきたいわけですが、要するに社会保険収入の一番大きい方でございます。ちよつと例で申し上げますと、二億円の社会保険診療報酬があると、七二%の経費率のもとでは二千八百三十一万円をいまの五十三年度の税制では納めていただくわけですが、改正案で特例を適用選択されますと五千二百三十三万円ということになりまして、計算上でございますが二千二百九十二万円税負担がふえてくるということになります。二億円が三億円になればさらにこの割合が大きくなつていって、さき申し上げたことですが、最終的には二八%の所得が四八%になるところまで続く、こういうことでございます。

○佐藤(観)委員 一体そういう一億円を超えるような、あるいは七千万を超えるような収入の医者というのはいくつという形態かということが、先ほど挙げました保国連のアンケートの中にも出ておるわけですね。たとえば一日平均の外来患者数、これが四千万から五千万の方が八十二・三人、五千万から七千万が九十三・四人、七千万から一億が百十八・七人、一億円以上が百三十六・一人。従業員数で見ますれば、四千万から五千万の人が四・七人、五千万から七千万が五・五人、七千万から一億までの人が八・二人、一億円以上の方が十三・七人の従業員を持っています。そういうふうに来患者を多く診、そして従業員数を非常に多く持つてゐる。そして労働時間としては、たとえば四千万から五千万が一週間の延べ診療時間が四十二・四時間、五千万から七千万が四十五・六時間、七千万から一億が四十三・六時間、そして

一億円以上が四十七・七時間というお医者さんのあたりなんです、一番今度の課税でふえていくのは。こういうたくさんのお医者さん、そして従業員もたくさん使つて、こういう医療、これに重課をするということが果たして日本の医療の今後のためにいいことなのか悪いことなのか。そういう医療というものはそんなに重い税金をかけなければいかぬ医療のあり方なのか、その点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 現実に社会保険診療収入が三億ぐらいの方で特例適用を受けておられる方が多いのでございまして、その問題は別として、私どもは規模の大きい方から重課するといふのではなく、規模の大きい方について、実際の経費率で課税をしていただきたい。それは医療の特殊性もございまして、社会保険診療報酬はそもそもガラス張りの収入でございまして、概算経費率をお使いになっていただくという特例を認めるということにしておりますけれども、そこは実際の経費率で所得をはじいていただくわけでございます。それより小さい方については、特例で実際の所得よりはやや所得が小さく出てまいるというのを中小保険医に対する公共性という形で組み合わせておるといふことでございまして、大きくねばならぬほど重課して医療の将来をどうこうという考え方は全く別のものではあるというふうにお考えはしておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 ですから、その辺が経費率の傾向をどう見るかという問題が少し違ひますから、私は先ほど言ったように、青色申告へ行け、青色申告へ行けという今度のやり方だなどという気がするのです。

大分時間が迫つてまいりましたので、ちよつと角度を変えて少しお伺ひしたいのは、皆さん方のところでいつも社会保険診療報酬の所得計算の特例の減収額というのを出していますね。今度は千五百七十億減収になっているのだと言つております。この千五百七十億減収というのはどういう計

算ではじいたのか、これをちよつと簡単に説明してください。

○高橋(元)政府委員 五十二年分の医療保健業の所得の課税実績というものが一兆二千五百十一億ございまして、これから、本来のお医者さんでないといふと、例えばマツサージさんとかはりとかきゅうとかいふような医療保健業の中で医療でない方、それから医療であつても自由診療の方、それから社会保険診療の医療所得でも七二%を使つておられない方、そういう方々の所得部分を引きますと大体半分になります。したがつて、一兆二千五百十一億円の半分が特例適用分の所得であるといふふうに見込まれます。それが六千二百六十億。それに特例所得率二八%でもとに戻しますと、診療報酬額が二兆八千七百八十億といふことになりまして、現行の特例、この現行といふのは五十二年まででございまして、特例七二%と五二%の差額二〇%が実際の所得より軽減されてゐる所得であるといふふうにお考えますから、二兆八千七百八十億に二〇%掛けますと五千七百五十億といふことになりまして、特例適用を受けておられる方々の上積税率が四五%ぐらゐ、これは所得階層区分を見て、分布状況を推定してかけますと四五%になりますので、いま申し上げた五千七百五十億に四五%を掛けますと二千五百七十億、こういうふうに出てまいるわけでございます。それが国会に御提出した数字でございます。

○佐藤(親)委員 そこで、若干お伺ひしていきたいのは、その二兆八千七百八十億円の社会保険診療報酬の中には、国公立の病院とか私的な大病院、あるいは社会福祉法人とか医療法人とか農協とか、こういうたような病院に払われる社会保険診療報酬の額といふのも入つてゐるんですね。

○高橋(元)政府委員 入つておりません。これは個人の所得税を払つておられる医療保健業の方でございまして、したがつて全部個人形態でございまして、

○佐藤(親)委員 わかりました。次に、この五段階の方式の課税になりますと、

お医者さんの傾向として、こういう税制になれば、なるべく経費を減らすかあるいはなるべく収入を少なくする。たとえばことしは大変収入が上がつたから十二月はなるべく休みにしようとか、収入を減らすという傾向が出てくる可能性といふのがあるわけですね。こういったことが医療の荒廃につながるかといふのが医療関係者の中で大変心配になってゐるのでありますが、その点については主税局長はいかがお考えでございますか。

○高橋(元)政府委員 実態に近い概算経費率を五二%と考えておるわけでございます。五千万円以下の方については、申し上げておる通りに特例経費率をございまして、そのアローアンスといふのが一番小さい方では二〇%あるわけでございます。そういう形で、中小保険医の公共性といふものに配慮した特別控除が組み合わさつてあるわけでございます。それから、実際の地域の診療に従事しておられる社会保険医の方々に對しては、経費が実際よりもきつ過ぎてこれではやつていけないといふ形にはならないかと思ひます。私どもは社会保険医のお医者さんの方の公共性に配慮して、特例経費率を含む今度の概算経費率の御提案をいたしております。医療の倫理と医療の公共性といふものに對して格別の配慮を税調答申に基づいて払つておるわけでございます。そういうことで、いま仰せのような医療の荒廃といふのが起こることとはなれないと思ひます。起こらないようにぜひ医療行政としてもやつていただきたいというふうにお考えでおる次第でございます。

○佐藤(親)委員 この問題を論じてても非常に時間がかかるわけでございます。私はこういう五段階のやり方といふのは、いま申し上げたようなことにはならぬで、とにかくなるべく経費を減らす、収入を少なくする、こういう縮小再生産の医療にならざるを得ぬだらうという見方をしているわけでありまして、

そこで、今度の五段階制にしてもいろいろ矛盾があるし、それから私の見るところは先ほど言つ

たように、もしこれを超えるような方はほとんどどうぞ青色申告に行きなさいといふふうにはなれてしようがないわけでありまして。それから一律七二%というの、各科目によつていろいろ経費率が違うのにこれを一律にするといふのも、ある意味では不公平なわけでありまして、そういう意味では、しかるべき医師の持つてゐる公共性の観点あるいは不採算医療——医療分岐なんか五時間も六時間もやつてもあるいは一時間であつても払われる診療報酬は全く同じであるといふような問題やら、不採算のものがかなりあるわけでありまして、こういった不採算医療の問題、それから、医療といふものをいまのように一種のどんぶり勘定にしておいて、局長は、七二%と実際の経費率の五二%の間の二〇%で、たとえばこれから機械を買つたための準備金とか看護婦さんに払う退職金とかこういふたものを準備ができるんだといふふうに見ておられますけれども、実態は必ずしもそうならないだらう。そしてかけられる税率といふのは、そういう部分にまでかけられていくわけでありまして、そこで、医療を続けていくための経費と全くお医者さんが個人として生活するための家計といふのは分けた方が本當に医療の近代化のためにいいんじゃないか。あるいは、技術を高めるためにお医者さんでありますからやばりいろいろな研修をしなければいかぬ、こういういろいろな要素をこの税制の中に入れていくといふことになりまして、基本的には、事業所得、医療を続けていくための所得とそれを分けることが、税制のためにもあるいは医療をこれから健全に発展をさしていくためにも一番いいのではないかと。

ただそこでは、一体青色申告がいいのか、みなし法人がいいのか、株式会社がいいのか、あるいは一人法人といふことを考えた方がいいのか、いろいろやり方があると思ひますが、いづれにしてもこの問題の基本は、事業所得とそれからお医者さん全く個人の家事所得——家計所得といふ言葉

はないですが、家計を維持するための所得とを分ける。そしてその事業所得の中はつきりと、たとえば医療事故のために備える準備金なり、あるいは看護婦さんが退職したときに払い退職給与の引当金みたいなものとか、あるいは学会に行くために休んでいく、そうするとかわりの人を雇わなければいかぬというようにために準備をしていくとか、そういったような準備金なり引当金なりをつくっていく。そしてお医者さんが個人の所得として五百万取るか六百万取るかかわりませんけれども、それはそれで給与所得としていくというやり方が、いま申しましたように、医療の健全な発展のために、また税法から言ってもすっきりするんではないか。それがやはり医者の持つべき特殊性を加味して考えると、税法として正しいあり方ではないかというふうに考えますが、局長いかがでございますか。

○高橋(元)政府委員 いま仰せのようなことをやっていたためにいろいろな方法があるわけでございます。個人形態のまま青色申告になられる、または青色申告でなし法人課税を選択される、それから法人になられる、幾つかの方法があると思います。医療法人につきましては医療法の問題がございまして、私どものうち外でございまして、人格を法律によって与えられる場合には法人課税という形でいくわけでございまして、みなし法人についてはみなし法人課税の措置法の規定が働くわけでございます。

いずれにしてもいゆる奥とお店ですか、普通の商人であればお店と奥とを分けるというのが、企業経営を明らかにする一つの方法でございまして、何らかの形で医療の経営というものがそういうふうな方いいと思いますけれども、その場合に、いま仰せのありましたような利益留保の積立金というものをどういうふうな認識でいくかということになりますと、税法のバランスの問題もございまして、医療全体の発展の問題もございまして、今後検討を要するむずかしい問題であらうというふうに思います。

○佐藤(親)委員 結局青色申告の場合も、たとえば専従者給与が払われるとか貸倒引当金とか価格変動準備金とか、そういったものがありますから、その点ではメリットでありますけれども、これも家計と事業所得というものがまだまだ未分離なわけでございまして、それからみなし法人も、全国的にもまだ数%しか普及率がないくらい所得をどういうふうな算定するかもなかなかむずかしい。それからみなし法人の中には、配当所得というのがありますから、これは利潤を追求しない医療としては、法律的には少し問題があるんではないかという気がするわけであります。本日はこれもお伺いしたいのでありますが、時間がありませんので、みなし法人もその辺では少し無理があるんじゃないか。

それから、武見会長が株式会社にするんだということを理事会等で言っているしやるようでありますけれども、これもアメリカにはあるようでありまして、利潤を追求しないという医療に株式会社というのはいまなじまぬのじゃないかということになりまして、医療法人というのは、いま医療法の三十九条で三人、お医者さんがなければできないということになっております。ところが、これを一人でもできるようにしたらどうか、それなら三人でやるような医療法人——いま必要なのは税法上の家計と事業所得とを分けるというところでありますから、果たして法人格まで必要なのかどうか、これは私もちょっと疑問があるものでまだ決定的ではありません。しかしいづれにしろ厚生省の方でも、いま申しましたようなことで、健全に医療を発展させていく、個人開業医の方が安心をして診療に従事できるようなことを考えていくためには、ひとつ一人法人と申しますか何らかそういった、院長個人の所得、それから医療を続けるための、そして将来に起こり得べき看護婦さんの退職金とか機械を買うための費用とか、起こってはいいけれども医療事故のために備えるとかあるいは研究のための準備金とかこういったようなものを、いま局長が言ったようなもの

はいいろいろバランスがあると思いますのでそれは別といたしまして、それは事業所得の方で留保できる、もちろん配当する必要はないと思いたすので配当はしないというようなものを、何か厚生省の方でも考えてもらう必要があるのじゃないか。これは一人法人という言葉が正確かどうかかわかりませんが、そういったものを考えていただくことが、五段階がいいとか七二%の一律経費がいいとかどうのこうの言っているよりも、本日に税の面からいっても医療の発展のためにもいいのではないかと私は思うのですが、厚生省の考えはいかがでございますでしょうか。

○森田(親)委員 先生いま御指摘のように、現在の医療法人制度におきましては、病院または常時三人以上のお医者さんを使っておる診療所についてだけ法人化の道が開かれておる。その理由としていたしましては、医療に必要な資金の確保といううな趣旨に照らしまして、病院あるいはそれに準ずるような大きな規模の医療機関についてその資金確保の必要性が比較的強いというようなことから、こういう制度になっていると私も考えております。この制度は、いま先生御指摘のようない点もございまして、この辺は医療法人制度のあり方全体の中でひとつこれから考えてまいりたいというふうに思います。

ただ、いま申しましたようなことで、これは医療法人制度全般にも影響の出るような問題かと思えます。それから、いま一人法人といいますが、非常に小規模な診療所から大型の病院まで全部一本の規制でやっていくことができるかどうかという点も含めて、いろいろ詰めるべき点も多いと思っております。この辺は関係方面の御意見も伺いながら検討してまいりたい、私どももこういうふうな考えております。

○佐藤(親)委員 最後に、厚生省の方にも医療審議会等がありますから、個人開業医の経営形態としてのあるべき姿をひとつ早急に追求してもらって、いま課長さん言われましたように、個人の大病院からもう少し小規模な開業医まで一掃でいい

のかどうなのかというのは非常に問題があるように思います。当委員会でも他の委員から質問がありました。資産の問題は、大体いまのままが移行できるという前提に立っておりますので、三人いなくても私はいいと思っております。相続の問題も、大体お医者さんのところはお子さんが継がれる。継がれない場合には、法人ならば他の人にそれを譲るという場合には、そこに贈与なり相続なりの問題が発生して、これはまた別に考えるべきことだと思っておりますが、いづれにしろ、税法によって医療が荒廃をするということがあってはならぬと思っております。最後に政務次官にもお願いをしておきますけれども、どうかひとつ、これは税の問題も非常に絡んでまいりますので、厚生省と主税局が一緒になってあるべき姿を早急に、この一年ぐらいい間に検討してもらおうというお願いをしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○林(義)政府委員 佐藤先生からお話がありましたように、この問題は、基本的には医療行政の問題をどうしていくかという大問題があると私は思うのです。医療の問題につきましては、別途健康保険法などというところもございまして、いろいろな点で考えていくことが必要だろうと私は思います。税の立場といたしましては、今回こういうふうな形で七二%をやめて新しい制度にするというの、言うならば今回の改正の一つの大きな目玉でございまして、そこは政策的なものを税の公正を保つためにやめていく、こういふふうな形でございまして、大蔵省の立場といたしましては、新しいいろいろな利益留保的なものを認めるということはいいが、かといってどうも考えております。なおそれ、もう一つは、やはり医療行政上どうしても必要だという話があればまたそれでやっていますけれども、先ほどの御指摘のようなことでございまして、その辺はさらに同事務

○佐藤(親)委員 終わります。

○加藤委員長 只松祐治君。

○只松委員 私は一昨年、こういう日本の経済の海外進出、いわば貿易の増大、経済の複雑化、これだけではありませんが、そういういろいろなことを考慮して、税制が経済に追いついていない、その一つの問題として、海外における商社の脱税という問題をこの委員会で論議をいたしました。これは昨年一歩前進いたしました。タックスヘイブン地域における課税の強化というようなことを実施していただきました。私も大変喜んでおるわけですが、その後、これによりまして具体的にどういう対策をおとすになりましたか、また実効が上がったかどうか。海外でこれこれ幾ら取れ税収が上がったというようなことはなかなか容易でないだろうと思いますが、全体的なこと、また具体的な顕著な例でもあればひとつお知らせをいただきたい、こう思います。

○磯邊政府委員 ただいま先生御指摘のように、昨年タックスヘイブン国関係に対する課税の充実の問題で法律改正が行われたのでありますが、御承知のように、タックスヘイブン国所在の海外子会社に係る申告書というのは現実にまだ提出されてないわけでありまして、したがって、まだ税務調査を行う段階に至っておりません。ただ私たちは、今後タックスヘイブン国との主権の調整等をどういうふうに行うにしたいか、また、今後どういうふうに行うにすればこの法律改正の趣旨が効果的に上がるようになるかということについて現在、こういったタックスヘイブン国の実情を調査したり、種々の勉強をやっておるということでございます。

なお、海外の子会社というのは、年一回で、しかも決算期は十二月という会社が多いわけでありまして、親会社が留保所得を加算する内国法人の決算期では昭和五十五年三月期ということになるわけでありまして、したがって、大部分のこのタックスヘイブン国関係の課税問題に関連しての申告書の提出は、昭和五十五年五月末というふうな形になると思います。

○只松委員 ひとつ大いに努力をしていただきました。

いと思ひます。そのときに私は、米国三菱の問題を一つ例に出したわけでございます。また私が申し上げるまでもなく、ロッキード事件等が行われ、いままたグラマン、ボーイング事件が起こっている。こういうものを見ますと、日本側ではなくて外国、特にアメリカ側から問題提起がされておるわけでありまして、日本国内においては非常に強い国税庁も、どうも外国にはいささか弱いんではないか。そのときも私は申しましたけれども、現実にそういうことが相次いで起こっている。

そこで当面いたしますいまのダグラス、グラマン問題の中で、アメリカ国税庁から五十二年五月に依頼をされて、五十二年十二月二日付で回答を行われたものがありますが、そういうことがありますかどうかということが一つ。また、あればその回答文を資料としてお見せいただくか、お出しただけかすることができるとか、お答えをいただきたい。

○磯邊政府委員 現在日本とアメリカとの間はいわゆる租税条約が結ばれておりまして、その第二十六条におきまして、相互に情報交換をするという事になっておるわけでありまして、ただいま先生が御質問になりました文書というのは、恐らく昭和五十二年十一月二日付で回答した国税庁からの回答文書かと思いますが、その内容につきましては、御承知のように、二十六条関係におきまして、相互にこれは原則として外部に漏らさないこととするという事になっておりますので、これはやはり今後の情報交換を効果的にわれわれやっいていくことを念願しておりますので、その回答文書をここで御提出するという事はお許しいただきたいと考えております。

○只松委員 出したことはお認めになりますか。

○磯邊政府委員 アメリカの内閣蔵入庁からの情報提供に依りて、それに対する回答を日本の国税庁から出したという事実がございます。

○只松委員 それはボーイング社対日商岩井、内容は御聞かせませんが、その件に關してのこと

である、こういうことは否定なさいませんか。

○磯邊政府委員 ほぼそういう内容であります。○只松委員 内容に立ち至っては租税条約上出せないということでございます。これも私は別な機会にこういう問題について、後でも多少聞きますが、どこまで出せるか出せないか。予算委員会やロッキード委員会だけじゃなくて、大蔵委員会でも全然資料提出ができないということじゃなくて、やはり税制討議のためにある程度は概要くらい出していただきたいと思ひます。したがって、ひとつ理事会においてこういう問題を今後検討されますよう要求いたしますが、委員長、よろしゅうございませうか。

○加藤委員長 理事会において検討いたします。○只松委員 そういふ中で、その中身というのは、国税庁側から言われなければ私の方から言いますし、マスコミ等にすでに相当流れております。

いわゆる金額にいたしまして三百六十八万七千ドル、こういうことでございませう。その中で、二百七十万ドルというのは一口でございませう。恐らく趙重慶口座ではないかというふうに言われておるわけでございますが、こういう個人名はなかなか答えにくいだろう。ついで端数の八万七千ドルというのは、その関係の航空会社の役員の方からいってのものである、こういうふうなうわさされております。残りの九十万ドルというのは四十六年から四十九年にかけて、個人及び会社あてにそれぞれ送られておる、こういうことが言われておるわけでございますが、個人の人名につきましても、お答えができませんけれども、概ねとも結構でございますが、概要についてはもう大きな相違はない。それともいふやなくデマで違つておる、こういうことでございませうか、感觸をお聞かせいただきたい。

○磯邊政府委員 昨年の八月にアメリカのSECからレポートが出されてまして、それがいわゆる8Kレポートというものでございませう。この内容を

読んでみますと、「ある会社のコンサルタントに對し三百六十万ドルの支払いをしたが、権限を付与した会社の職員の理解では、この支払いにかかる金員は航空機または航空機に関連する目的のために当該航空会社または同社の株主により使用されたものと考えられている。」またそれと同時に、「同一航空会社の職員の要請に基づき、当社はそのコンサルタントに對し、当該職員のために八万七千ドルの支払いをした。」ということがうたわれております。失礼いたしました。このレポートが出ましたのは、八月ではなくて七月でございます。

これより先、こういう内容のことに關連してわれわれも情報を得ておりまして、すでに国内において調査をいたしましたわけでありまして、その結果の三百六十万ドル、具体的に何に出ておるわけせんけれども、すでに御高承のとおり二百七十万ドル、それから八万七千ドル、それから八十万ドルというものが日本国外で、しかも日本人以外のところに支払われたという事実が判明いたしましたので、当方の課税処理には關係ないということであるので、われわれも処理を終えました。

その行き先はどこかということでございますが、ただいま先生が御指摘になりましたが、全くそのとおり申し上げるわけではありせんけれども、ほぼそういうふうな御了解になつていただいても結構だと私は思ひます。

○只松委員 その行き先の、これも人名はあれですが、国として、特に金融機関はアメリカだけではない、スイスあるいは西ドイツ等の銀行に送られた、こういう形跡も御承知でございますか。

○磯邊政府委員 この8Kレポートで指摘されておりますのは、ただいま三百六十八万ドルというふうな御指摘がございましたけれども、私どもの調査では正確に言いますと、三百六十二万八千五百ドルでございます。それ以外に実はまだあるわけでございますが、少なくともいま御指摘になりました三百六十二万八千五百ドルというのは、スイスの銀行に振り込まれたということでございます。

せん。

○只松委員 西ドイツ等もありませんか。ただアメリカだけでございませうか。通常言われておるのは、日本には来ておらない、こう言われておるわけですね。そうすると、アメリカだけかというところではない、こう言われておる。スイス、西ドイツというのはたまたま私が挙げたわけですが、アメリカ以外の国家でも結構ですが、アメリカ以外の国家にも行っておる、こういうことはよろしゅうございませうか。

○磯邊政府委員 御指摘になりました三百六十二万八千ドルにつきましては、そういうところに行つた形跡はわれわれつかんでおりません。

○只松委員 けさの朝日新聞によりまして、五十年六月にボ社が日商岩井に対して、これは社内事情で責任を持つからひとつ云々ということで、誓約書といひますか一札が入つておる、こういうことが朝日に出ておりますが、このことはお認めになりますか、否定をされますか。

○磯邊政府委員 認めます。

○只松委員 こういうおよそのことを聞きますと、三百六十二万八千五百ドルという正確なお答えがありました、大体の概要が浮かび上がつてくるわけでございます。また、きょうは私はこれが本題ではありませんし、祖特の論議でございますから別な機会にも論議を進めてまいりたいと思ひますが、要するにいま私が一口で言つておる、海外における調査が弱くて、外国側からこういう問題が出されたりあるいは尋ねられて明らかになつてくる、こういうことはまことに残念でございます。それから、日商岩井というような大会社が、日本を代表するような会社が名義貸しをする。それで、これは通過しただけで実際入つておらなかつたんだ。こういうことがたとえ三井だ、三菱だ、何だとなつて全部の会社に行われる。行われても、それは税法上何にもならなければ、あるいは商法上責任も出てこない。何にも出てこない。そういうことになれば、たとえば税法上皆さん方がお調べになる場合でも、どこまでが本当やらうそや

ら何やらアメリカまで行つて全部調べてこなければ一々全部わからない。この三百六十二万ドルの金が、名義貸しだけで中身はわからないんだ、こういうことがとにかく、これは向こうから照会が来たからわかつたわけですが、わからなければ、端的に言うならば、大商社の税務調査なんていいくらかげんなものだ、甘いものだ、大失礼な言い方ですけれども、そう言われても国税庁はいたし方ない。あるいは他の商社も、この前は丸紅あるいは三菱、そういう各会社、たまたま手がつたところだけ問題になるわけですが、そうじゃなくて、そういうものが、証拠が挙がらないあるいは指摘されないところでも同じようなことが大体行われてゐるんじゃないか。しかも何ら罪に問われない。先ほどから申しますように、私きよう租特でございますから、法務省も呼んでおりませんし何も呼ばないで、ただ私は税法上の問題としてきようは確認をしておきたい、こういうことだけで若干の論議を行つておるわけでございます。

きようは大臣も来ておらないし、非常に残念ですが、政務次官、こういうことがまかり通る——事実通つてゐるわけですね、こういうことがほかにもありはしないかと私は憂へますし、事実あるだろう。こういうことが許されるべきことかどうか、あるいは今後どうやってこういうことを阻止するか。私はタックスヘイブンのそういう問題を一つ出してゐるわけでございますけれども、よほど急いでほしいと、こういう問題が次々に海のかたの方から暴露されたり指摘されて、日本の政界、経済界、あるいは日本は貿易立国でございますが、各商社等が次から次へこういう混乱に巻き込まれるというところは必ずしも喜ばしい事態とは思ひません。どういふふうにやつて阻止されるか、ひとつお考えとともに今後の対策等も聞きたい。あわせて、国税庁長官のお考えもお聞きしておきたい。

○林(義)政府委員 只松先生からのいまの御指摘でございますが、正直申しまして、海外の問題を全部調べるというのには限度があるだろうと私は思

うのです。たまたまこうした事件で、おかしいではないかということで調べてみると話が出てきた、こういうことでありますし、日本の中で起こつたものにつきましては日本の国税庁がいろいろ調べるし、アメリカの方はアメリカの方の国税当局がやるというのが、いろいろ問題がありますけれども、その方が能率的だろう、そういう形で租税条約などというものがあつたらうと私は思ふのです。

もう一つの問題、私思ひますが、かつて昭和四十七年でしたか、商社の代表の方々を呼んで喚問をしたことがあるのです。私もそのとき、そのときは政務次官ではございませんでしたが、提言をしまして、大商社というものはやはり社会的責任があるだろう、その社会的責任に基づいて、当時丸紅なり日商なりありましたけれども、そういうことになつては困る、いろいろな不正なことをやつてもらつては困る、やはり大商社の社会的責任という形で海外におけるそういう不正な事実というものの防止を自発的に考えてもらうといふことも必要なことではないか、一つの御提案を私はそのとき申し上げたことがありますが、そのうしたことをいろいろ考えてやつていかなければならぬ問題だろう、こういうふうに考えております。

○磯邊政府委員 ただいま政務次官の御答弁申し上げましたとおり、こういった大商社のみならず大法人というものは、あらゆる意味において日本を代表する企業であり、それだけにまた社会的な責任も大きいし、税務に占めるいろいろなウエイトも大きいわけでありまして、それだけに、こういった大法人それから大商社等に対しては、われわれは調査を充実していかなければならないといふふうに考えております。

ただ、遺憾ながら大法人の調査は、現在のわれわれの陣容等から考えまして、調査が非常にむづかしいところがあることは否定できないわけでありまして、特に大商社等につきましては、それぞれ部門が事業部門制度になつておる、これは一つ

一つの部門が独立採算をとつておるような状況がございまして、私たちの調査も、こしはたとえば機械部門を中心に調査すれば、翌年は繊維部門というふうな循環的な重点調査をやつておるわけでありまして、したがひまして、その後になつて不正な事例が発見されるというふうなこともあつて非常に残念に思つておるわけでありまして、それと同時に、やはり海外取引が非常に大きなウエイトを占めてゐるということも調査を困難にしている大きな理由であります。それに対抗するために私たちがしては、もちろんその税務職員の訓練といふことが必要でありますけれども、昭和四十六年から海外に調査官を派遣いたしまして、現地で各種取引の確認であるとかあるいは情報の収集等をやつてきておるわけでありまして、もちろん調査といふのは、国内の調査それから海外の調査それぞれ一体となつてやるわけでありまして、海外に調査官を派遣してどれだけの増減が出たかといふことを的確に申し上げることはできないわけでありまして、けれども、いままでの実績で申しますと、多い年で、これは昭和四十九事務年でありまして、海外取引に係る不正所得の発見は百六十億円、それから少ない年で、年に三十億円程度の不正所得の発見をしておるわけであり

ます。

こういったことでわれわれは、特にそういった大法人あるいは大商社が税務上の不正計算といふことのないように今後とも万全の措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○只松委員 この問題の最後に一つだけ聞いておきたいと思ひますが、先ほど三つに分かれた中の八十万ドルの中で、このあつて先の法人数及び人員、まあ個人名は言われないうでしようが、わかつた人数を言つていただきたい。数も言えないといふことであれば、単数であるか複数であるかといふうだけお知らせいただきたい。

○磯邊政府委員 三つに分かれたその数字を申し上げますと、個人が二人、会社が一つであります。

○只松委員 この問題を終りまして、次に私は

国債の問題に入っていきたいと思ひます。

私が申し上げるまでもなく、ことしは約四〇%近い公債が発行をされております。これには理論としては賛否それぞれあるわけでございします。

極端な理論は、千葉大の伊東光晴教授なんかは、過日行われた銀行強盗と同じではないか、人質にとつて、景気拡大、雇用の増大だ、あるいは何とかかんとか言つて、とにかく予算規模だけふくらませて公債を増発させておる、これは国家財政を破綻に導くものだ。もちろん賛成論者もありまし、大蔵省のように、余り賛成はしないけれども現実としてやむを得ないというところで泣く泣く賛成をしてゐる、こういういろいろな立場の人があつたわけでございします、いづれにいたしましても、これはわが国の財政にとりましてきつめて重大な問題であるということだけはだれも否定するわけにはいかないだらうと思ひます。

そういう中で、現在の国債がまたインフレをいまでもたらしめておるが、必ずしも、こういうことも強く私は、いままでも指摘してまいりましたし、指摘しておきたいと思ひます。現実には九十九円五十銭、六分一厘の利回りであつておるわけですが、既成債は幾らぐらゐで取引されておるのか、法人間で、あるいは個人間によつて違ひますが、ひとつお教えをいただきたいと思ひます。

○田中(敬)政府委員 御指摘の六・一%国債の取引価格でございますが、店頭あるいは市場の気配が、大体九十四円八十五銭ないし九十五円程度というところが取引の実態でございします。

○只松委員 個人は、個人という区分はいたしておりませんが、個人が売買をいたしますと金額は非常に小さいという前提に立ちますと、百万から一千万円の単位の取引というものは取引所に集中をするということになっております。そういたしますと、取引所の価格というのが個人が売買している価格ということにならうと思ひますが、それはいま申し上げましたように、約九十五円前後でございします。

○田中(敬)政府委員 個人という区分はいたしてありませんが、個人が売買をいたしますと金額は非常に小さいという前提に立ちますと、百万から一千万円の単位の取引というものは取引所に集中をするということになっております。そういたしますと、取引所の価格というのが個人が売買している価格ということにならうと思ひますが、それはいま申し上げましたように、約九十五円前後でございします。

○只松委員 それは違ひますね。いま法人が取引して、大口は九十四円内、五円を割つておりまして、百万から三百万円やなんかの個人の場合、大体九十七円ぐらゐで取引をされておるとお教えをいたしてございします。

そういうことで、いわゆる額面を割つておりまして、したがつて、新規発行債に対しては利率を上げろということ、したがつて、それをしなければおれらと言ふこと聞かれないぞというわけで、ストライキまではいかないけれども、買わないというやうなことでございするところがいろいろトラブルが起つておるといふのが実情でございします。これは何れも国債だけじゃなくて、社債、電力債の場合も、九十九円七十銭ぐらゐで売られておるものが九十七円二十銭前後というやうに落ち込んでおるわけでありまして、

ところが、ことしは十五兆円からのものを売らなければならぬということになる。これは大変なことになるわけでございします。こういうことに対して皆さん方はどういうふうにお考えになつておるか、まず大局的なお考え方を——一般的に大蔵省側は、十三、四兆じやないと、十五兆は売れないというところで大分突つ張られたわけですが、それでも、そうじゃなくて十五兆を超した。なかなか売れないだらう。時間がありまけんから細かいことまで論じられまけんけれども、皆さん方が関与されておるこのレファレンスの中にもそういうことはうたつて、大蔵省側は、十三、四兆しか売れないんだ、こう皆さん方自身の中の方がお書きにもなつてゐる、こういうことなんですか。こういう状態の中でどうやってこの国債を売らになつるか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田中(敬)政府委員 十五兆の国債というのは大変な量でございまして、この消化には相当の努力を要する金融情勢であらうかと思ひます。国債の消化につきまして最も配意いたすべき点には、冒頭に只松委員が御指摘になりましたように、国債の大量発行というものがインフレに結び

つかないやうに、インフレ要因として作動することのないやうにという配慮が一番大事だらうと思ひます。そういう点におきましてはやはり根本は、市場の実勢に即した発行価格、発行利回りというものを尊重すべきであつて、市場の実勢に即して弾力的にこれを発行していく、金利を改定していくということがまず第一に必要なことであらうと思ひます。それと、やはり国債が非常に売れにくくなつておる原因は、大量国債の発行、大量の地方債の発行、これらがほとんど十年ものという長いもので行われておることに、長期資金の需給バランスが崩れ、それが値崩れを起こしている一番大きな原因でございします。そういう意味におきましては、弾力的に金利改定を行いますと、やはり市中にある資金の状況、資金のニーズがどこにあるかという点に着目いたしまして、中期債あるいは短期債を活用してまいらうというやうなことも非常に大事だらうと思ひます。

十三兆ないし十四兆しか消化できないというやうなことを議論したこともございしますが、いま私どもの見通しでは、来年度の総合資金需給を考へてみます場合に、本年度、大蔵省側は、十三、四兆の金が一三%伸びました。それから昨年十二月末の実績ベースで見ますと、貸し出しが九%民間金融機関でふえておる。それらの傾向、また資金の状況というものが、五十四年度につきましても同じやうな形で推移するということで来年度の総合資金需給を考へてみますと、いまの預金一三%、貸し出し九%の増というのを前提といたして考へてみますと、来年二十六兆円ばかりの公共債が発行され、そのうち、市中金融機関が引き受けるものが十五兆八千億程度と予想されますけれども、貸し出しとそれからこの十五兆八千億の市中金融機関分引き受けの公共債というものは、資金需給の面から見ればバランスがとれてはまり得る。ただ、金融の繁閑あるいは長いもの短いものへのニーズの問題というやうな点がございします。で、冒頭申し上げましたやうに、発行条件の弾力化あるいは中短期債の活用ということを十分考へ

ていかなうかはならないと思ひます。○只松委員 いまおっしゃつておることを一口で言うならば、後で出しますが、私が常々言つておる、日本の過剰貯蓄性向というものの便乗した何とかなるべきというやうなことです。去年もうんと国民が貯蓄してくれて、ことしもするだらう、それだからそれを当て込めば何とかなるだらう、これが問題だと私は言つておる。いま盛んに株が高騰を続けておる。ところがぼつぼつ土地が上がつてきておる。きようは租特の落ちというやうなことで、私は土地の問題をやろう、こう思つておるのですが、皆さん方がまだこれで、そう言つてはなんですか、経済政策に失敗をして、公共債を国、地方で出しておるのだから、一挙にそこに行つて逆インフレを救つておるのだというやうな学者、経済論者さへもある、こういうことです。

そういう論はさておきまして、そういう過剰貯蓄性向というものはどうやって出てきておるか。皆さん方の方からいたされた政府による調査によりまして、銀行その他の金融機関で口座数が一億五千八百八十五万件、金額にして七十兆六千五百四十五億円、公社債あるいは証券、少額公債、これは特別マル優、あるいは財形貯蓄、郵便貯金、こういうものを合算すると何と四億五千八百八十九万口。貯蓄人口が幾らあるか知りませんが、国民が一億一千万人おられますから、半分ぐらゐの約五千万人ぐらゐ貯蓄をいたしてゐるといたしましても、約九口ぐらゐ一人ずつ持つておる。いま言つてゐるのはこれはマル優ですよ。ちよつと注釈を忘れましたが、単なる銀行の法人や何かの口座数ではなくて、非課税をいたしておるマル優の口座数であります。これは私が申し上げるまでもなく、銀行三百万、郵貯三百万、財形五百万、国債三百万、合せて一千四百万円まで一人でできるわけでございします。これの口座数が四億五千八百八十九万口、貯蓄高が百十六兆三千七百二十九億円、これだけ膨大なものになつておるわけ

ていかなうかはならないと思ひます。

○只松委員 いまおっしゃつておることを一口で言うならば、後で出しますが、私が常々言つておる、日本の過剰貯蓄性向というものの便乗した何とかなるべきというやうなことです。去年もうんと国民が貯蓄してくれて、ことしもするだらう、それだからそれを当て込めば何とかなるだらう、これが問題だと私は言つておる。いま盛んに株が高騰を続けておる。ところがぼつぼつ土地が上がつてきておる。きようは租特の落ちというやうなことで、私は土地の問題をやろう、こう思つておるのですが、皆さん方がまだこれで、そう言つてはなんですか、経済政策に失敗をして、公共債を国、地方で出しておるのだから、一挙にそこに行つて逆インフレを救つておるのだというやうな学者、経済論者さへもある、こういうことです。

そういう論はさておきまして、そういう過剰貯蓄性向というものはどうやって出てきておるか。皆さん方の方からいたされた政府による調査によりまして、銀行その他の金融機関で口座数が一億五千八百八十五万件、金額にして七十兆六千五百四十五億円、公社債あるいは証券、少額公債、これは特別マル優、あるいは財形貯蓄、郵便貯金、こういうものを合算すると何と四億五千八百八十九万口。貯蓄人口が幾らあるか知りませんが、国民が一億一千万人おられますから、半分ぐらゐの約五千万人ぐらゐ貯蓄をいたしてゐるといたしましても、約九口ぐらゐ一人ずつ持つておる。いま言つてゐるのはこれはマル優ですよ。ちよつと注釈を忘れましたが、単なる銀行の法人や何かの口座数ではなくて、非課税をいたしておるマル優の口座数であります。これは私が申し上げるまでもなく、銀行三百万、郵貯三百万、財形五百万、国債三百万、合せて一千四百万円まで一人でできるわけでございします。これの口座数が四億五千八百八十九万口、貯蓄高が百十六兆三千七百二十九億円、これだけ膨大なものになつておるわけ

ていかなうかはならないと思ひます。

○只松委員 いまおっしゃつておることを一口で言うならば、後で出しますが、私が常々言つておる、日本の過剰貯蓄性向というものの便乗した何とかなるべきというやうなことです。去年もうんと国民が貯蓄してくれて、ことしもするだらう、それだからそれを当て込めば何とかなるだらう、これが問題だと私は言つておる。いま盛んに株が高騰を続けておる。ところがぼつぼつ土地が上がつてきておる。きようは租特の落ちというやうなことで、私は土地の問題をやろう、こう思つておるのですが、皆さん方がまだこれで、そう言つてはなんですか、経済政策に失敗をして、公共債を国、地方で出しておるのだから、一挙にそこに行つて逆インフレを救つておるのだというやうな学者、経済論者さへもある、こういうことです。

であります。これは政府側からいただいた資料です。すから間違いないと思いますが、お認めになりますか。

○藤仲政府委員 お答えいたします。

ただいまの計数は参議院の予算委員会の資料として提出したものでございまして、それ別のところから提出されたものと承知いたしておりません。

○只松委員 これだけ膨大な口数、これも前に私が一通言ったことがあるわけですが、郵貯の二億八千万口、みんな与野党それぞれいろんな思想があつてこれに触れたがらないわけです。ところが、これだけでも五千万人近い、五千万人は私はないと思いますが、口座数といたしまして六口近いものを郵便局に持つておられるわけです。そうみんなど六口も持つておられることはない。なぜこれがあるかと言へば、一人で五十口、百口持つておられる人があるからです。

これも私は本論ではありませんから、とことんまできょうはやらうとは思いませんけれども、こういうふうには私は、利子配当の問題が一番大きな問題であるというのをかねがね言つてきた。この問題にメスを入れない、触れないでおいでほかの税制の不正を正す、あるいはいんげんを納め、徴税や何かを強化しても、国民はなかなか納得しないというのを私は繰り返して言つています。

先ほど同僚委員がやりました医師の問題その他ありますけれども、それからまた、私が常に言つてくる公益法人や何かの税以外の問題もありまして、しかしいまの税法の中で一番大きなウエートを占める問題は利子配当のこのうい脱税行為だ。これだけのものを幾ら国民が貯蓄好きだからといつてするわけがない。これはマル優だけですから、マル優以外に貯蓄はあるわけですから、そのものにおいて皆さん方のいま言つた国債という問題も何か曲がりなりにも処理できて、国家財政、地方財政がつじつまを合わされていっておる、こういう現状であるわけでありま

きょうは、これもきちつとお答えをいたさうとは思いませんけれども、こういう過剰な貯蓄性向に対して何らかのブレーキをかける。世界一の貯蓄性向でありますし、あるいはいろんな景気の問題、減税をするならばむしろ端的に減税する前に貯蓄を減らしていつてそれを需要に回すべく、消費に回すべく、これはカナダの首相もかつて呼びかけましたし、あるいは西ドイツの首相も貯蓄よりも消費に回せといふことを呼びかけたことがある、文庫をお探になるとわかりますけれども、だから、日本でも勇気を持ってもう少しこういう問題をすべきだ。皆さん方も、国民の貯蓄性向に便乗して財政の破綻を免れたり糊塗するのではなくて、もっとやはり本来的な政治の姿勢あるいはいろいろな政策を行うべきだ、こういうふうに思ひます。

そういう本質的なことはさておきまして、こういう異常な貯蓄性向あるいは異常な口座数というものに対して何らかのチェックをすることを考へになつておるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○林(義)政府委員 いまお話のございました郵便貯金等につきましては、郵政当局が監督をしていられるわけでございますし、郵政当局におきまして、いろいろな名寄せをやるのかというふうな形で、これを厳重にチェックをしておるというふうな報告を受けております。

先生に私申し上げたいのですけれども、単に口数が多いからといふことだけでそれが脱税だといふふうになかなかいけません。たとえばの話ですが、私でも、下関に地元がありまして、下関の地元でも郵便貯金を持っておりますし、東京でも持つておるというふうなこともありますから、(只松委員「あなたみたいな金持ちは別だ」と呼ぶ)それは金持だといふことではない、いろいろなところを持つておるというのが非常に便利なことなどやつておるだけのことでございますし、そういうことといふのをやはり考えていかなければいけないので、口数が多いから単にすぐ

にそれが脱税だといふことにはつながらないのではないだろうか、こういうふうには私は考えております。

そのほかの金融機関につきましても、名寄せを行うとか金融機関を指導する等いろいろな対策を行ひまして、マル優の脱税を防止するように私どもも努めておるところでございますし、今後一層そういうふうな形で努力をしてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○只松委員 それから先ほどの論は、たとえば貯蓄が投資を上回つておる限り国債の消化は可能であるといふ論なんです。それからまた必要である、こういうことをおっしゃつておられるわけでございますが、私はこれは将来完全な財政の破綻をもたらすといふことを言つておる。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

そういうのは、たとえ昭和五十七年度になれば国債の利子は、本年度の六兆八千億の社会保障費を上回ることにもなつていくわけでございます。こういうこと等を考えますと、その過剰貯蓄に依存した国家財政というものをやめていく、私はいまそういう意味の脱税だけを言ひましたけれども、過剰貯蓄性向をやはり直接需要へ向けていく、こういうことを本来考へべきではないか、こう思ひますが、その点に關してはいかがでございますか。

○林(義)政府委員 それは全く御説のとおりでございます。私たちができるだけ国債を減らしたい、特別国債はぜひ減らしていきたいという形で努力をしてきたところでございしますが、なかなかそこまでも参らない、こういうことでございします。私は国民の貯蓄といふものは、貯蓄を減らしてというのには私はどうかと思ひますけれども、貯蓄といふのは、やはり国民の所得の分配の一つの方法でございますから、そうした上に立つてこれからのいろいろなものを考へていく必要があるだろう。貯蓄があるからもう全部政府が吸ひ上げて

という考え方は私は考へるべき考え方はではないといふふうに考へております。

○只松委員 こういうふうに金がたくさんあります。そうすると先ほどから申すように、株がどんどん、どうして上がるのかわからないけれども、上がつておる。過剰流動性ですね。株が上がつてきて、次にどこに向いていくかと言へば、これもやがて前回と同じく土地に向いていく。それが、さつきから言つておるように、いま皆さん方が公債、公共債を発行しているから、これに無理して銀行をおどかし何かにやつておるから吸ひ取られていくわけなんです。これを余り買わなくなつてくると、いわゆる過剰流動性というものが出てくる。現にあると言つておる。

たとえ朝日生命の調査によれば、昨年の十月から十二月に十三兆三千億円あると言ふ。これは四十七年当時三兆九千億、三、四兆ぐらい過剰流動性がうろついている、こう言われておつたのですが、その約三倍ということになります。銀行局等で、いま過剰流動性はあるかないか、あればどのくらいあるとお思ひになつておられますか。

○天野政府委員 お答え申し上げます。このところ金融の緩和基調がずっと続いてまいつておることは事実でございます。それからマネーサプライ等の動向を見ましても、昨年来急に一二%プラスというふうなことで、やや増加傾向にあることは事実でございます。ただ他方、企業の資金需要は現在も相当冷えていると思ひますので、全体として見まして現在、過剰流動性の状況にあるというふうには考へておりません。

○只松委員 幾らぐらいあると想定をされますか。そのぐらいのことはある程度想定をしなければ金融操作はできないでしょう。

○林(義)政府委員 只松さんのお話、過剰流動性というお話が出ましたが、四十七年当時過剰流動性というものが非常に言われたわけなんです。そのときの過剰流動性の問題は、私の理解しているところでは、当時大変に外貨がふえました。一ドル三百六十円から三百円になつて、たしか私の記憶

では半年ぐらゐの間に五十億ドルぐらゐ一遍ふえたといふことで、差し引きましてざつと二兆円ぐらゐの過剰流動性があつたときに出たのではないかと、いろいろ言われるわけですが、それは現金として出ちやつたわけでも、それに連動していろいろな思惑がついてくるというので、一説には六兆円とかなんとかというふうな話がありました。

私はそういったときに必要なのは、やはり金融政策が健全に動くといふことだろう、こう思ひますし、現在は先ほど銀行局の方から御説明しましたように、M2などというののもそんなに高い数字ではない。当時の数字はたしか一七とか一八という話じゃなかったかと思ひますが、いまは一、二、三ぐらゐじゃないかと思ひます。最近少しづつ上がりかけてきておりますが、これは通貨の供給というふうな形で少し景気が上向いてくればやはりそういうことも出てくるというところは言えるわけでございますから、いまのところ過剰流動性がどのぐらゐあるかとかというふうな話はどうもはつきりしたことは出てこないんじゃないやなからうか。じやいま金融政策で非常にだぶついた金をまいていくかといふことになる、私はそういうことではないといふふうに考へております。

○只松委員 私は埼玉に住んでおりますから、埼玉のことは多少わかるわけです。埼玉の場合、県知事も社会党でございますから多少の調査もしていただければ、政府の場合は頼んでもいただけないことがありますが、後で埼玉の資料は出します。

大都市近郊の一つの典型的な例として、埼玉では再び土地買ひが私たちの耳にも頻々として入ってくる。これも経済論争しようとは思ひませんけれども、雇用数は減つておたりあるいは総売り上げが減つても会社の利益が、皆さん方から見れば優良企業といふことになりまして、大企業が純利益を増大しておることは私があえてここで申し上げる必要もない。そういうのは、設備そのものは余つておるわけですから、よほどの新しい発明や発見や開発がなされない限り設備投資といふものに

は向かない。さつきから言うように、株もいまのところではこれ以上そんなに上がらない、下手につかまされちゃう、こういうことになりまして、国債に回つても、国債は先行き値下がりすること、これもまた確実。インフレが進むと値下がりする、するからまたこうなつて、最後は悪性インフレに陥るわけですね。そこまでのことは私はまだきょうは断言はいたしませんけれども、とにかく国債が九十九円五十銭で売り出しているのが九十五円を割つて九十四円になつておる、これは現実です。論争するところではなく現実の下がつてきておる。これ一つだつて、皆さん方しやあしやあと答へていくけれども、昔ならこれは腹切りものですよ。売るときに、買つては会社や個人は損をしていくのです。いいですか、株を買つて損しているんじゃないやなくて、政府が発行した政府の一万円札や何か下がつていくのと同じくこれは下がつていくのです。さらにこれが九十三円なり九十四円に下がつていく可能性は十二分にあるわけですよ。そのときの責任はどなたがおとりになるのですか。日本国家なるがゆえにしやあしやあとという。皆さん方は、官僚と言つては悪いけれども、責任を一向に感じておられないけれども、それはやはり発行したところが責任を感じるし、とらなければいけない。そのことは目に見えている。

私はきょうは責任論争や何かをしうとは思ひないのだけれども、要するに最後は行き着くところは徐々になつていく。土地に向いていく。現に埼玉あたり土地探しが相当行われている。ところが土地の税制を緩和しよう。今度の租特にまたお出しになつておる。いろんな働きかけがあつたでしょう。しかし租税特別措置で緩和しようとしておる。それはなぜかといふと、優良な土地、宅地や何かがないからです。私が皆さん方のお手元に参考までに、二差し上げておきますように、埼玉県で五十二年一月調査した現在において、未利用地、これはほとんど会社によつて買ひ占められた土地千平米以上、それを調査した結果、一千万坪、浦和市の約半分の土地がある。市

街化区域でも百九十万坪あります。市街化区域で土地がないといふやうが、市街化区域ですよ、百九十万坪買ひ占められておる。他の都市計画区域という調整区域、こゝで七百六十万坪、その他の無指定地域、山林とか林野にわたるところ五十万坪、これだけの一千万坪の土地が買ひ占められて遊んでおる。この土地をむしろどう使わせるかといふことが問題であつて、いわゆる本末行つておつた農地、お百姓さんや何かの持つておる土地をはたき出させておるというのが当面の土地政策ではない、租税特別措置制度ではない。今度行おうとしておるこういう租税特別措置を行うならばさらに土地は騰貴をする、私が言わんとするのはこういうことなんです。

新しく土地を手放して売りなさい、そういうことではなくて、こゝやつて土地を買ひ占められておる。いま埼玉だけで現存して残つておる。これを日本国じゅう類推いたしますと膨大なものになる。金額で私が若干類推をいたしますと、市街化区域が埼玉においては平均して三十万円ぐらゐしているでしょう。二十万円の土地なんてほとんどありません。当時買ひ上げを仮に十五万円といたしますと二千八百五十億円、調整区域を七万円といたしますと五千三百二十億円、無指定地域は一万円といたしますと五十億円、合計八千二百二十億円、一兆円に近い金がかゝつておる。現実にはこれは全部値上がりしてありますから一兆円を大きく超している。埼玉一県です。私は前にこの土地投機に使われた金は約二十兆円である、こういうことを言つたことがある。ところが、いやそんなことはない、大体七、八兆だろうとか何とかかんとかいろいろ言われまして、しかしこの大蔵省からいただいた別の資料「土地関係融資について」といふ資料を見ますと、金融機関の土地関係融資状況調査、これも、融資残高一億円で上といふのを見まして三兆九千七百四十九億円、約四兆円。これは銀行や信用銀行以上でござい

ますから、そのほかのものをとりますと、大体金融機関で明確に土地、こういうことになつてい

るので五兆円を超します。現実に出てくるものは五兆五千億ぐらゐになるわけですね。そのほかに、皆さん方、特に次官は政治家だから御承知だろうが、あなた銀行に借りてくれないかと話をすると、そんなら土地を買ひ占めたいかと話をすると、設備投資としておけとか牧場としておけとか何とかかと言つて、名義を聞くとあるいは運転資金といふやうなことで借りておることも結構あるわけですね。こういうものを私が推計をいたしますと、あるいは埼玉一県だけで約一兆円近いといふものを他の府県にずつと類推いたしますと、十兆を下るものではないといふことは、大蔵省の金融機関の融資状況あるいは埼玉県の土地に投機された状況といふものから見て決して多くはない、もっと私は膨大なものだろうと思ひます。最低見積もつて十兆、少し過大に見積もれば二十兆近いものが投じられている。その利子たるや大変なものだ。とにかくおれら働いてばかりいよ、とにかく銀行に一生懸命利子持つていくだけがいまおれらの仕事だといふことを私たちの年配の者は、会社の役員をいたしておりますが、みんなこぼしておる、そういう状況であります。

そういう中においてなおかつ今回、こういうふうな土地税制を緩めていかなければならないという理由はどこにあるのですか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○林(義)政府委員 只松先生からの資料をいま見せていただきました。この資料を見ますと、先生お書きになつたのだらうと思ひますが、全体で一千万坪、市街化区域百九十万坪、その他の都市計画区域七百六十万坪、無指定地域五十万坪、こうありますが、今回改正をお願いしておりますのは、それだけのところに書いてございまして昭和四十四年一月以後の取得地といふのは、これは全然手をつけないといふことでございまして、四十三年以前に取得した土地につきまして、これが……(只松委員)そこらは知つていふよ」と呼ぶ)その問題につきまして、特にこれが住宅地になるある

いは公共のために使うという場合に限ってだけやりましょう。いわゆる短期としての土地重課制度、それから法人の土地の譲渡益の重課制度等の現行の諸様組みは置いておかなければいかぬだろう。これを外してしまえば、もう先生のお話のように、たとえば二十兆も金が出てくる、待ってれば土地の暴騰になるということは明らかでございまして、その辺は置いておかなければしようがない。ただし一方で、住宅政策なり都会に住む人々の住宅の需要というものもありますから、その辺の調整をして、一応最小限度に留めてだけ部分的な手直しをしてやっていくというものが今回の趣旨でございまして。

○只松委員 私たちは野党ですから、たまには不公平なときは、公益法人なりと監査ぐらいはしないといふようなこともときどき言うのですけれども、税金かけないといふのはなかなか言えないです。よ。ある意味では言う必要もないかもしれない。しかし、本当に土地政策を行うのなら、私はこの埼玉の例でも示しておるように土地は持っている。大体不動産関係の会社は持っている。したがって、持っているのを吐き出させるというところの方が先なんです。これ以上余り言くと、私たちの近所のお百姓さんがいろいろいますから、表現がむづかしいのですけれども、持っているのをどう吐き出させるか、これはお百姓さんにも累が及びますからそうですが、だから私は買い上げられた未利用地の調査表を示しているわけです。それ以上はひとつ賢明な皆さん方は御推察をいただきたい。持っている土地をどう吐き出させるかというところが土地政策であるし、住宅用地を確保する道であつて、売買によって生じる云々というようなことは、一つも必要じゃないとは言わなければ、それは第二、第三の問題になつてくるのです。しかしその根幹の所には触れないで、あるいは私から言わせれば、インフレーションを進めてそういうものの借金の価値を下落させておいて、土地は高騰させて、そして売買のとき

きだけは安くしていく、こういう形を今度は皆さん方お考えになつておるんだな。そこまでは全部必要じゃない。全部ではないけれども、いろいろ理屈はつけてあるけれども、結果的にはそういう傾向の方が強い。本当に土地政策をお考えになる、あるいは国民のために土地を造成しようとするならば、いま遊んでおる土地あるいは持っている土地をどう吐き出させるかといふことが、売りに出させるかといふことを考えるべきだ。そういうことの租税特別措置の方がもっと大事なことはないので、そういう点についてどういふふうにお考えになるか、ひとつ次官ではなくて主税局長の方から御答弁をいただきたい。

○高橋(元)政府委員 ただいまお示しのごさいますように、確かに土地を有効に宅地として供給させていく、その場合に地価に悪い影響を及ぼさないといふことのために、税制だけではかたわなわけではございます。そのように未利用地を利用促進させるためには、これは国土庁の所管と思いますが、たとえば勧告とかそれから買い取りというふうな制度があるようではございまして、そういう形で現に持っているストックを吐き出しても、こういう必要は確かにあると思ひますし、そういう面で運用の適切を期していただきたいと思ひます。

税の問題にいたしましても、単に譲渡税だけでなく、保有税と相まってその効果を上げていくという面が多いわけではございまして、そういう意味で申せば、国税、地方税を通じて土地税制の適正を期していききたいと思ひます。ただいま仰せのありました、私も御審議をお願いいたしております今回の制度は、そういう意味で、たとえばその法律の後の方を見ていただきますとわかりになるわけではございますが、二年以内に確実に上に家が建つ、または宅地として利用して人に売られる、そういうことが確実なものに限つてこの制度の実施をしていこうという趣旨に三十一条の二はしぼつてございまして、二年以内に優良宅地として利用が可能でない場合には、言

葉は悪いですが、税金の取り戻しが起こるといふ構成になつております。現在の未利用地のストックといふのは、確かにお示しのように非常に大きな数字でございまして、全国にわたつて私どもの承知しておる数字では三十万ヘクタールくらいある。しかし、その中で市街化区域にありますが、これは一万二千ヘクタールといふふうな承知しております。そういうストックを使いまして、かつまた不動産業者の手持のストックを使いまして、こういうものの押し出しのために実態的な政策を進めていきまして、なおかつ優良な住宅地の供給が必要であるといふことを国土庁から、また建設省から私どもも税制調査会その他の場でお話を伺つて、そういうものを総合した土地の需給といふことは後ほど所管省の方からお答えをいたします。そういうものの一環として、現に優良な住宅地の供給を可能にするような部分に限つて今回御審議をお願いしておりますことではございまして。

○只松委員 優良というのか何というのか、とにかくざり言をいふ、いま一番不足しているのは、東京のど真ん中や大都市に非常に近い地域のマンションブームのマンションの土地がなかなかないんです。だから、優良宅地、優良土地といふことを不動産業界が盛んにおっしゃいますけれども、具体的に言えばマンション用地がなかなか取得できない、だからこれを何とかひとつ取得しやすくしよう、あるいは相手が売りやすいようにしてくれないかといふこと。それから小さい宅地業界といふものです。この人たちが町の中で扱つておったものなかなか物件が少くない、あるいは売買もしにくい、こういうのを何とかしてくれないかといふのも結構切実な声としてあります。しかし土地全体としては、この埼玉の一例、千葉も神奈川も私は似たり寄つたりだろうと思ひます。千葉、神奈川がそうであると三千万坪。大体一個一万坪でできるんですよ。そうすると、それを三千個つくもののがこの関東周辺だけで遊んでいるわけですよ。これは多くは借金によつて買われているわけですから、こういう土地をどう活用していくかといふことがむしろ国政上必要なことであるし、あるいは税制上考へるならば、そういう面をどう吐き出させていくかといふことが必要なことだと思ひます。

だから税制上お考えになるならば、これは私はたまたま埼玉県から手に入れたわけですが、国土庁なり何なりよく調べた上で、そういう実態の上に基づいて税制をどうしていくか。税制における先方が必ずしも雲の上の人だけとは申しませんが、そういう地方の実態あるいはこういう実態については私はうといと思ひます。だから、今後税制のいろいろな方向をお決めるにあらば、ぜひひとつこういう実態をよく調査の上で決めていただきたいと思ひます。本当に住宅を手に入れることに苦勞している庶民、国民のために、そういう方向から、たとえばこの持っている一千万坪を吐き出せば、これが全部が全部住宅地になるとは思ひませんが、市街地におけるものだけだつて相当の家が建つわけですから、ぜひひとつそういう方向で今後土地税制については検討をしていく。これはことしだけ、来年だけで済む問題ではありませんから、基本的な方向をひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○林(義)政府委員 只松先生のお話を拝聴して、私も非常に共感を覚えるところがあります。確かに今回の税制は緊急に必要なものだけにとにかくやろう。基本的な土地税制をどうするかといふことにつきましては、現在の税制は五十五年には改正をするといふことになつておりますから、いまお話をいたしましたように、やはり庶民の声を聞いてやらなくちゃならない。それから余まお話をいたしましたように、いろいろなところに余りませんけれども、そういうふうなところに持っている土地をどういふふうな形で吐き出させるか、いろいろな点を考へてやらなければならぬ問題だろうと思ひます。この狭い日本の国土でございまして、しかも日本人といふのはわりと土地

に対する執着心が強いわけでございますが、外国などというものはどうかという点、余り土地に対する執着心というのではないのですが、日本人は土地に対する執着心も大変に強い。そういうたような国民性等もありますので、その点を考えて、本当に庶民のためになるような、全体としていい国土のできるような政策をやっていかなければならないと思つています。これは単に土地税制だけではないと思つたのです。そのほかの国土利用計画、あるいは金融の問題もあるでしょう、いろんな点から総合的に政策を進めていくことが必要だといふふうに考えておりますし、御趣旨に沿つて努力をいたしたい、こういうふうに思います。

○只松委員 先ほど過剰流動性の問題は余り同意されませんでした、私は私の理論が正しいと思つて。

さて、銀行局の方ですが、私が途中で出しました銀行局からいただいたものの類推、あるいは私が埼玉県の土地をいろいろ価格を評価した問題、全国に演繹した場合、それから類推といふものをして最低十兆は下るまい、こういうふうに申しておるわけですが、その金といふのはほとんどが借入金資金になつておるわけですか。こういう土地売買のためにといふか、特に買うために使われておる金は大体幾らあると想定をされておりますか。

○天野政府委員 実は土地関係の融資につきまして、数字が非常にむずかしいでございますが、継続的にとれますのは不動産業者に対する融資といふものしかつかめないわけでございます。

その状況を見ておきますと、総貸し出しの伸び率よりは確かに最近、不動産業者の貸し出しの伸び率の方が高いといふことにはなつております。総貸し出しが九・七％に對して、最近では不動産業者に対する貸し出しが一・二・六ぐらいになつております。ただ最近、住宅ローンのようなものが非常に伸びておると思つて、これは二〇％ぐらいの伸びになつておると思つて、ですからそういう実需があつて、それで不動産業者に対する融資も伸びているといふふうに私どもとしては判断し

ているわけでございます。かつて四十七年度末あたりですと、総貸し出しが二五％ぐらい伸びまして、不動産業者に対する貸し出しが六六％ぐらいに伸びておりました。ですからそのころに比べれば、まだ土地投機的な動きといふのは余りないんではないかと思つております。

それから、先ほどの過剰流動性の話でございますが、これはどういふふうな定義したらよろしいのか非常にむずかしい問題だと思つて、私が、私もとしましては、一応マネーサプライの動きといふものをフォローすることと判断しているわけでございます。

〔小泉委員長代理退席、委員長着席〕

非常にマクロ的な話で恐縮なわけでございますが、マネーサプライは先ほど申し上げましたように一二％ちよつとの伸びになつておるわけでございます。マネーサプライがふえる原因はいろいろございます。まず、非常に大きな要素の一つは、企業に対する貸し出しがふえるという形でお金が増えるといふことになるかと思つておるわけで、その面は現在、非常に鎮静しておると思つて、総合的に見ますと、過剰流動性があるような状態ではないといふふうに考えておるわけでございます。

○只松委員 私の問いは一つも答えないうで、自分の言いたいことだけを言つておられるけれども、私が最後にすばつと聞いておるの、具体的には幾らぐらい土地の買い占めといふか買ひ上げといふものに使われておると推定するかといふことを聞いておるんです。それには何にも答えられない、ほかのことだけをいろいろ言つておるが、ほかのことはいいから、その答えだけでいい。

○天野政府委員 最近、土地関係の融資の問題がいろいろ問題になつておるわけで、先日通達を出しまして、土地関係の融資のフローを調べるといふことを始めております。その結果は、四半期別でございますので、一・三の数字が出るのは少し先になりますけれども、その段階でよくその数字を検討してみたいと思つております。それまではちよつとお答えできない。申しわけございま

せん。

○只松委員 それも答えになつてないんだ。私はここで初めて言つておるんじゃないんだ。前にもこういうことは論じたことがあるんです。それで調べると言つておるんだ。現在把握しておる、あるいは去年の暮れでもない、把握しておる土地だけ——土地をこへ抽出して、皆さん方は持つてきているんだ。皆さんの資料だよ、いま言ったのは、土地だけに投資しているものは幾らだと聞いておる。土地がどうしてもわからなければ、不動産業界にといふことを言つておる。しかし、あなたたちが持つてきた、銀行局からいただいたあれを見たつて、金融機関の土地関係融資状況は三兆九千七百四十九億圓、したがつてほかのものを含めると五兆五千億圓になるわけだ。これは銀行局から持つてきたんだ。それから類推したつて、私は十兆になるといふことを言つておるわけだ。だから、あなたたちが調査した、一部の金融機関がやつただけでこのくらいであつて、これは純粋な土地といふ名目。しかし、私がいろいろ言つておる通りに、土地以外にいろいろなことで貸し出ししている、借りられておる。私だつて、そういうことに口をきいたことがあるんだから、そのくらいは知つておるよ。

またそういう現象が再び起こりつつあるから、土地投機を起させないために私は言つておる。そのときも私たちはいろいろ注意したんですよ。だけれども、銀行からどんだ金が出ていったんですよ。金融機関の心ある人々さへも、こんなに土地投機させたんじゃないかと思つて、日本は大変なことになりますよ、家が持てなくなりまして、土地投機を起さないと。もう少し政治の力で、あるいは大蔵省の方で何とかとめる方法はないですかと言われたけれども、あのときは一億総不動産屋になつたんですよ。一億総不動産屋という言葉が出たんですよ。いま再び、総不動産屋までは来ないけれども、土地が動き始めておるんですよ。だから私は言つておるんですよ。いま現在までのこと

を把握しなかつたらなければ、いまから把握できるわけないだろう。だから現在まで幾ら出ておるかといふことを聞いておる。そういうことは全然わからない、銀行局は。ここにあるけれども、あなたの方はいろいろな統計をほかにとつておるだろう。土地のことだけは全然調査してないの。

○天野政府委員 先生御指摘の数字は、その時点におきます数字でございます。その後は実は数字はとつておりません。ですから、移り変わりといふのはわからないわけでございます。それで、今後それを続けておるようにするために通達を出しまして、調査するといふことにいたしましたわけでございます。

○只松委員 この人と押し問答したつて、局長が来てないんだからもうやめますが、今後の問題として、税制はさつきお答えをいただきました。しかし、ほかのものでもそうですが、土地といふものは一逼上がると下がりませんね。したがつて、再び高騰さしてはならないといふことを考えれば、いまみたいな銀行局の指導では大変危うい。ぜひひとつそういう土地に対する貸し出し、金融といふものは、具体的にマンションを建てるあるいは具体的にそこへ工場を建てる、こういうものではない限り、設計図なりそういうものを伴わない限り、とにかくやがて一万円札は木の葉のようになる、したがつて先行投資として土地を買つておくにしかず、こういう機運が出てくるおるんですよ。ぼくらにもいろいろ相談を受けるときに、そう言つては悪いけれども、それに近いことを言うんですよ。その金を持つておつたつてしようもないんですよ。大体三年か五年たつて、石油が上がれば三年、いまの状態で行つたつて、この皆さん方の政府試算にしたつて五年たつたら税金は二・五倍になるわけですから、こういういろいろなところからして一万円は五千円札になりますよといふことを言えば、土地が何か物にしておるか、こういうことになるわけですよ。一般的な空気がしてインフレーションといふのはもう出てきておるわけですから、そういうふうに銀行がこれを緩めてし

まうと、どつと昭和四十四年ぐらゐから上がつてきたその山になったピークになった状態に来るわけなんです。それが足音が聞こえるといひますか、そういう状況がわかるから、特にぼくが埼玉の数字を出したように、埼玉はまだこれだけのものを抱えておりながら、埼玉でも土地買い占めが始まっておりということを前提として言っておるんです。いいですか、したがって今後、そういう土地関係のものには厳しい規制をしていく、行政指導をするということをお答えをいただきますして、私の質問を終わりたいと思います。

○(林)政府委員 只松先生のお話、過剰流動性が株式市場に行き、私はもう一つ商品市場というのもあるんだらうと思ひますけれども、さらには土地に行くだらう、これは四十七年のときの経験から徴しても明らかであります。先生もお話がありましたけれども、私もそのときに、どうやな、土地を買わぬかなという話まであったわけでありました。私は買つておりませんけれども、買つておつたらあつたとき大変もうかつただらうと、私は個人的には思つておるのです。ただ、そういうことになつたんではいけないと思ひます。先ほど申しましたように、土地というのはこの日本の中でお互いが利用していくものでありますし、この値段が上がつてやるといふことになれば、インフレにもつながるといふことは事実であります。インフレというのは、お互い考へていかなければいけぬのは、一番の経済の敵だらうと思ひます。そういふ意味で、この点につきましても、土地の高騰がインフレの導火線にならないように対処していかなければならないことは当然のことでございます。二月に銀行局の方で関係銀行の代表を呼びまして話をいたしましたし、また別途通達を出しましてやっておるのも、まさに予防的な措置をこれからとつていこうという趣旨でございます。御趣旨を体しまして、最大の敵であるところのインフレに私たちも向かつていく決意であることを表明申し上げます。

○加藤委員長 沢田広君。

○沢田委員 これは二回目になりますが、租税特別措置法というものがいかにわが国にとって重要であり、国民にとつていかに関心が深いかということをお話するものとしてぜひ御記憶にとどめていただきたいと思います。

先般参考人の方においでをいただきました。参考人の方には、税調会長さんを始め二人の方においでをいただいたんであります。その方々のお話を伺いました中に、税調としてきわめて遺憾だと言わなかつたけれども、ともかく今回の租税特別措置法の中ではどうもなじまない。一つは価格変動準備金、昭和六十三年度まで、こんなに廃止するまでに長期をかけている。こういうことはなじまなかつたんじゃないか。それからもう一つは、これはニュアンスであります。医師の優遇税制の最低価格の引き上げについてみて、どうも税調の意見が取り入れられなかつたという結果が出てきている。それからもう一つは、土地税制というものは税調の中では、これによって住宅供給ということには結びつかないであらう、これが大勢であつた、これは税調の答申の中に。そういう三つが小倉さんを通じて、あるいは他の方も含めて言われていることなんでしょうが、それについて、これはせつかく参考人の方においでをいただいた意見を述べられて、これを無視するといふことは国会の権威にも関係するものだと思うのであります。それぞれの立場の各党が合意した方々を呼んだわけでありまして、その方の意見は尊重していく、こういうことについてはどうお考えになつておられるのか、その点ひとつ、次官からか当局からかわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

○高橋(二)政府委員 政務次官から後ほど基本的な姿勢についてお答えがあらうかと思ひますが、三点について具体的な御質問でございますので、私からお答えをさせていただきます。

最初、価格変動準備金でございますが、価格変動準備金が、法人が享受しておりますところの租税特別措置の中で利益留保性の準備金であるという意味で、この段階的な整理と申しますか縮減についてかねてから努力をまいりました。現在残っておりますのは、価格変動の著しい物品についての五割の積立率、一般の物品についての二割の積立率でございます。その利用は企業についてかなり広範にわたつておりまして、大体総企業の約二割でございます。そのうちの企業の企業で積み立てておるようでございます。たな卸しのないものもございまして、そのうちになると思ひます。そこで、残高が約八千億ということでございますが、これを段階的に整理していきまふ場合には、二割の通常のたな卸し資産のための準備金についていろいろ関係方面とも話し合つた結果、五年間に段階的整理をしたいということになりまして、五割のものについては十年。もつと短くやるべきだという御意見は、そういう御批判は私どもは甘んじて承りますけれども、私どもも精いっぱいこういう利益留保性の準備金の整理について努力をして、成果について御審議をいただいております。

次に土地税制でございますが、これは税調の中で確かに仰せのように、税制をまけたらかえつて土地の資産価格が上がるのではないかと御意見があつたのは事実でございます。そこで税調調査会の御審議は、したがつて土地税制の基本的枠組みを五年間の重課期間の途中に改めるべきでない、やるとすれば、当面必要になつておる公的な土地の取得、優良な住宅地の供給につながるもの、に厳しい制限をつけて限定すべきだといふのが御答申の文章で、私どもとしては、その税調からのお示しのあつた答申の範囲内で極力最小限にしようといふつもりでございます。

もう一点、医師税制につきましましては、五十年答申に基づいてやるようにということ、私どもも、二十五年来の経緯のありますこの問題でございます。極力努力をして、中小規模の診療所に対して社会保険医の公共性に基つて特別の控除を認める、その部分につきましては、税調の答申よりも若干緩いと思ひます。緩い結論になつたわけでございますが、前回の五十年答申以来日にも経過しておりますし、現在の医療の分布状況から見ても、中小規模の診療所というものの実態的な範囲というものは、五十年答申と今回お願ひしております是正の案との間では遜色がないということとを私どもとしては感じておる次第でございます。

○沢田委員 税制というものは、三人の方にも申し上げましたが、一応総合的な整合性というものが特に求められるものだと思うのです。片一方の耳だけ大きくしたり片目にしたりの鼻だけ高くしたりとんぐになつてしまふというふうには、やはりバランスというものがそれぞれ税制には求められているだらうと思ひます。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

そこで私があえてこの三つの問題に触れたのは、やはり政府であらうとあるいはだれがやろうと、総合性、いわゆるどの税を厳しくしたならば、これらは当然、一般消費税を導入していく政府としては一つの道筋の地ならしである。そういう前提で物を考へていく。そこへ穴を掘つたりあるいは高く土を盛つたりすれば、その地ならしは地ならしにならなくなる。その辺が今度御三人を呼んだ場合の大きな問題点だと私は思ひます。それの一つ一つには理由はあつたらうと思ひます。しかし、われわれは反対はしておりますが、一般消費税を導入していくという、それを地ならしをしていく過程の中に、政治的であるにせよ何であるにせよ、でこぼこをつくれれば、これは一般消費税を導入するといふ道筋は性格的に整合性を欠くといふことになる。これは好むと好まざるにかかわらず結果として招来する。それをあえてやらざるを得なかつたといふことが、不公正正といふ一般的に言われている言葉が適当かどうかは別として、より一層拡大をすることにつながつてしまふ。美人も美人でなくなつてしまふ。だれかじやないけれども、鼻に骨を入れて高くしたつて、それが本当のものでなくなつてしまふということにつながらないか。やはり整合性を欠くということにもう少し税務当局としては勇気を必要とした

のではなからうか。なじまないものをなぜ無理をしてそれを入れようとしたか。あるいは押さえるべきものは、六十三年じやなくもつと縮めてきちんとやる。そういう整合性、そういうものに対する認識というものをこの際ぜひ伺ひしておきたいと思ひます。

○林(義)政府委員 いま局長から御答弁申し上げましたように、先生御指摘の価格変動準備金、社会保険診療報酬制度の改正の問題、土地税制の問題、それぞれお答えしましたが、やはりこの大変な財政のときに、不公平税制を直していくという形で、いままで比べますと数段進歩した御提案をしていくというふうに私は考えているのです。したがっていま大きな方向としては、財政の大変なときにこうした形でやっていくという道筋だけは大きくつけたんだらうと私は思うのであります。

そういう意味で、この前の参考人の意見聴取のときに私も聞いておりましたが、方針としてはそう間違っているような御意見はなかったように私は感じておったわけでございますが、いまお話がありまして、やはりバランスをとって物事を考えていくということは非常に大切なことだと思ひますし、単に税制だけではなくて、政治の上においてもバランスをとっていくということ、非常に大切なことだろふと思ひます。大きな意味でのバランスをとっていくという意味で私は、道にでこぼこがあるというだけでなく、道にちよつと石があるというくらい感じだろふ、こういうふうに感じておるわけでございますが、そういう意味で、いままで比べたならば大変画期的な提案をしているというのを御理解をいただきたい、これをお願いする次第でございます。

○沢田委員 政治家同士では見解の差というのはいふがなひです。ただ税務当局を預かる者として、いわゆる公務員としての良心という面から照らして私は聞きかたつたわけなんでありまして、政治家というの上あごと下あごというもので若干変わつてまいりますから、その点は、次官

の答弁は政治的な御発言として受けとめておきたいと思ひます。

実はこの前のときに、土地税制の問題で、時間がなくなりまして落としたことを若干つけ加えて、質問をしておきたいと思ひます。

この土地税制の場合に、個人に限って限定をしたということが一つであります。それからもう一つは、市街化区域内における小住宅、私はこの土地税制は反対なんでありまして、多数でこれが押し切られるとした場合に、四十九戸の家あるいは九百平米の基準のものとの差というものはどうつけていくかというのかということが一つ問題になってくると思ひます。これはどこへ線を引いてもその問題は起るのだという答弁かも知れません。しかし、市街化区域内において五十戸というのとは相当大規模だと思ひます。また、千平米というのとは相当大きいものだと思ひます。また、千平米というのとは別といたしまして、市街化区域に限定をした議論をしていくとすれば、その問題はきわめて高い、よほどの大手でないとなかなか手がつかないものではないかというふうな気がいたします。その辺に対する五十戸と千平米の基準の根拠、同時に、それはどういう業態を対象としておられるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 優良な住宅地の供給または優良な住宅の供給と申します場合に、行政ベースに乗せてまいるといたしますと、現在の都市計画法の開発許可制度、またはそれに準じて行われております都道府県知事の優良住宅地の認定制度、市町村長の優良住宅地の認定制度というのに乗せて行ひ必要があるかと思ひます。

この税制は二年間の時限的な措置でございますので、取得後二年間に優良住宅地として売り出されることを予定するものに限って適用いたすわけでございします。そういう意味で、非常に広範な新しい認定制度、許可制度というものでなく、現在、都市環境、それから関連公共施設等の整つておりますこと、それから造成された住宅地の形質が良好

であるということにつきまして都道府県知事が開発許可あるいは優良住宅地の認定というものをいたします基準というものが千平米でございます。千平米と申しますと三百坪余でございますから一反歩でございます。確かに仰せのように、相当な資力がなければできない区域もあるかと思ひますが、全国の市街化区域について適用が、または市街化調整区域についても未線引区域についても都市計画区域の中で行われればよろしいわけでございまして、そういう意味で、優良住宅地の供給に資するもの、または優良な住宅の供給に資するものというところで千平米という面積をとつたというのが一つでございます。

マンションや分譲戸建てのものについて、五十戸または三十戸という基準は辛いのではないかと申すことでございますが、一戸一戸の家がよくても、全体としてまとまった場合に、一つの街区としての優良な住環境というものが維持される必要があるというところが基本的なねらいでございます。そこで、ある程度まとまりのある優良な住環境を備えるものを制度の対象とする政策税制の制約からいたしまして、都市計画法の都市施設の基準五十戸以上ということに基づいて決めたわけでございます。現在の公的な金融制度、関連公共施設に関する財政支出の制度その他におきましても、おおむね同じような対象のしほり方がなされておるというふうに思つております。

○沢田委員 五十戸のことに限定をいたしますと、これは建設省じやなく税務当局に聞きたい。優良住宅の基準で、この前質問をいたしました最低は何平米と税務当局では受けとめておりますか。

○高橋(元)政府委員 土地譲渡益重課、現在の法人土地重課の場合に適用されております優良住宅基準というのが、今度の場合にもこの前の建設省の御説明ですと適用になると思ひますが、その場合には三十五平米以上、百六十五平米以下でございます。

○沢田委員 三十五平米といまおっしゃられました。三十五平米ということになりますと、その中

に建てる五十戸。これは千平米の中でもし割つていくとすれば、三十戸の場合でも結局宅地面積をたくさんとれば千平米でも家数は少なくなる。それから逆に今度うんと小さな、マッチ箱のような家をつくるということになりますと、六百平米ぐらゐな面積でも五十戸の家は可能になる、こういう形が生まれる可能性があるわけであります。その場合については、これは言うなら優良住宅には適用しなくなつてくるんじゃないか、まず一つの疑問は、それからもう一つは、これには道路とか広場とかは含まない面積と解釈してよろしいのかどうか。従来の面積は、道路面積それから広場面積あるいはその他の部分も宅地面積に含めて計算をされているわけであります。優良住宅と申す以上は、将来市道なりに寄付してしまふであらう道路あるいは広場、そういうものはこの宅地面積の中には含まない、そうでなければ結果として優良住宅の基準値には達しない、そういうことになるわけですが、その点はどうか御理解なさつておられますか。

○高橋(元)政府委員 一戸の床面積が三十五平米が最低基準でございます。したがって、三十五平米の家がどれだけの敷地の中に建つべきかということにつきましては、建築率なり販売条件なりといういろいろなこととの兼ね合いで決まってくると思ひますが、戸建ての家としては三十五平米というのは、私の素人論で恐縮でございますが、通常の場合には商品としては小さ過ぎると思ひまして、三十五平米が適用になりますのは恐らく中高層耐火の共用住宅であらうと思つております。その場合には、確かに三十五平米だけ連ねて三十戸というマンションが仮にあるとすれば、その敷地は千平米よりも小さいということがあり得ましよう。したがつてその場合には、市町村長の認定にかけ、認定権者を市町村長にするということを法律に書いてあるというふうにこの前も御説明を申し上げた次第であります。

○沢田委員 今度は商売人の方に言つた方がいい

と思いますから建設省の方にいきますが、この前も優良住宅の基準というのについていろいろ疑問点を提起したわけでありました。

〔小泉委員長代理退席、委員長着席〕

いま言ったように、建設業者は千平米なら千平米、五十戸なら五十戸、その場合、建築基準法上の場合は、現在是不動産会社の土地ですから道路の土地も敷地面積に入ります。広場も敷地面積に入ります。それで建築申請の許可を出すわけですから、実際には三十五平米とこういう規定づけをされたといいたしても、実体で地上がたなかりなります。あるいは公園、広場の面積も含まれなくなります。そうすると、この場合の三十五平米は満たしているものと解するのですか、満たさないものと解するのですか。

○浜田委員 御質問の趣旨が、たとえば建築基準法上のとり方とかそういう意味を持っておっしゃっているのをごさいますれば、それぞれのの中に入っているというふうに考えたいと思います。が、この優良住宅認定基準は、敷地の関係よりも住宅そのものの、敷地の関係も一部過大敷地を排除するといふ基準を設けておりますけれども、それ以外に住宅そのものの基準として、いま大蔵省からお答えになりましたような最低は三十五平米、上は百六十五平米、そういうものを定めております。したがっていまの御質問は、全部詰めていくと幾らになるかという御質問に受け取りましたので、その点、はっきりちよとお答えできかねますけれども……

○沢田委員 後の質問者も来られておいて、私の最初短く、今度は長く、今度は短くとか変わりましたので、だからやりにくくなったのでありますが、詰めていきます。

次の問題に入ってからまたいまの問題に戻りますけれども、優良住宅の場合、流末の問題についてはたれ流しはともかく困る。優良住宅と言う以上は吸い込み方式はあり得ない。少なくとも流末というものを確保しなければ優良住宅とは言わな

い。これは一般常識として解釈してよろしいのかどうか。ただあそこその優良住宅基準では、水洗便所になっていけばもう優良住宅で、どこへたれ流そうと構わない、こういう形になっているけれども、少なくとも今回提案されている優良住宅という名称の中には、あるいは現在建設省が出している優良住宅については、その流末に対して責任を持つ、吸い込みはない、それからたれ流しはない、こういうものの基準であると解釈してよろしい、ごさいますか。

○浜田委員 基準の中にございまして、水洗便所を備えていること、つまり水洗化されてないものは基準外であると申しておりますが、同時にその前に、建築基準法等の建築関係法令に適合しているということがございまして。その関係をまとめて考えますと、水洗便所以外のものも通常日本ではつくることがございまして。この関係を求めた優良住宅認定基準上水洗便所というものを求めますと、建築基準法の関係で、それは下水道地域であれば必ずパイプにつなぎ終末処理場に処理されるか、あるいはそれぞれに尿尿処理施設を持つていけるか、そのいずれかでございますので、そういう意味で建築基準法の確認手続の担保を通じて、そのいずれもが、いま先生御指摘のようないく吸い込みというのをごさいますか、そういうものにはならないことを期待しているわけでございます。

○沢田委員 期待ではこれは困ってしまう。ですから、建築基準法上の手続として——この前も言ったように建築基準法は手続法です。こういう耐久力とこういう形になってこういう基礎ならばある程度震度三なら震度三の地震に耐えられる、そういう形によって強度を検討し、そして、あるいは雪に耐えし、雨に耐えする。土台はどう、こういうことになっている。そういう形の手続法であるから、その流末に対しても建築基準法はチェックがでない。そこで私が言うのは、優良住宅というものは、水洗便所になったとしても二年二回掃除しなければならぬ。しかしこれが守られている

かと言え、守られていない。そしてまた吸い込み方式というのは、それから流れたものを掘って、さっきも同僚議員が言ったようにそこを埋めておく。ふる水が二日もたてばこれはどうしようもなくなくなる。それを優良住宅とは言えない。だから、そういうものでは優良住宅とは言わないのだから、その流末について責めを負ったものでなければ優良住宅とは言わない、この解釈をきちんとして建築基準法の中で、これは省令だそうですが、省令の中で規定づけをしてほしい。いかがですか。

○松谷説明員 御答弁申し上げます。

ただいま先生のお話しになりました便所の放流の問題でございますが、建築基準法上は、下水道法第二条第八号処理区域におきましては下水道に放流しなければならぬ。それから通常のくみ取り便所をそのまま地域に放流しようとするときには、必ず尿尿浄化槽を設けなければならないという規定になっております。尿尿浄化槽の構造の規定につきましましては、建築基準法の施行令の三十二条で細かく規定しております。それが放流されても公害にならないような浄化度を規定しているわけですね。

○沢田委員 その先を聞いています。時間のむだ遣いはやめてください。

それで、流された水が結局たんばへ流れる、畑へ流れる、隣の家へ流れる、そういう問題について責任をどこで負ってそれをとめるのかというところを、建築確認の際にしてもらわなければ困るということを言っているわけだ。あなたの方で、浄化槽さえ適当なもので、JISのマークがついていけば何でもいんだ、後はどこへたれ流そうと問題はないと——あなたが自分でそういうところへ住んでみないや、あなたがどこに住んでいるか知らないけれども、そうならば、隣近所の問題だつて起きる。これは臭くもなる。そういう問題を優良住宅とは言わぬだろう。だから、どういうJISマークをつけようがつけまいが、流れていく。それで掃除しているかと言え、実際には

掃除してない。浄化作用はだんだん年々衰えていく。衰えていくから、結果的には問題が起きてくる、時間がたてば。ところができたときには、優良住宅はまだ使っていないところ認定するのだから、問題は起きないけれども、一年たつて掃除しなかったらまた問題が起きてくるのだよ。あなたは答えなくてもいいところを答えている。だから答えてもらいたいのはその先なんだ。その先にきてきちんと詰めていけば優良住宅とは言わないでしよう。だから、吸い込み方式はだめですよ、たんばやあるいは畑やあるいはほかの用水路やそういうところへ流すのはだめですよ、それじゃないですか、こう言っているんですよ。それをきちんとしてくださいというのをこの優良住宅の中には規定づけをしない、こう言っているわけですね。これはイエスかノーかで、そうしますか、しないか、どちらか答えてください。

○浜田委員 イエス、ノーのように簡単でございませぬ、一言言葉でお答えさせていただきますが、優良住宅認定基準の手続の中では、そこまでの手続なり事柄の進行をフォローする基準を設けておりませんが、その中の基準として、水洗便所を求め、それが建築基準法で定めるところの基準に合致しており、それが先生先ほど御説明がございまして、そういう形で最終処理が的確に行われるという形で事柄が進むということで、イエスでございます。

○沢田委員 イエスだね。イエスだから、そのとおりひとつこれは守ってもらいたいと思うのですが、その次に、この優良住宅を認定するのは、五十戸を建てた、それから千平米の土地である、そしていま言ったような流末の責任を持つ、そして建築申請の届け出が出、結果的に許可をした場合に減税という問題が提起されるわけですね。ところがいま言ったように、広場も含めてしまった、実際には三十五平米であったけれども、それには道路の敷地も入っていた、あるいは四メートル道路の中の半分ずつはそれぞれの宅地面積に入っていたということでは不適格だったという場合には、

議

当然地主側から見れば減税が成立しなくなる。そうすると、これは当然詐偽になる、あるいは契約違反になる、こういう事態についてはどういうふうな処理されるわけですか。このことはあえて言うならば、汚職を醸成していく。これは許可にならなかつたら大変です。家を全部取り壊すなり、あるいはもう全然人が住めなかつたりということになってしまふ。つくつた者はえらい損害である。ですから地主さんにとつてみれば、減税になるものが減税にならなくなるのですから、その分負担しろと言ふに決まつてゐる。家は売分には高くなる、あるいは家に入れない、そういういろいろな問題が起きてくる場合には、これは必ず誘惑というものが起きてくる。何とかこれは目をつぶつてもらいたい、建築主事何とかして目をつぶつてくれ、土木部長何とか目をつぶつてくれという問題にこれは発展しかねない。この減税はそういうふうな方向が結果として起きてくる可能性を秘めてゐる。そういう意味において、皆さん方はどういうチェックをされようとしてゐるのか。事前にその分まで保障していくような体制をとらなければ、そういうことを起こすのじやないかという気がいたしますが、いかがですか。

○浜説明員 先生のいまおっしゃいましたことを前後に二つに分けてお答え申し上げますが、先ほどの御質問にもございましたその土地を、たとえば道路の区画とか公園にとつた、そういうことによつて当初の計画より目減りしてしまひまして優良住宅ではなくなつたというような種類の問題が一つございしますが、これは実際は手続上、そういうことを経た後の建築計画、あるいは、これは価格まで追つかけるわけでございますから、設計して発注するといったような状態のところまで追つかけていくわけでございますので、公園などが事前にスクリーンされたもので見ますので、優良住宅に認定後そういうことが起こるということは余りないわけでございます。

ただ、後段におっしゃいましたように、逆にその後の事情、これは私もいささか懸念してゐるわけでございますが、やはり土地取引、土地譲渡課税ということと、具体的に家が優良なものが建つめどが立つ、あるいは現にそういうものが成るといふところは時間的な差がございしますので、当事者に全く責任がなくて、たとえば最近ばかりとマンションを建てるといふことになりまふならば、近隣住民との紛争とかそういうようなことがいろいろ起ります。その結果、当初の計画がずれ込んでまいりまして、土地譲渡のときにいろいろと考えて、買主の方が税の軽減を期待できるといふことを条件で売買されましたものが、結果的にその条件を成就しなくなるといふことは考えられなかつたわけでございます。いま主税当局とも御相談いたしておいでしまして、いま主税当局の間余剰を見て、認定行為とそういう違いが起らないようにするとか、いろいろな手だても考えますが、一番極論を推し進めまふと、そういうところの手続を少し長くした別のステップのものをものとの取引関係に還元するというところから見ても、やはり多少民事的というんでございまいしうか、そうならつた場合には、課税の軽減が得られなかつた場合にどうするといったような処理が最後には出てくるのではないかと実は懸念してゐるわけでございます。ただ、そういうことがないようになるため合理的に、通常余り極論を申しまして、たとえば三十戸のマンションといつたしましても、そういう生産パターンというものは大体決まつてゐるわけでございますから、その実態に即してそういうことが現実には起らないようなやり方をしたいといふことで、関係業界の意見も聞き、あるいは認定に当たられる自治省の方の御意見もただし、現在その基準につき、先生が前回も御指摘になりましたような改善点をいかにとり得るかといふことを含め、大蔵省さんとも御相談させていただきます。

○沢田委員 それでは改善されるよう心から期待しますが、続いて一つだけ。

現在、建築申請の届け出から一カ月後にこれは

出さなければならぬということに一応通達はなつております。もし優良住宅等のこういうむづかしい問題を提起した場合には建築主事は、受け取つてから一カ月以内にこの結論を出さなければならぬという場合にはきつめてむづかしい状況が起きるとくると思う。そこで建築主事の任務分担から見ると、さつき言つたように、流末の了解というか承認書を持つてこなければだめだ、あるいはいま言つたような優良住宅になるというものの保障をするあらゆる手段を講じなければならぬ。その手段を講ずる期間は一月の中含まれるのかあるいは外なのか。これは後藤喜八郎さんじやありませんけれども、下手をやる、不当に滞留してゐるといふ理由をもつてまた行政機関が訴えられてしまふ。ですからこの優良住宅というものをつくる以上は、建築主事の任務分担としては二月月なり三月月の余剰を持たなければ、それぞれ対応期間に对应した協議がでないと思ふのです。その辺の解釈は、従来の建築基準法では、一カ月上滞留しておけば、何らかの結論を出さなければならぬといふことになってゐます。しかし、問題があるところについては長くしていいはずなんだけれども、業者の方は資金繰りや借り入れその他のこともあつてどうしても急がざるを得ない。そういう場合に、果たして有効な措置が講ぜられるのかどうか、その疑問についてはどう考えておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○浜説明員 先生の御質問の中で建築主事とございしましたが、これは市町村長なら市町村長に機委任として現在のは一任しておりますが、そういう形にならうかと思ひますが、それは建築主事ではございませんで、別途の任務なんではございませんで、ですから、建築基準法上の建築確認の任務と、この優良住宅認定の手続とをちよつと分けてお考えいただきたい方がいゝと思ひます。

その場合に同じ方が現実にあるわけでございますが、それはたとえば土地の売買の契約からその引き渡し、あるいはそういう基本設計、それから具体的な近隣住民なりあるいは関係行政庁との

折衝というものは、ものによれば適地せんさくの段階からも続き、あるいはサイトがおおむね成約してからも続きといふのでございまして、そのすべてが土地の引き渡しまでの間に圧縮して起るわけではございませんで、先ほど申しましたマンション建設という建設生産の具体のフローの中で無理なくまればいい、たとえば期間のとり方なり手続の時期の設定を考えればいい、こういうふうにして思つております。ですからそういう意味で、先生の御懸念なさる点はまさに御指摘のとおりでございます。まして、解決法としてはそういう形で解決したいと思つております。

○沢田委員 まあ意図はわかつたようなわけからなような条件にさせてはいけな、また申請する側に迷惑もかけてはいけな、それならそれなりの余剰期間といふものをきつちつとつて扱つていくことが必要だといふことをいま言つてゐるわけですが、一カ月といふことだけでいくと無理が起きます。可能性がありまふ、その点については十分配慮してほしい。これまた後でイエスかノーかでお答えいただきたいと思ひます。

次に、前回も同僚議員が質問をされました揮発油税の問題で、これは提言してお答えをいただきたい、大体終わりに近づけたと思ふのであります。

九十万キロメートル地方道がある。現在残つてゐる未舗装分は、二五%程度しか舗装されてないので大体六十万キロメートルぐらゐの未舗装道路が残つてゐる。これは三メートルと見るか五メートルと見るかわりませんが、推定五メートル平均と見ますと大体三百万平方キロメートルになる。これを一万円の簡易舗装でやるとして三兆円である。この間は二年と言つたのであります。これは地方建設部会の意見を聞きますと、二年ではとても地方業者もしい切れないうだらう。ですからもし一応五年と分けるとすると年間六千億ぐらゐになります。年間六千億といふことになりまふと、現在二千六百億程度の交付をしてゐるわけ

ありますから、その差額は三千億とちよつとぐら
いふやせばおおむねそのことが可能になっていく
ことになる。それでその六千億でシビルミニマム
としての地方道というものを当面この舗装を八割
ぐらひは完全に舗装する、こういう条件はこの際
必要ではないか、そういうふうに考えまして、従
来の配分に若干色を加える程度の修正であります
けれども、いわゆる国道優先でなくとも少し地
方道とのバランスをとるという意味において、若
干地方道の方にウェイトを置いた配分を考えても
らえないかということなのであります。結果的に
いま計算しますと、大体六千億ぐらゐづつ、そ
うすると一兆四千億を見ておりましたから、一兆
一千億ぐらゐにこの国の分の配分は減るわけであ
ります。その点の異同ぐらゐな程度はぜひひとつ
配慮をしてやって、いわゆる私たちが見てゐる限
りにおいて子供が自動車にのろをはねられて通学
をしている状況、あるいは奥さんが買い物に行く
のに自動車になをねはねられてる砂利道、これ
だけはせめて住民の最低限の生活状況として守
つてやるというの、私は政治の温か味じゃない
かと思うのです。ですから、国道優先も結構でな
いけれども、ぜひこの地方道について、どうせガソ
リン税をこで上げて取ろうというのにはその程
度の配慮が国民生活の中にあつてしかるべきじゃ
ないか、こういうふうに考えます。それで、五年
計画で改良は含まないで簡易舗装だけで通学道
路、買い物道路、それから通勤道路、この程度の
ものの地方道は向こう二、三年の間に完全に舗装
してやる、この完全舗装というのは簡易舗装
という意味ですが、その程度のことには約束できな
いかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

道路整備五カ年計画におきまして、交通安全の確
保という点、それから生活基盤の整備、生活環境
の改善、国土の発展基盤の整備並びに維持管理の
充実という五つの柱を立てまして、それぞれの施
策につぎまして緊急性、それから地域の特長、そ
ういったものを勘案しながらバランスのとれた整
備を進めようということと考えておるわけでござ
います。

市町村道の問題は、ただいま申し上げました第
二番目の生活基盤の整備ということになろうと思
ひます。御指摘がございましたように、市町村道
の整備は大変おくれておるわけでございます。第
八次五カ年計画におきましては、そういった観点
で特に重点を置いておるわけでございまして、先
生御承知のとおり、公共事業の枠を二倍にふやす
とか、あるいは年々の予算を他の道路に比べまし
て非常に大幅に伸ばすとかやっておるわけであり
まして、舗装につぎまして、簡易舗装等を含めま
して都道府県道等よりは格段の整備を進めてまい
りたいと考えております。今後ともおくれれてお
ります市町村道の整備促進につぎまして、私どもで
できる限りの努力を払つてまいりたいと考えてお
ります。

○沢田委員 念のためですが、現在の道路五カ年
計画ではお伺いするところ、この五年間に十萬キ
ロしか伸びない。そうすると六十と見るか七十と
見るか別といたしまして、実に残りは五十萬キロ
以上が残つてしまふ。これではいま言った買い物
あるいは通勤、通学、こういう道路の整備すらで
きないという状況になるわけだ。

これは次官、今度ひとつ政治的な話です。この
配分はどうであらうと別として、せめてこの最低
限度、このバランスのとれた舗装道路、簡易舗装
でありますけれども、生活道路、買い物道路、大
人の通勤道路、こういうような市町村道への揮
発油税で向こう五年以内に八割、八五%程
度、この政府の計画では五年たつても十萬キロ
か伸びないのですが、せめてそのぐらゐはどの揮
発油税を上げた以上国民に還元してやるというの

が常識ではないでしょうか。私たちも子供が自動
車にのろをはねられながら通つてゐる姿をいろい
ろと見てきてゐるのです。その程度はひとつ直し
ていただきたい、こういうふうに思ふのですが、
いかがでしょうか。

○林(義)政府委員 いまのお話、私も市町村道で
すか大いによつていかねばならないという一
般的な説につぎましては全く賛成でございます。
ただ、いま建設省から御答弁しましたように、財
源の問題その他もありますし、現在行われており
ますところの道路整備計画だけではなかなかでき
ないというふうな問題もございまして、建設省と
もよく相談をいたしましてできるだけのことはい
たしたい、こういうふうに考えております。

○沢田委員 もう一言だけ。

きわめて抽象的ではありますが、私の言つてゐる
金額もほんのわずかでありますが、次官の代に、おれ
はこれをやつたひとつ誇り得るように、全国の
子供たちや奥さん方がのろにはねられないで通れ
る道路だけはつくつた、こういう実績を残しても
らうように特段の配慮を心から願つて、終わら
いと思ひます。

○加藤委員長 土井たか子君。

○土井委員 御出席の政務次官、大変愛妻家であ
る方です。プライベシーにわたることでは
なくて、一般的な社会通念上の問題としてひと
つお考えいただきたいと思ふのですが、政務次官
並びに主税局長にもお尋ねをしたいと思ふので
す。

いま奥様が家庭生活を維持していく上におい
て、また夫婦生活を維持していく上において非常
に努力をされ、そして協力を惜しまなく日夜続け
ていらつしやると思ふのですが、この奥様に對し
て、婚姻後協力のもとに形成された財産に對して
は一体どれくらい権利が社会通念上認められて
しかるべきかと御自身の生活体験の上でお考えに
なりますか。特に政治家などは、これは奥様の苦
勞の方が多し方があつて見えておりますと多いの
ですが、この点いかがでございます。どのように

お考えになつていらつしやいますか。

○林(義)政府委員 土井先生からおほめをいた
しまして、感謝を申し上げます。

いろいろ問題があるだらうと思ひますし、そ
の人の仕事によりまして、また置かれた社会的
な条件によつても私は違つたらうと思ふのです。
私自身は、夫婦一緒になつてやつていく、こうい
うふうな考え方でございまして、全部が家内の貢
献だとも私は言うわけにはいかないと思ひます。
し、私自身も協力をして家庭を立てていく、こう
いうことでございまして、まあ言うならば夫婦相
和してやつていくということでもございまして、
なかなか評価をするというのにもむづかしいと思
ひます。お互いの努力をそれぞれに考えていく、そ
の上で評価をするというのが一番正しいのではな
いかと思つてゐます。

○土井委員 いまのは日ごろお考えになつていら
つしやる真情を吐露されたことでありまして、真
情を吐露されるのは幾らなさつても結構でござい
ますが、時間の関係もございまして、具体的に
大蔵委員会というこの場所をひとつ御尊重くだ
さいまして、どれくらいというふうに数字で言うの
はむづかしいけれども、強いて言えばというところ
をお示しただけで結構です。

○林(義)政府委員 数字で言うのは、これはなか
なかむづかしいことだと私は思ふのです。夫婦別
産制というのがわが國のたてまえでございまして
から、そういったたてまえで議論をするということ
になれば、私の所得は私の所得、家内も若干の所
得がありますから、家内の所得は家内の所得とい
う形に相なるのではないかと考えております。

○土井委員 別産制かと言つておるとおりな
のですが、夫婦形成財産というものはお互いの協力に
よつて形成されるわけでございまして、いまお
つしやつたのは名義の問題をおつしやつてゐると
思ひますが、名義人でなくとも、その財産を形成
するのに対してはそれなりの協力、努力をされて
いると言わざるを得ないだらうと私は思ひます。
したがひまして、そういう法律上考えられる名義

の問題ではなくて実質的に考えて、数字で無理して示せばこれぐらいだろうとお思いになるところをお示しいただいてから本題に入ります。

○林(義)政府委員 わからないうちには半分半分だろうと思うのです。これはやはり男女平等ですから、男の方が六十だと七十であつて女は三十というわけにはいかない。わからない場合におきましては推定規定を働かすということになれば、やはり半分半分というのが妥当ではないかと私は思います。

○土井委員 フイフティー・フイフティー、二分の一なんですね。

主税局長もやはりそのようにお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 人生の先達である政務次官がよくおわかりにならないのに、まして私もそれほどあれではないのですが、私の考えで申し上げれば、夫婦が円満に家庭生活を営んでいく限りでは、そこにはいづれに有償の関係はないのだからと思います。それが夫婦が分解して、たとえば一方が死んで相続が起こる、不幸にして離婚して財産の分与が起こる、そのときにどういふふうに考えるかという問題であるかと思ひます。

これは法律制度の話でございますれば、妻の相続分が三分の一ということに決まっておるという身分法の制度、それから協議の離婚の場合に財産分与をどう定めるか、これは協議の方法による。そのときには、いま林政務次官からお話があったように、半分半分というのが頭の中にあるのかもしれません。ですから、夫婦を分解していくときにどうするかという問題として考えるのがそもその考え方ではなからうか、そのように思つております。

○土井委員 まだ質問は分解に至っていないのです。やはり維持し継続されるということが好ましい状況でございますから、そのための努力を前提として私は質問をさせていただきたい、このように思いますので、いまのような質問をまずさせていただきます。

それで、わが国の憲法というのは御承知のとおり、個人の尊厳性と両性の本質的平等に立脚して制定されておりますし、それに従つて民法は夫婦財産について別産制というのを規定しているかっこうになるわけなんです。しかし、夫婦の婚姻共同体を維持していくことのために、家政管理であるとか、家事労働であるとか、子供の養育であるとか、多くの場合には妻がその任に当たつていられるわけです。不幸にして私はまだそういう経験を持ち得ませんけれども、その努力や苦勞たるやこれは理屈ではなく、言葉で言い尽くせないものがあると思ふのです。その結果、女性の立場に立つて私自身も考えますと、世の妻という名の女性は、経済的自立というものが大いに阻害されていゝ。夫婦の協力によつて得た財産は往々にして夫の特有財産となる。こういう家庭生活の中で、しかしそれでも営々として歯を食いしばつてがんばつてゐる、こういうかっこうになると思ふわけでありま。

こういう一般的な夫婦の実情を考えてまいりますと、いまの純粹別産制の持つてゐる問題点というのはいろいろあると思ふのです。先ほど主税局長は、法で決められてゐるのは三分の一でございますからとはしなくも言われたわけでありま。けれども、いろいろ問題があると思ふのです。実質的な平等をこの節、法制度上も達成することのために、いまあるところの税制上のいろいろの問題点を是正していくことの御努力を、それなりにいままでも心がけていくべきだと思ふことは私は確信してやみませんけれども、今後ともこの大きな課題に取り組んでひとつ改革をしていただくかなければならない、そういうことのため法的配慮というものをやっていたかなければならない、このように思ふわけです。片や、民法上の夫婦財産制に対しての改正の時期はいつであるかというの別の問題でございますから、横に置いておきましょう。

そこで、継続されていゝる夫婦間における財産移転の問題についてまずお尋ねをしたいと思

うのですが、夫婦形成財産の移転の場合を考えますと、妻である場合、自分の潜在的な持ち分に對して、この潜在的持ち分を顕在化して認識するのがこの節、夫婦財産に對しての分与の中身であるといふふうな認識を持つておられますが、これに對してどのようにお考えになつていらつしやますか。

○高橋(元)政府委員 私の仕事柄として、夫婦間の贈与によつて財産移転が起つた場合にどういふ税金のかけ方をするか、こういうお話としてとらえてお答えしようと思ひます。さういふお話として、御承知のとおり、これは申し上げるまでもないのですが、婚姻中に自己の名で得た財産は特有財産、こういう夫婦別産制がたてまえてございませう。身分法でございませうから、いわば人倫の道に從つてきておられます。さういふ身分法を前提として税制というのはいくつのものであらう、さういふものであるべきであらうと私も思つております。

そこで、夫の財産が生前に妻の名義に変わるといふときには、妻への贈与という形で贈与税の課税ということが起こるの、税のたてまえから当然であらうといふふうに私は思ひます。ただ、妻の座というお言葉がございまして、税制上も妻の座に敬意を払いましてこれを優遇するといふ見地から、相続という形で妻の座がなくなつた場合、先ほどの私の言葉で言へば夫婦の關係が分解してしまつた場合に、法定相続分でありま。ところの遺産の三分の一、またはそれが四千万円よりも低ければ四千万円までの相続による財産取得につきましては、相続税は非課税というたてまえにいたしておるわけでございます。これはもちろん、妻の財産取得に對する優遇措置といふものが、いま申し上げたように共愛共榮の關係であるべき夫婦、配偶者相互間の關係が壊れてなくなつてしまつた場合、つまり夫の死後にその必要性が強いといふふうに考えておられますのは、配偶者に對する特例措置といふものは基本的には相続税という形で行つていくのが、筋道としてさうであ

らうと思ひますし、それで税制上も十分であらうかと思ひます。

配偶者間の贈与について贈与税をやめてしまつたらどうだろうといふことでございますけれども、贈与税における控除額六十万円といふのがございまして、それ以外に、二十年以上婚姻關係にありませう。これは夫でもないのです、居住してゐる家を譲ります場合には、一千万円を限度として贈与税を課さないといふことにしてあります。それをのけますと、そもそも六十万円の贈与税の非課税といふものは、いわば少額不追求といふような趣旨からきてきておられますので、これをさらに拡大して、同世代間と申しますか夫婦間の贈与について一般的に贈与税を大幅に軽減をするといふ措置をとることは、贈与税が相続税の前払いでございませうから、その必要に乏しいといふのが税制上の考えでございませう。

○土井委員 そういふいまの御説明もよく理解はできるのですが、しかし本来、夫婦の協力によつて取得した財産に對しては、名義人でなくとも配偶者としてそれに対する一定の協力があるといふ前提に立つて考えると、潜在的持ち分があると言わざるを得ません。そして最初にお伺ひした、一体どれだけの協力をされてゐるとお考えですかと申し上げたら、大抵の男性は、さうですね、やはりそれは二分の一でしような、一般的に言つて二分の一でしようなと言われます。委員長初め、恐らくここにいらつしやる男性の皆さんは、無難なところは二分の一と言ふべきであらうとお考えになつていらつしやると思ふのです。それからしても、いま夫婦間の財産移転についていろいろの御配慮が年々御努力によつて積み重ねられて今日に來てゐるわけでありませうけれども、この節、いま申し上げたやうな原則に立つて考えた場合に、二分の一が一方配偶者の潜在的持ち分である、このことを考えると、私も素人でありませうけれども、本来税法といふのは、単なる形式によらないで、やはり実質的な利益の享受や負担力に對して課税すべきものだといふ理解を持つ

ております。そういうことからすると、夫婦間の財産移転の場合は、夫婦財産形成過程の実態というものによく着目して認識した上で、やはり二分の一の潜在的な持ち分の顕在化であるものについては贈与税を課すべきでないという、この本来の問題にいかにしてきたるかという問題が実は税法上あるだろうと思うのです。この点はどのようにお考えになりますか。

○林(義)政府委員 お話よくわかるのです。わかりますが、やはり税法というのは、一つにはいまのお話のような社会的な常識というか、社会的ないろいろな制度の上に立って、その中で税金をどう取っていくかということも考えていかなければならないと思うのです。そういったしますと、いま主税局長から御答弁申しましたように、夫婦別産制というようになってきたまになっているというところが民法ではつきりしているわけでありまして、この辺の問題につきましても議論はいろいろあるだろうと思うのです。いろいろあるだろうと思いますが、やはり民法にそういうふう書いてありますと、それを離れて半分だというわけにはなかなか税法の立場としても言えないのではないかと、こういうふうにかけるわけでもございまして、別産制というところになっていけば、そこでお互いの間で物の移転をするということならば、贈与税というものはどうしてもかけざるを得ないのではないかと。そのときに、夫婦の間で一番大きなところの居住用財産については、先ほど申しましたようなことをやるし、また、六十万円未満のものにつきましては少額不追求というふうな形の制度を講じている、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○土井委員 あくまで民法上の規定を前提に置いて考えた場合に、税に対する考え方はそういうことになるとなるだろうと思ひますね。けれども、片や先ほど来申し上げるように、現行民法上の夫婦別産制における欠陥というものもあるわけですが、十分は実情にこたえていないという不十分性というものはお互いの実生活の上で認識されているわけでは

す。したがっていましてそういう観点からすると、民法の改正を待つまでもなく、税の上でひとつこの点に対する配慮をやつていこうじゃないかという積極的な姿勢というのが税制上はあつてしかるべきだと思ひますが、これはやはりいまの別産制の持つ欠陥を補完するという意味において、実生活に対してこたえていく、妻の努力に対してこたえていく、これはやはり男性側がそれなりの努力をなさることは高く評価されるであろうと私は確信してやみませんけれども、これなりの御努力を払っていただくというところは、やはり民法の改正を待つまでもなく現実の問題としてできしかるべきだと思ひわけでありまして、この点いかがですか。

○高橋(元)政府委員 夫婦別産制をたてまえにしておりまして現行の民法について、現在の夫婦制度といひましようか、夫婦そのものの実態または人間の生活のあり方というものが必ずしもびつたりこないというものかもしれません。それはそういう見方というものはあつてもちろん当然だと思ひます。しかし税法が基礎法、つまり身分法を離れて、いわば私どもの言葉で申せば税法が過ぎた立場をとるといふことは、これまた控えなければならぬことではないかというふうに思つております。

ただいま委員からお話のありましたケースの中で、私、先ほどお答えしたわけですが、夫から妻に別産制で財産名義を移転するというところについて特別の配慮を払わなければならない場合は何だろうか。それは、子供が自分の死んだ後で妻のめんどうをよく見ないかもしれない、そういう場合には、やはり最低限妻が将来住む家というものを無償で夫の財産から妻の財産に分けておくということがあるであらう。それ以外の関係については相続のときに清算がされるわけでございます。相続については、親子の間の仲が悪いというところはありましようけれども、それは遺言によつて遺留分を害さない程度の財産の配分というものはできるわけでございますから、したがって

して、生前に税制上手当てをしなければならぬ主要なケースといひますものは、やはり居住用不動産を夫が妻に贈与する、こういう場合について配慮するといふ趣旨で、先ほど申し上げましたような贈与税の特例ができておるわけでございます。それ以外に、現在の別産制のもとで、法律上別産制という構成になっておりますのを、あえて税法上は二分の一の共有制であるというフィクションを置くのは、そこまで税制がはかっているのか、いかになものかという気持ちを私はずっと持つておるわけでございます。

○土井委員 フィクションじゃなくて現実の問題は二分の一にしていくという努力を私どもそれは払つているところであります。これはしかし一朝一夕に解決してすぐに法の改正ということにこぎつけるという見通しもなかなか立たない。しかし現実の問題として、いまおっしゃりたいいろいろな配慮が従来の努力の中で積み重ねられてきたという、この税制上のあり方についても私は軽視するものではありません。しかし、なおかついろいろの問題点について、こういう税制上について改革を要求する声が非常に強い、特に女性の側からそういう声が強いのこともひとつ念頭に置いていただいて、そのための御努力を一層喚起したいと思ひわけでありまして、これは別にフィクションでもなし、民法が変わらなければできないということでもなからうと思ひます。その点の御検討を賜る御努力のほどは払つていただいで当然だと思ひますが、いかがですか。

○林(義)政府委員 実は土井委員御承知のとおり、五十年の税制改正のときに相続税の大改正をやりまして、この問題を取り上げたわけでございます。実はそのときには、少し甘過ぎるんじゃないか、これだけあつたらどうするんだという議論まであるぐらゐなことをやつたわけでございますが、その後のいろいろの問題もございまして、さらに長期的にいろいろな角度から検討してみたい、

こう思つております。ただ御承知のとおり、民法改正の問題もございまして、なかなか民法の考え方をひっくり返してこちらでやるというのは、むずかしい問題があるということだけは御了解をいただきたい、こう思ひます。

○土井委員 なかなか姿勢はかたい中にも一機、暗夜に灯を見出したような感じでありまして、全く望みなきにもあらずという感動をたたいま得たわけですが、せっかくいま大蔵省の政務次官になられておるわけでありまして、林政務次官にこれが具体的に動いたという実績を残されるというところは画期的なことであり、議会上に一つの特記すべき事象をここに残されたということになるわけでありまして、その御努力のほどを喚起したいと思ひわけでありまして、

さて、夫婦協力によるところの幸福な家庭生活が生産されるということではだれしも望むところでありましてけれども、残念ながら先ほど主税局長の言われた、お互いが万やむを得ざる事情により別れなければならぬという、不幸にして離婚という状況に遭遇するという夫婦も世の中にはたくさんございまして、ところが、その離婚をめぐる財産分与に関する税のあり方を見てまいりますと、まだまだ女性の側から言うところの不利な点が多々ございまして、従前に比べるとこれも相当配慮されたのでありますけれども、まだまだ不利な点があります。

まずお尋ねしたいのは、離婚に伴ういろいろな財産分与に関して、それに関する課税が現在税法上明文化されておりますかどうか。税法上の明文の規定というものはございまして、

○高橋(元)政府委員 離婚に伴ひまして財産分与を受けた場合には、原則として贈与として見ないわけでございますから、これは取り扱いの問題でございまして、税法の明文ではございせん。

○土井委員 それは取り扱いの計算上の問題という観点での決め方であつて、いま御答弁のとおり、税法上に具体的な規定は現行法としてはない

わけでございますね。

○高橋(元)政府委員　財産分与は、協議離婚した場合に財産分与の協議をいたします。その場合に、離婚によってすでに財産分与の潜在的な権利義務、潜在的と申して適當かどうか知りませんが、これが発生しておつて、それを履行するわけでございますから、これは贈与に該当しない、したがつて贈与としては扱わない、こういうことでございます。

○土井委員 それはそれで結構なんですが、具体的にどうなのでしょう、離婚に伴う財産分与に対する課税についての税法上の明文化された規定としないわけではないわけですね。

○高橋(元)政府委員　つまり、分与されたものがそれ自体で課税されることはないということについてその根拠を御説明したわけでございますが、贈与に該当するものでないの贈与税がかかっていないわけでございますから、これはなかなか法律に書きようがむずかしいのではないかと思います。

○土井委員 法律に書きようがむずかしいとおつしやるけれども、これは全く不可能とも言えないでしょう。

○高橋二元政府委員 贈与でないものには贈与税を課さないという条文を書くわけにもまいりませんので、そこが大変むずかしいと申し上げた趣旨でございます。

○土井委員　贈与でないものには贈与税を課さないということであつて書くわけにはいかない、それは御趣旨のとおりなんですが、ただ、私がいま申し上げていることに對する御答弁としては、それはちょっと御答弁にならないんじゃないですか。税法上現に明文化された規定は、離婚に伴う財産分与に関する課税としては規定はないということですね。これはそれでしよう。

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 ここではその問題は筋違いになるかもしれませんが、離婚に伴う財産分与に対する課税という点からするとお調べになっていてしかる

○高橋(元)政府委員　民法七百六十八条、「協議

上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」以上でございませう。

○土井委員　というこのいまお読みくだすったような条文がある限りでございませうね。だから、これは比較的簡潔と言えは簡潔だということが言えると思うのです。非常に抽象的ですから、これについての理解解釈をめぐっているいろいろな学説や判

例がございました。この問題に対する見解は、いまだに一定していないわけですが、しかも現実の財産分与というのは、具体的な事例ごとにその内容、それからその具体的な事象というものが対象とされます。財産の形成過程もいろいろ異なっております。だから、いま取り扱われている取り扱い方というのを見てまいりますと、所得税法

でも、いろいろ問題点がたくさんこの中に含まれたままで一律に一样に取り扱うというかっこうになっていかざるを得ない、こういう関係になると思うのですよ。

それで、財産分与を受けた者に対する課税について、相続税法の基本通達六十二条というのがあるわけですが、これ以外にございますか。

○高橋（元）政府委員 規定したものはございませ

○土井要員 夫婦の協力によって形成される財産の増大、それからいまはもうだんだん権利意識についても向上いたしております。財産分与の類というのも自然それに伴って考えられていくということになるわけです。したがって、離婚に伴って財産の分与者、それから分与を受ける者

に對する取り扱いというのを何とかこれは明確に規定すべきであるという声が高いわけでありますが、こういうことを立法措置として講ずる場合に、現行別産制が持っている欠陥というものを財産分与制度の上で補完しながら、実質的な男女平

○土井要典 いま技術的に必ずかしい点も指摘されながら御答弁されましたけれども、これはそういう声もまたにはだんだん強くなりつつあるというのを一つは認識の中に置いていただいで、御検討を進めていただくようにお願いをしたいのです。

譲渡所得の税の問題について、そういう意味で少しお尋ねを進めてみたいと思うのですが、この譲渡所得の税の本質について最高裁判所でもいろいろ判例がございますね。近くは昭和四十七年の十二月二十六日の判例で、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである」、「いわゆる増加益清算説」というふうに言っていると思うのですが、そういう判例がございますね。それとともに、所得税法の三十三条の一項にいう「資産の譲渡」というのがございますが、「有償無償を問わず資産を移転させる一切の行為をいうものと解すべきである」と

この所得税法の三十三条一項にいうところの「資産の譲渡」というのは、この最高裁判所の判例をいま二例挙げてみました。が、どういふふうに理解してしるべきだと考えていらつしやいますか。

○高橋(元)政府委員 資産の譲渡の場合には、まさにいま委員からお示しのありました五十年の最高裁の判例で言っておりますとおり、「有償無償を問わず資産を移転させる一切の行為」というふうに解釈をいたしております。

○土井委員 形式的に名義変更に伴つて資産の移転があったというふうに仮定をしましても、資産の無償譲渡の場合には譲渡所得の発生を認める余

地はないというのが最近の傾向なんですが、これについてどのようにお考えになっていらつしやいますか。

○高橋(元)政府委員 無償と申しますか、金銭の

対価の移転がなくても、その場合に他の利益というものを資産の譲渡に伴って譲渡者が受ける場合というのがあります。そういう場合には、まさに譲渡所得が発生しているという状態であろうと思います。また、無償または非常に低額で譲渡した場合に、その譲渡が、いま申し上げたようなことで時価を著しく下回っているときには、時価で売ったものとみなすという規定も所得税法の中にあるわけでございます。

○土井委員 所得税法の三十三条一項にいう「資産の譲渡」というのは、有償譲渡に限定して解すべきだというふうな見解があることも御承知だと思っております。それで所得税法の五十九条の一項の規定は、譲渡所得計算に関する特例規定だというふうな最高裁の判例もございしますが、これを所得税法三十三条の特例規定として位置づけてよいのかどうか、いかがなんでしょうか。

○高橋(元)政府委員 繰り返しになりますが、私どももいま御引用になつておられる最高裁の判例のとおり資産の譲渡についての法律的な性格を理解しております。このことは多年、税法の解釈及び運用に当たりましての原則というふうにして今日に至つておるわけでございます。

○土井委員 先ほどの御答弁のとおり、有償無償を問わずというふうな立場で理解をされているようでありませうけれども、財産分与として不動産なんかの資産を譲渡した場合、分与者はこれによつて分与義務の消滅という経済的利益を享受したものであるべきだというふうな判例も他にございまして、有償性というものを肯定しているわけですね。財産分与請求権に基づく財産分与行為というのは、財産分与義務の履行そのものにほかならない、経済的な利益の発生ということとは理解しがたい、財産分与行為というものは、婚姻中夫婦の協力によつて形成された財産の潜在的な持ち分を明確にするいわば一種の確認行為と言つてもいいと思うのです。一種の確認行為と見るべきだというふうな見解がございしますが、この有償無償を問わずということ前提に置いて、いま言つた

ような意味で、この財産分与行為というのは一種の確認行為というふうになすべきだ、経済的な利益の発生とみなすべきではないという、この考え方に對してどのようにお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 有償無償を問わずと、こたわるようでございますが、それが税法上の扱いでございます。それでございませうから、無償で国等、または公益法人でもよろしいわけですが、国等に対して財産を寄附した場合、譲渡所得の課税を外す、こういう規定が特に措置法の中に入っております。

先ほど来申し上げたことでございますが、税法と申しますのは通常、良心をもって事柄を処していかれる、その場合の取引なり人間の間の関係の成り行きというものを素直に書くということが本来でございますけれども、そうやっていきまされた場合に、法の規定を拡大拡張して、それによつて税の義務の通脱を図るというふうな場合もないわけでございます。そのまゝ素直に書いてほしいというわけにございませう。したがって、人倫の道に

したがってそのまゝ素直に書いてほしいというわけにございませう。したがって、人倫の道に

したがつてそのまゝ素直に書いてほしいというわけにございませう。したがって、人倫の道に

したがつてそのまゝ素直に書いてほしいというわけにございませう。したがって、人倫の道に

には、一読してすぐわかるような配慮が非常にし

てあるという気持ちで私も拝読したわけですが、

その中にもまず「離婚によつて財産の分与を受けた人」という欄があります。分与した人に先立つて

受けた人の方が先に書いてあるわけですが、「財産

の分与を受けた人」という欄を見てまいりますと、「贈与によつて取得した財産ではありませ

暗くて、一々隣から話を聞いたりして申しわけな

く存じますが、財産分与請求権の性格というもの

につきましては諸説あると思うのでございませう。

手元の法律学辞典などを引いてみましても、幾つ

かの説が書いてございまして、婚姻中の夫婦財産

で奥さんにやっつけてしまうというこういうことであれば、これはキャピタルゲインも何も起こっていないわけですが、三千万円だ、こう言つて渡す限りは、二千九百九十万円の譲渡益というものは起こっているわけでございますから、これを特別に譲渡所得課税を外すということは、これは先ほど来るる申し上げているように、税法全体の仕組みからいたしまして、大変お言葉にそむくようにでございますし、大変人情のないことを申し上げているようにも私自身思うのでございますが、やはりこれは税法のたてまえとしてやむを得ないというふうに考えております。

万一、先生のおっしゃるように、それじゃ分与時に財産の譲渡所得課税やめておけという話になりますと、今度は別れた奥さんが旦那さんから十万円でもらった土地を将来売ったときに、その二千九百九十万円の譲渡所得を払ってください、こういう話になってしまつて、取得価格の引き継ぎからなにをやりましても、いまの税制のもとではどこかで譲渡が実現した場合に課税が起るわけでございますから、それはやはり別れていく妻に財産を渡す旦那さんのところでかけた方がむしろ現実的ではないだろうか、こういう考えでございます。

○土井委員 この問題は少し論議を深めていく必要があるように、私はいまの御答弁を承つていて思います。したがいまして、きようは時間の制約があります。これ以上御迷惑をかけるのは私も心苦しい気がいたしますから、時を改めましてこれに對してさらに継続して質問をさせていただくことをここでお願いをして、終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○加藤委員長 次回は、来たる六日火曜日午後五時三十分理事会、午後六時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会

